

朝霞市外部評価委員会（第1回）
次 第

日時 令和8年5月27日（水）
午前10時から
場所 朝霞市役所
別館5階 大会議室（手前）

- 1 開会
- 2 委嘱式
- 3 あいさつ
- 4 議事（予定）
 - （1）会長、副会長の選出
 - （2）外部評価「安全・安心なまち」
- 5 その他
- 6 閉会

傍聴要領(案)

朝霞市外部評価委員会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、原則として、会議の開会時刻までに、会場で受付をし、朝霞市外部評価委員会（以下、「委員会」という。）の会長の許可を受けた上で、係員の指示に従い、入室してください。
- (2) 傍聴者の受付は、先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。ただし、委員会の会長は、会場により傍聴者の定員を調整することができます。

2 会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の事項に違反したときは、委員会の会長はこれを注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくこととなります。
- (3) 次に該当する方は、傍聴席に入ることができません。
 - ① 刃物等危険なものを持っている者
 - ② 酒気を帯びていると認められる者
 - ③ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を持っている者
 - ④ 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論、放歌、高笑その他騒ぎ立てるなど、議事の妨害はしないこと。
- (3) 会場において発言しないこと。
- (4) 鉢巻、腕章、ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (5) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、または不体裁な行為をしないこと。
- (7) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (8) 会場において、会長の許可なく、会議の様態を撮影し、又は録音等を行わないこと。
- (9) 携帯電話等通信機器を使用しないこと。
- (10) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

朝霞市外部評価委員会 委員一覧（敬称略）（令和8～9年度）

令和8年5月現在

	選出枠	氏名	備考
1	市議会議員	田辺 淳	
2		外山 麻貴	
3	知識経験	長谷川 清	株式会社地域金融研究所 主席研究員
4		村上 文洋	総務省 DXアドバイザー
5		森 稔樹	大東文化大学法学部 教授
6	関係団体	秋山 英一	朝霞市商工会
7		小島 真知子	あさか子育てネットワーク 代表
8		鈴木 将平	連合埼玉朝霞・東入間地域協議会
9	公募市民	柴野 美智枝	候補者名簿
10		高橋 満	立候補
11		藤原 友汰	候補者名簿
12		光廣 奈津子	立候補

※選出枠ごとに50音順に掲載

○朝霞市外部評価委員会条例

平成25年 1 月15日 条例第 2 号

改正

平成26年 3 月31日 条例第 5 号

令和 4 年 3 月25日 条例第 2 号

朝霞市外部評価委員会条例

(目的)

第 1 条 この条例は、朝霞市外部評価委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 市の総合計画、行政改革及びまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の推進に関し必要な事項について調査し、及び審議するため、朝霞市外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合計画、行政改革及び総合戦略の施策評価の結果の検証並びに意見及び提案を行うこと。
- (2) 総合計画、行政改革及び総合戦略の推進に関し必要な事項について調査し、及び審議し、助言を行うこと。
- (3) 行政評価制度の改善について、提言を行うこと。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市の議会の議員
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 市が関係する団体から推薦された者
- (4) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(部会)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員会に諮って部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する部会に属する委員がその職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市長公室政策企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年条例第5号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月25日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(朝霞市行政改革懇談会条例及び朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 朝霞市行政改革懇談会条例(平成25年朝霞市条例第24号)

(2) 朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例(平成27年朝霞市条例第16号)

(特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年朝霞市条例第2号)

の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

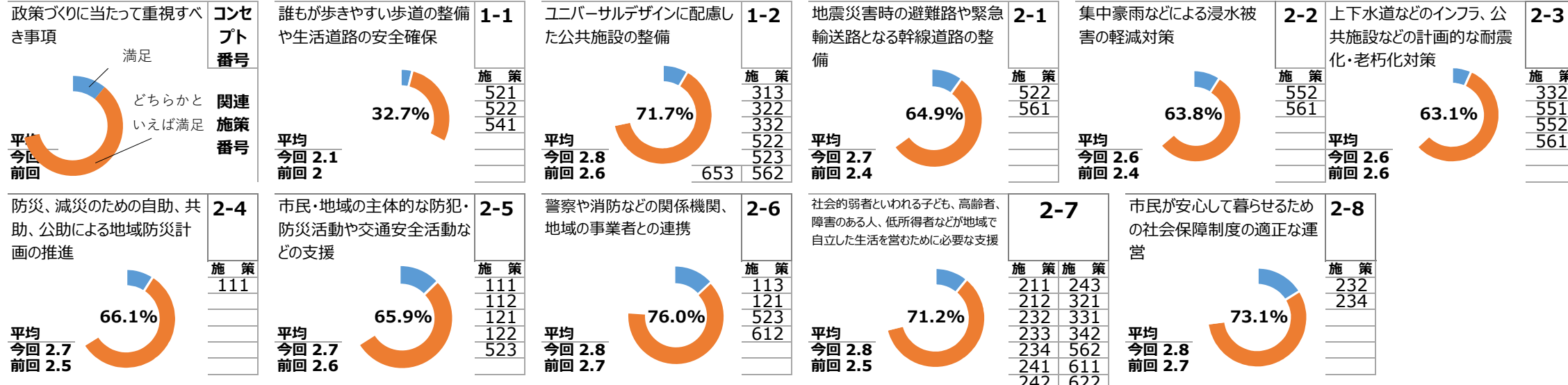
令和 8 年度外部評価委員会開催日程

会議	開催日時 場所	会議内容	①会議資料配布（予定） ②質問提出期限（予定） ③回答送付（予定）
第 1 回	5月27日（水） 午前10時から 大会議室（手前）	・委嘱式 ・外部評価「安全・安心」	①4月22日（水） ②5月1日（金）正午 ③5月18日（月）
第 2 回	6月29日（月） 午後2時から 大会議室（手前）	・外部評価「子育て」 ・外部評価「つながり」	①5月27日（水） ②6月3日（水）正午 ③6月19日（金）
第 3 回	7月16日（木） 午後2時から 大会議室（手前）	・外部評価「自然・環境」 ・外部評価「市民参画・協働、 行財政」	①6月5日（金） ②6月18日（木）正午 ③7月8日（水）
第 4 回	7月31日（金） 午前10時から 全員協議会室	・令和7年度行政改革の 結果検証	①6月22日（月） ②7月1日（水）正午 ③7月22日（水）
第 5 回	8月7日（金） 午後2時から 全員協議会室	・第6次総合計画の評価方法 について① ・ロジックモデルについて①	調整中
第 6 回	10月2日（金） 午後2時から 大会議室（手前）	・第6次総合計画の評価方法 について② ・ロジックモデルについて②	調整中
第 7 回	12月22日（火） 午前10時から 市役所別館5階 大会議室（奥）	・第6次総合計画の評価方法 について③ ・令和9年度行政改革推進 実施計画について	調整中

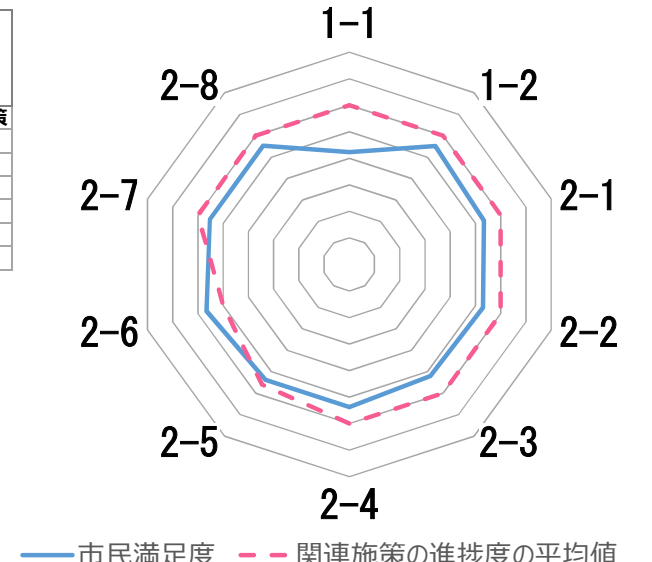
安全・安心なまち

資料2-1

市民満足度アンケート結果：4段階判定（4満足・3どちらかといえば満足・2どちらかといえば不満・1不満）



市民満足度平均と進捗度平均の比較



進捗状況（市の自己評価）：4段階判定（4極めて順調・3おおむね順調・2やや遅れている・1大幅に遅れている）

進捗度	施策コード	施策名	まちの状態を表す指標 (施策評価シートの指標)	進捗度	指標	R6実績	R7見込	R7目標
3	111	想定避難者数の1.5日分の備蓄食料確保率 (%)	3	3	50,159	100	100	100
3	112	メール配信サービスへの登録者 (人)	3	3	14,962	6,591	6,491	10,000
2	113	消防団の充足率 (%)	2	2	23,069	88	89	100
3	121	市内における刑法犯認知件数 (件)	3	3	29,113	1,012	1,000	831
3	122	消費生活相談件数 (件)	3	3	9,397,544	812	900	1,070
3	211	民生委員・児童委員の相談・支援件数 (件)	3	3	4,500,610	1,731	1,750	2,600
3	212	福祉の総合相談件数 (件)	3	3	4,794,046	1,006	1,190	1,400
3	232	地域包括支援センターの相談件数 (件)	3	3	4,794,046	4,641	4,900	5,000
3	233	認知症サポーターの数 (人)	3	3	195,130	8,190	10,000	10,000
3	234	高齢者の地域活動団体数 (団体)	3	3	195,130	133	157	200
3	241	啓発・広報活動件数 (件)	3	3	4,794,046	82	80	100
3	242	障害福祉サービス等の延べ利用件数 (件)	3	3	0	31,204	22,000	24,000
3	243	障害者就労支援センター利用による就職者数 (人)	3	3	0	32	41	50
3	313	「教科等指導員」を任命した教科等の数 (教科)	3	3	1,655,848	5	8	15

進捗度	321	事業参加者満足度 (%)	進捗度	322	事業参加者数 (人)	進捗度	331	週1回以上スポーツを行っている人の割合 (%)
3	生涯学習活動の推進	92.8 93.0 92.0	3	学びを支える環境の充実	31,791 35,989 70,000	3	スポーツ・レクリエーション活動の推進	51.2 0 60.0
3	66,960	R6実績 R7見込 R7目標	3	794,844	R6実績 R7見込 R7目標	3	37,539	R6実績 R7見込 R7目標
進捗度	332	体育施設 (14施設) の利用率 (%)	進捗度	342	文化祭入場者数 (人)	進捗度	521	歩道整備延長 (累計) (m)
3	利用しやすい施設の提供	59.9 59.8 62.0	3	芸術文化の振興	8,496 4,298 14,500	3	やさしさに配慮した道づくり	80,063 80,208 80,277
3	253,723	R6実績 R7見込 R7目標	3	6,805	R6実績 R7見込 R7目標	3	209,880	R6実績 R7見込 R7目標
進捗度	522	都市計画道路の整備率 (%)	進捗度	523	市内循環バス (コミュニティバス) の年間利用者数 (人)	進捗度	541	(仮称) あずま南地区土地区画整理事業整備進捗率 (%)
3	まちの骨格となる道路づくり	54 54 56	3	良好な交通環境づくり	374,399 395,124 359,000	3	特性に応じた市街地づくり	30 64 66
3	320,653	R6実績 R7見込 R7目標	3	906,163	R6実績 R7見込 R7目標	3	102,428	R6実績 R7見込 R7目標
進捗度	551	基幹管路の耐震化率 (上水道) (%)	進捗度	552	老朽化管渠の修繕改築工事延長 (下水道) (km)	進捗度	561	防火地域・準防火地域の指定地区数 (地区)
3	上水道の整備・充実	58.8 63.7 62.7	3	公共下水道の整備	0.68 0.13 1.05	3	災害や犯罪に強いまちづくり	10 10 12
3	2,624,253	R6実績 R7見込 R7目標	3	2,935,861	R6実績 R7見込 R7目標	3	122,870	R6実績 R7見込 R7目標
進捗度	562	「障害のある人に配慮した道路・建物・駅などの整備」の不満足度 (%)	進捗度	611	人権に関する研修会・講演会参加者数 (人)	進捗度	612	人権施策や人権問題に関する関係機関との連携件数 (件)
3	全てのの人にやさしいまちづくり	0 26 17	3	人権教育・啓発活動	303 277 630	3	問題解決に向けた支援体制の充実	12 14 13
3	74,533	R6実績 R7見込 R7目標	3	18,178	R6実績 R7見込 R7目標	3	7,598	R6実績 R7見込 R7目標
進捗度	622	配偶者等から暴力を受けた場合に誰かに相談する割合 (%)	進捗度	653	維持管理費の削減率 (%)			
3	男女平等が実感できる生活の実現	0 65.8 80	3	公共施設の効果的・効率的な管理運営	39 40 -5			
3	9,996	R6実績 R7見込 R7目標	3	1,335,100	R6実績 R7見込 R7目標			

市民満足度アンケート自由記述欄 (主なもの)

○道路整備・交通マナー

- ・歩道がない、または狭い場所があり、歩くのが怖い。(他48件)
- ・歩道に段差や凹凸がある箇所が多く、高齢者やベビーカーなどがつまづく原因となっている。(他12件)
- ・車道が狭く、渋滞や事故が発生している。(他11件)
- ・自転車の運転ルール、マナーが悪い。市民への継続的な啓発が必要。(他10件)
- ・自転車専用通行帯の整備が不十分。整備していても道幅が狭く、車と接触しそうで危険。(他8件)
- ・道路が狭いのに、幹線道路への抜け道で車の速度が早い。ハンプ等の対策が必要。(他6件)
- ・車道や自転車専用道路に陥没や段差等があり、ガタガタする。(他5件)
- ・横断歩道がない道路を横断している人が多く危険。横断歩道を設置してほしい。(他4件)
- ・道路の中央線や横断歩道などが消えかかっているところがある。(他3件)
- ・側溝の蓋が合っていないので歩きにくい。隙間に落ち葉やゴミが溜まる。(他2件)
- ・交通量が多く、道幅の狭いところは一方通行などにするなどの対策が必要。(他2件)
- ・カーブミラーが足りていない、見えにくい。(他1件)
- ・見通しが悪い交差点が危険。(他1件)

○防犯

- ・街灯が少なく、暗くて見えにくい、不安を感じる場所がある。(他22件)
- ・深夜に大声で騒いでいたり、空き巣や車上狙いなどが増えたりと、治安悪化を感じる。(他6件)
- ・監視カメラ等の設置を進めてほしい。(他2件)

○防災

- ・日々の生活の中で防災の実感があまりない。もっと周知してほしい。(他7件)
- ・町内会活動が停滞しており、地域の防災体制ができていない。(他2件)
- ・電柱の地中化を進めてほしい。

○水害対策・水道整備

- ・大雨時に冠水して通行できなくなる。(他6件)
- ・水道水が濁るのを何とかしてほしい。(他2件)
- ・水道設備の老朽化対策を積極的に進めてほしい。(他2件)

○公共施設の整備

- ・市役所の建て替え、トイレの改修を検討してほしい。(他2件)
- ・公共施設の駐車場が狭く、駐車台数も足りない。

○多文化共生・地域コミュニティ

- ・外国人が増えてきており、マナーが悪い人もいる。ルールの周知徹底をしてほしい。(他5件)
- ・様々な世代、属性の人が安心して暮らせる街であって欲しい。(他1件)
- ・すべての人が参加できるイベントやコミュニティづくりに期待。(他1件)

○その他

- ・市がどのような取り組みをしているか分からない。市民への周知が必要。(他18件)
- ・朝霞駅、朝霞市役所周辺だけでなく、他の地域もインフラ整備やイベントをしてほしい。(他9件)
- ・市の課題について、対応が遅い、または未対応が多い感じる。(他1件)

111 防災対策の推進

担当課 危機管理室

関連課 —



目指す姿

災害時における被害の軽減を図るための活動体制や防災施設等が整備され、防災対策が充実したまちになっている。

まち・ひと・しごと目標 基本目標 4 誰もがいつまでも活躍できる安全・安心なまちを実現する
(ウ) 災害への備えが万全で安心して過ごせる地域連携の体制強化

《後期基本計画冊子 P52》

指標 1 | 【まち・ひと・しごと】

想定避難者数の1.5日分の備蓄食料確保率 (%)

地域防災計画に基づき市が備蓄すべき必要な総数

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
100	100	100	100

指標 2 |

-

-

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実施内容

【新規】

- 埼玉県が整備した衛星系防災行政無線について、設備の老朽化及び修理部品等の調達が困難となったことから、県が再整備を実施しており、その事業費の2分の1を各市町村が負担することとなった。
- 前年度に地域防災計画を改定したことに伴い、市民向けに発行している防災啓発冊子の更新を行った。

【継続】

- 気象警報発令時において、地域防災計画に基づき警戒体制を整えた。
- 災害発生時に円滑に対応できるよう、事前に土木業者等と災害復旧業務委託を締結した。(12業者)
- 備蓄食料を購入した。
- 防災設備等（防災行政無線、発電機等）の維持管理を行った。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

【外部評価委員会】

- 備蓄食料について、避難所に取りに来れば配布されるのか明確にした方がよいのではないか。

3 進捗状況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

指標 1 について、賞味期限が近付いたものについて毎年入れ替えを行い、順調に推移している。
今後も災害発生時に円滑に対応できるよう、機器の維持管理や関係課との情報共有を行っていく。

【外的要因】

4 必要性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

国では、マグニチュード7クラスの首都直下型地震が発生する確率（30年間で70%）を踏まえ被害予測を行い、新たな災害対策の取組を進めている。また、東日本大震災後、災害対策基本法の改正（避難場所の見直し、避難行動要支援者名簿の作成及び個別計画の作成等）が行われた。このような中、本市においても引き続き地域防災計画等に基づき、災害に強いまちづくりを進める必要がある。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	国民保護計画推進事業	372	374	1,146	継続
2	災害活動事業	13,447	16,700	6,789	継続
3	防災対策事業	41,696	23,885	42,224	継続
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		55,515	40,959	50,159	

総コスト（事業費+人件費）の 経年変化 単位：千円	R5年度 55,515	R6年度 40,959	R7年度(見込み) 50,159
------------------------------	----------------	----------------	---------------------

6 現状と課題の分析

・地域防災計画や災害対策別マニュアルに基づき、引き続き災害発生時に迅速な対応ができる体制づくりを行う必要がある。

8 行政と市民の役割分担

・防災対策は、市で実施するもの（公助）と市民や地域の団体等が実施するもの（自助、共助）があり、それぞれをバランスよく充実させていく必要がある。
・自主防災組織等との協働により、防災に関する課題の把握や情報の共有化を積極的に進める。

7 今後の展開

・地域防災計画に基づき、警戒・非常体制の施行を適切に行い、災害時に迅速な対応を行う。
・災害対策別マニュアルに基づき、職員の活動体制など具体的な取組を更に進めるとともに、消防等の防災関係機関との連携、協力体制の整備等に努め、総合的な防災体制の強化を図る。
・災害発生時における各種応急復旧に関する人的・物的支援を受けるため、民間事業者等との災害協定を進める。

9 所管部の総括

首都直下型地震の発生が懸念される中、国の動きや社会情勢を踏まえるとともに、地域防災計画に基づいた防災体制の確立、関係機関との連携強化のほか、令和元年台風19号や感染症対策を踏まえた避難所運営方法の周知、避難行動要支援者への支援等、防災対策の更なる充実・強化に努めていく。

112 地域防災力の強化



担当課 危機管理室


関連課 —

目指す姿

自主防災の理念のもと、災害時における被害の軽減を図るため、日頃から地域防災力の向上に積極的に取り組むまちになっている。

まち・ひと・しごと目標 基本目標 4 誰もがいつまでも活躍できる安全・安心なまちを実現する
 (ウ) 災害への備えが万全で安心して過ごせる地域連携の体制強化

《後期基本計画冊子 P52》

指標 1 | 【まち・ひと・しごと】 

メール配信サービスへの登録者（人）

メール配信サービスに登録している住民の数

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
6,556	6,591	6,491	10,000

指標 2 |  

—

—

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実施内容

【新規】

【継続】

- ・地域自主防災活動等事業費、消火器設置詰替等事業費及び防災士資格取得支援の補助を実施した。
- ・自主防災組織未結成団体に対する結成促進を、地域防災アドバイザーの協力のもと実施した。
- ・カインズ朝霞店において防災フェアを実施した。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

【外部評価委員会】

- ・避難行動要支援者への対応は、個人情報保護法により、その存在自体を知らせてはいけないという縛りがあるため、どこの自治体でも共通の課題であるが、誰もができるような方策を検討し、対応してもらいたい。

3 進捗状況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

指標 1 について、目標には達さない見込みではあるが、一方でLINE等のSNSの登録者数が増加しているなど、おおむね順調に推移している。

引き続き、自主防災組織の防災活動等事業に対する補助を行っていく。

【外的要因】

4 必要性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

災害時に被害を軽減するためには、市民一人ひとりが日頃から家庭内での防災対策を行うことや、自主防災組織が地域において効果的な防災活動を行うことが重要である。このことから、引き続き自主防災組織の結成を促進するとともに、災害に備え、組織化されている団体の活動体制が維持できるように行政として支援していく必要がある。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	地域防災推進事業	15,100	8,835	14,962	継続
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		15,100	8,835	14,962	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R5年度	R6年度	R7年度(見込み)
15,100	8,835	14,962

6 現状と課題の分析

・市民一人ひとりの防災意識を高めるためには、継続した活動が必要である。また、自主防災組織の組織化については、一定の成果が認められている中で、今後は自主防災組織の活動をより充実させるための支援を行うとともに、防災関係団体で組織する地域防災ネットワークの構築を進める必要がある。

8 行政と市民の役割分担

（市）災害時には自主防災組織等の地域住民が主体的に防災活動を行うことが重要であることから、関係団体との協働により、施策の推進を図っていく。

（市民）自主防災組織の結成、資機材の整備、防災訓練の実施等

7 今後の展開

・災害時の被害の軽減を図るには、自主防災組織の活動が重要であるため、防災意識の高揚や知識の普及を図る。また、自主防災組織の結成促進、結成団体の活動を支援するとともに、避難行動要支援者の個別計画作成等を進め、地域防災力の向上に努める。
・朝霞市における防災の担い手となる団体等が、顔の見える関係づくりを行うことで連携を強固にし、防災・減災対策について取り組む地域防災ネットワークづくりを進める。

9 所管部の総括

市民一人ひとりの防災意識を高め、防災に関する知識の普及啓発を推進していくためには、継続した活動が必要であることから、令和元年台風19号及び感染症対策を踏まえた避難所運営等の各種防災に関する情報について、引き続き広報誌、防災講演会、おとどけ講座など、様々な機会を捉え、普及啓発に努めていく。

また、災害時には、地域で円滑に防災活動を行う必要があることから、自主防災組織の結成促進及び活動活性化のため、地域防災アドバイザーの活用を推進する。

113 消防体制の充実



担当課 危機管理室

関連課 —

目指す姿

埼玉県南西部消防本部との連携が図られ、消防・救急体制や消防団活動の充実したまちになっている。

まち・ひと・しごと目標 —

《後期基本計画冊子 P52》

指標 1

消防団の充足率（%）

消防団定員（138名）に対する充足率

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
92	88	89	100

指標 2

—

—

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実施内容

【新規】

【継続】

- ・一部事務組合への負担金（消防及び議会総務）を支出した。
- ・消防団の主な活動として、火災の災害出動のほか、訓練や整備出動等を行った。
- ・消防団詰所、防火水槽、車両の維持管理を行った。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

該当なし

3 進捗状況

1 ② 3 4 … やや遅れている

【判断の根拠】

指標1については、やや遅れて推移している。
今後も災害発生時に消防団が円滑に活動できるよう、施設・設備の維持管理を行う。

【外的要因】

4 必要性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

- ・高齢化社会の到来や大規模災害の発生が予想される中、消防救急体制を充実する必要があることから、朝霞地区一部事務組合に負担金を支出する必要がある。
- ・消防団は大規模災害発生時は地域防災の中心的役割を担うことから、今後も施設整備や処遇の改善等を図る必要がある。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	消防水利整備事業	22,546	27,983	20,007	継続
2	朝霞地区一部事務組合負担事業（常備消防）	1,395,269	1,507,410	1,536,905	継続
3	消防団運営事業	32,237	52,858	30,297	継続
4	消防団活動事業	22,541	21,499	21,810	継続
5	消防団施設等整備事業	6,039	15,245	62,183	継続
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		1,478,632	1,624,995	1,671,202	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R5年度

1,478,632

R6年度

1,624,995

R7年度(見込み)

1,671,202

6 現状と課題の分析

- ・災害対応も高度化しており、消防団の対応能力の向上が必要である。
- ・消防団詰所の中には老朽化した施設があり、計画的に改築等を進める必要がある。
- ・地域防災の担い手として自主防災組織や民生委員児童委員、地域防災アドバイザー等の防災関係団体との連携を図っていく必要がある。

7 今後の展開

大規模災害時には、消防団と地域住民が一体となって防災活動を行うことが必要なことから、消防団と地域住民の連携を促進していく。

8 行政と市民の役割分担

- （市）地域防災の担い手として自主防災組織や民生委員児童委員、地域防災アドバイザー等の防災関係団体との連携を図っていく。
- （市民）地域防災アドバイザーや自主防災組織等の防災関係団体を中心に、地域防災への意識を高める。

9 所管部の総括

首都直下型の地震や台風、ゲリラ豪雨などの災害の発生が懸念される中、引き続き消防団が地域防災の担い手として中心的な役割を果たすことができるよう、今後においても施設設備や団員確保等、活動環境を整備していくとともに、朝霞地区一部事務組合をはじめとする防災関係団体との連携を推進していく。

121 防犯のまちづくりの推進



担当課 危機管理室

関連課 —

目指す姿

防犯意識の高揚と市民等による自主防犯活動を推進し、街頭犯罪を起こさせにくい地域環境になっている。

まち・ひと・しごと目標 —

《後期基本計画冊子 P54》



指標 1

市内における刑法犯認知件数（件）

埼玉県警察本部が公表した市内発生該当犯罪などの認知件数

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
791	1,012	1,000	831

指標 2

—

—

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実施内容

【新規】

令和7年度で第4次朝霞市防犯推進計画の計画期間が満了することに伴い、新たに令和8年度から令和12年度までの5か年を計画期間とする第5次朝霞市防犯推進計画を策定した。

【継続】

- ・防犯パトロールカーを運行した。
- ・防犯灯設置工事費補助金、防犯灯維持管理費補助金、防犯灯LED化促進事業費補助金、防犯活動推進補助金を交付した。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

【外部評価委員会】

- ・防犯パトロールカーについて、犯罪が起きやすい深夜の時間帯の運行についても検討する必要があるのではないか。

3 進捗状況

1 ② 3 4 … やや遅れている

【判断の根拠】

指標1については、やや遅れて推移している。防犯パトロールカーの定期的な運行を継続していることに加え、朝霞警察署からの依頼により振り込め詐欺等被害防止の防災無線を流している。今後も、関係機関との連携を図っていく。

【外的要因】

4 必要性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

犯罪のない安全・安心なまちづくりは、誰もが望むところであり、今後のまちづくりにおいてもその必要性は高いものと考えている。児童・生徒が安全で安心して教育が受けられるよう、家庭や地域の関係機関・団体と連携しながら、学校の安全管理に関する取組は、なお一層の充実が求められる。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	防犯対策推進事業	34,157	28,545	23,069	継続
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		34,157	28,545	23,069	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R5年度	R6年度	R7年度(見込み)
34,157	28,545	23,069

6 現状と課題の分析

犯罪のないまちに暮らすことは誰もが望むことである。市民一人ひとりの防犯意識を高め、地域コミュニティによる活動、協力する体制づくりを推進していくことが今後も必要である。

8 行政と市民の役割分担

市及び市民、事業者、土地建物所有者等、警察及び関係団体が互いに連携し合い、一体となった活動を展開していく。今後も行政から一方的な働きかけをするのではなく、地域の自主防犯活動を育成・支援し、市及び市民等がそれぞれの役割に応じ、地域ぐるみの防犯に対する意識の啓発に力を入れていく。

7 今後の展開

令和7年度に策定した第5次朝霞市防犯推進計画に基づき、警察及び関係機関と連携し、防犯情報を提供するとともに、市民の意識高揚や自主防犯意識の育成、活動支援に努める。さらに、防犯パトロールの実施や小学校へのスクールガード等の配置により、市と市民等が連携し、安全確保に努める。

9 所管部の総括

防犯のまちづくりを推進するため、第5次朝霞市防犯推進計画に基づき、引き続き、市・市民・警察等の関係機関との連携を強化しながら、防犯研修会、防犯パトロール、防犯灯のLED化に対する補助など、様々な活動を実施していく。

122 消費者の自立支援の充実



担当課 地域づくり支援課

関連課 —

目指す姿

複雑・多様化する消費者トラブルを未然防止するために必要な情報を提供するとともに、トラブルに巻き込まれた場合の相談窓口として消費生活相談を設け、市民が安心して消費生活を送ることができている。

まち・ひと・しごと目標 —

《後期基本計画冊子 P54》

指標 1

消費生活相談件数（件）

消費生活に関する年間の相談件数

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
783	812	900	1,070

指標 2

—

—

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実施内容

【新規】

小学校では例年非行防止教室を実施しており、今回、小学生が被害にあいやすい消費者トラブルについて、消費生活相談員と連携して行いたい旨の連絡があり講義形式で消費者教育を行った。（第八小学校）

【継続】

- ・消費生活相談の実施
- ・小・中学校での消費者教室の開催
- ・4市共同作成による啓発品の配布
- ・通話録音装置の無償貸与
- ・市内高校の漫画研究部による消費者トラブルを題材にした漫画を基にチラシの作成・配布を実施
- ・「消費生活情報誌アンテナ」「消費生活センターだより」を広報あさかに掲載
- ・啓発グッズ、パンフレット等の配布

2 審議会等第三者機関の評価・意見

該当なし

3 進捗状況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

指標 1 の消費生活相談件数について、昨年度より増加し概ね順調に相談を行っている。

また、令和7年度第4回消費生活意識調査結果によると、「消費者トラブルに遭った際にどこかに相談した」人の割合は71.9%であった。相談しなかった人は、相談しても解決しないと思ったなどであった。中には相談する窓口が分からなかった人もいたことから、消費生活センターの認知度を高めることで、消費生活相談を身近に感じていただき気軽に相談ができるように周知に努める。

【外的要因】

4 必要性

1 2 3 ④ … 社会的なニーズは増加傾向にある

昨今デジタル社会における消費者トラブルは複雑・多様化している。被害の未然防止、被害回復のためには今後も周知・啓発活動と安心して相談できる体制を継続して整える必要があるため、今後も相談窓口の必要性は高い。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	消費生活相談事業	15,737	18,331	19,792	継続
2	消費生活啓発事業	9,517	9,439	9,321	継続
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		25,254	27,770	29,113	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R5年度

25,254

R6年度

27,770

R7年度(見込み)

29,113

6 現状と課題の分析

高齢化の進行、情報通信手段の発達やサービスの多様化により、巧妙化かつ複雑化する消費者被害は依然として高い状況が続いている。消費者トラブルに対応できるよう、消費生活相談員のスキルアップを図るため、国や県のほか関連団体の研修に参加するほか、アドバイザー・弁護士の活用により消費生活相談の充実に努める。

7 今後の展開

消費者トラブルにあった時の相談窓口として、消費生活センターの必要性は高いことから、引き続き啓発活動を行い、消費生活センターの認知度を高めていくよう努める。
また、複雑・多様化する消費者トラブルに対応するため、消費生活相談員のスキルアップを図り、消費生活相談の充実に努める。

8 行政と市民の役割分担

（市）消費者トラブルの未然防止のため、広報あさかや市ホームページなどで悪質商法の事例やその対処法を掲載するほか、消費者教室や消費生活パネル展を開催し、消費者トラブルをはじめ、消費生活に関する情報及び消費生活センターのPRに努める。

（市民）消費者教室の参加、消費生活センターへの相談

9 所管部の総括

消費生活相談は、消費者の安全確保、被害の救済を図るうえで極めて重要な役割を果たしている。消費者トラブルから消費者を守るため、消費生活相談員のスキルアップを図りながら、消費生活相談の充実に努めていく。

211 地域共生社会の構築



担当課 福祉相談課

関連課 障害福祉課、長寿はつらつ課、保育課

目指す姿

誰もが住み慣れた地域の中で、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできるまちづくりが図られる。

まち・ひと・しごと目標 —

《後期基本計画冊子 P62》



指標 1

民生委員・児童委員の相談・支援件数（件）

民生委員・児童委員の活動状況

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
1,615	1,731	1,750	2,600

指標 2

—

—

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実 施 内 容

【新規】

- ・地域福祉計画推進委員会での検討を行いながら、市民コメントやオープンハウスなどで計画（素案）に関する意見等を聴取し、新たに、「重層的支援体制整備事業計画」及び「成年後見制度利用促進基本計画」などを包含した第5期朝霞市地域福祉計画を策定
- ・重層的支援体制整備事業の実施に向けて、当該事業の体制整備に係る研修会を3回（参加者数延べ192名）開催

【継続】

- ・地域福祉の担い手である民生委員児童委員の活動を促進し、地域社会の福祉増進を図るため、活動費及び運営費を交付し、活動を支援した。
- ・第4期地域福祉計画の令和6年度評価を審議するため、地域福祉計画推進委員会を開催した。
- ・地域福祉推進の中心的な役割を担う社会福祉協議会の運営にかかる費用に対し補助金を交付した。
- ・市民団体が行う福祉事業に係る費用に対し補助金を交付した。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

3 進 捗 状 況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

指標1「民生委員・児童委員の相談・支援件数」は、横ばいとなっているが、地域住民からの様々な相談内容に応じた関係機関への繋ぎや、各種行事への参加協力等、地域の橋渡し役として幅広い活動・役割を果たすことができた。

また、地域福祉計画推進委員会を開催し、第5期地域福祉計画の策定に向けた検討のほか、重層的支援体制整備の準備に向けた要綱の策定、研修会などを実施した。

今後も重層的支援体制の整備等、地域共生社会の構築に向けた取組を進めていく。

【外的要因】

4 必 要 性

1 2 3 ④ … 社会的なニーズは増加傾向にある

少子高齢化の進行や生活困窮、孤独・孤立など、地域福祉を取り巻く課題は多様化・複雑化しており、既存の対象者ごとの支援だけでは十分な対応が難しくなっている。また、制度や相談につながりにくい人への対応など、分野を横断した包括的な支援体制の整備など、地域共生社会の実現に向けた取組が求められている。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	災害援護資金貸付事業	372	373	382	継続
2	災害救助事業	2,072	10,494	4,033	継続
3	社会福祉増進事業	131,078	136,848	166,193	継続
4	総合福祉センター管理運営事業	132,928	136,485	137,685	休止・廃止
5	総合福祉センター施設改修事業	69,958	52,795	13,069	継続
6	地域福祉計画推進事業	3,571	3,538	2,432	継続
7	民生委員児童委員活動事業	26,618	32,189	34,587	継続
8	(仮称)福祉等複合施設建設事業	30,197	11,938	66,289	休止・廃止
9	地域福祉計画策定事業	-	13,867	13,079	休止・廃止
10	子ども・子育て支援事業【再掲】	-	-	-	継続
11	子どもの居場所づくり支援事業【再掲】	-	-	-	継続
12	民間社会福祉施設整備費補助事業【再掲】	-	-	-	継続
13	生きがい活動支援事業【再掲】	-	-	-	継続
14	生活支援体制整備事業【再掲】	-	-	-	継続
15	障害者プラン・障害福祉計画推進事業【再掲】	-	-	-	継続
16	障害者スポーツ・レクリエーション事業【再掲】	-	-	-	継続
17	障害福祉助成事業【再掲】	-	-	-	継続
18	障害者生活支援事業【再掲】	-	-	-	継続
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		396,794	398,527	437,749	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R5年度

396,794

R6年度

398,527

R7年度(見込み)

437,749

6 現状と課題の分析

地域における孤独・孤立の防止や社会参加の促進に向け、地域活動やボランティア活動、交流の場づくりなどの取組が進められている。また、防災・防犯など地域全体で支え合う仕組みづくりも重要性が高まっている。一方で、近所付き合いの希薄化や地域活動の担い手不足などにより、地域ぐるみの支え合いの広がりが十分とは言えず、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けた取組のさらなる推進が課題となっている。

7 今後の展開

今後も地域福祉活動への支援を進めるとともに、地域共生社会の実現に向けた取組を推進していく。また、地域活動の担い手不足やつながりの希薄化といった課題を踏まえ、担い手育成や地域のつながりづくりを進めるとともに、重層的支援体制整備事業の本格実施により、包括的な相談支援の充実に加え、参加支援や地域づくりの推進など、地域全体で支え合う仕組みづくりを進めていく。

8 行政と市民の役割分担

（市）民生委員・児童委員や社会福祉協議会、福祉団体等と連携し、地域福祉活動を支援するとともに、世代や分野を問わず相談を受け止める包括的な相談支援体制の整備を進める。

（市民）見守り活動やボランティアなど地域活動に参加し、身近な支え合いを広げるとともに、地域福祉の担い手として地域づくりに関わっていく。

9 所管部の総括

地域福祉活動への支援や地域福祉人材の発掘・育成に取り組むとともに、第5期地域福祉計画の策定を踏まえ、地域福祉のさらなる推進を図る。また、地域のつながりの希薄化や複合化・複雑化する課題への対応が求められていることから、多様な福祉ニーズを受け止め、属性や世代を問わない相談支援や地域参加の促進など、重層的かつ包括的な支援体制の充実に向けた取組を進めていく。

212 生活困窮者等への支援



担当課 福祉相談課
 関連課 生活支援課

目指す姿

複合化かつ複雑化した様々な問題を包括的に受け止める相談体制を整えることで、生活困窮者等の生活の安定と自立の促進が図られる。

まち・ひと・しごと目標 —

《後期基本計画冊子 P62》

指標 1

福祉の総合相談件数（件）

福祉の総合相談件数

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
886	1,006	1,190	1,400

指標 2

—

—

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実施内容

【新規】

- ・地域福祉計画推進委員会での検討を行いながら、市民コメントやオープンハウスなどで計画（素案）に関する意見等を聴取し、新たに、「重層的支援体制整備事業計画」及び「成年後見制度利用促進基本計画」などを包含した第5期朝霞市地域福祉計画を策定
- ・コミュニティソーシャルワーカーの配置（令和7年7月）

【継続】

- ・生活困窮者自立支援法や生活保護法に基づく、生活困窮者に対する自立相談支援事業、住居確保給付金支給、学習支援事業、家計改善支援事業などを実施した。
- ・高齢者の困りごと相談をはじめ、福祉に関する相談を受ける福祉の総合相談を実施した。
- ・福祉相談アドバイザー事業を実施した。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

3 進捗状況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

「福祉の総合相談件数」は増加傾向にあり、生活困窮や孤独・孤立など多様な課題を抱える相談が寄せられている。相談者の状況や背景を丁寧に把握し、一人ひとりに寄り添った対応に努めるとともに、関係部署や関係機関と連携しながら必要な支援につなげている。今後も重層的支援体制整備事業の取組を進め、包括的な相談支援の充実を図り、相談者が安心して生活できる支援体制の構築に取り組んでいく。

【外的要因】

4 必要性

1 2 3 ④ … 社会的なニーズは増加傾向にある

生活困窮や孤独・孤立など生活に困難を抱える人は増加傾向にあり、課題も複雑化・多様化している。既存の制度や対象ごとの支援だけでは十分な対応が難しいケースも見られることから、包括的な相談支援体制の整備や、成年後見制度の利用促進など権利擁護の取組を進めていく必要がある。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	福祉相談事業	38,717	39,520	37,669	継続
2	物価高騰対応重点支援給付金（住民税非課税世帯 R6新）		169,742		休止・廃止
3	物価高騰対応重点支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯R6新）		71,710		休止・廃止
4	物価高騰対応重点支援給付金（子育て世帯R6新）		19,845		休止・廃止
5	定額減税調整給付金		925,962		休止・廃止
6	物価高騰対応重点支援給付金（追加分）（住民税非課税世帯支援給付金（追加分））		323,122	9,368	休止・廃止
7	物価高騰対応重点支援給付金（追加分）（子育て世帯（住民税非課税世帯）支援給付金（追加分））		23,231	1,586	休止・廃止
8	物価高騰対応重点支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯 R5分）	137,297	7,531		休止・廃止
9	物価高騰対応重点支援給付金（子育て世帯 R5分）	62,412	4,713		休止・廃止
10	生活保護事業	4,218,186	4,310,947	4,365,892	継続
11	生活保護総務事務事業	59,302	60,498	86,095	継続
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		4,515,914	5,956,821	4,500,610	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R5年度

4,515,914

R6年度

5,956,821

R7年度(見込み)

4,500,610

6 現状と課題の分析

生活困窮や就労不安、孤独・孤立など生活に困難を抱える人は増加傾向にあり、相談内容も複雑化・多様化している。また、制度や相談窓口につながりにくい人や、複数の課題を抱える世帯への対応も求められている。このため、関係機関と連携した包括的な相談支援体制の充実を図るとともに、成年後見制度の利用促進など、権利擁護の取組を進めていくことが課題となっている。

7 今後の展開

生活困窮者等への相談支援を進めるとともに、生活の安定と自立の促進に向けた取組を推進していく。
また、重層的支援体制整備事業を本格実施し、包括的な相談支援の充実を図るとともに、成年後見制度利用促進計画に基づき、申立費用や報酬の助成など権利擁護の取組を進めていく。

8 行政と市民の役割分担

（市）生活困窮者等の相談を受け止め、関係機関と連携しながら必要な支援につなげるとともに、重層的支援体制整備事業の推進や成年後見制度の利用促進など、支援体制の充実を図る。

（市民）地域の見守りや支え合いを通じて生活に困難を抱える人の孤立を防ぎ、地域福祉活動への参加などを通じて地域全体で支え合う取組に協力する。

9 所管部の総括

生活困窮者等への相談支援を行うとともに、関係機関と連携した支援を進めてきた。今後は、重層的支援体制整備事業の本格実施により包括的な相談支援の充実を図るとともに、成年後見制度利用促進計画に基づく費用助成など権利擁護の取組を進め、生活困窮者等への支援体制の強化に取り組んでいく。

232 自立のためのサービスの確立



担当課 長寿はつらつ課

関連課 —

目指す姿

介護保険制度を適切に運用するほか、福祉サービスを活用することにより、高齢者の自立生活が支援されている。

まち・ひと・しごと目標 —

《後期基本計画冊子 P68》

指標 1



地域包括支援センターの相談件数（件）

身近な地域で、適切に介護や福祉のサービスを活用し、高齢者の自立を相談支援している機関である地域支援包括支援センターの相談件数の累計

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
4,524	4,641	4,900	5,000

指標 2

—

—

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実施内容

【新規】

【継続】

- ・低所得者の介護保険料の国基準の幅での軽減を継続した。
- ・高齢者福祉と介護保険制度の市民説明会を開催した。（6会場）
- ・介護認定調査・審査会の円滑な実施を図り、適正な認定審査を実施し、必要な介護サービスの利用に結びつけた。
- ・介護保険給付費の適正な運営を図るため、ケアプラン点検、縦覧点検、介護給付通知など介護給付適正化事業を実施した。
- ・介護保険制度で提供できない移送サービスと生活支援員派遣事業を実施した。
- ・住民税非課税で老齢福祉年金受給者と住民税非課税世帯の方を対象に、介護保険サービスの利用料の一部を補助した。
- ・寝たきり等の高齢者に紙おむつの支給を行った。
- ・市内6カ所の地域包括支援センターで、高齢者の総合相談などを実施した。
- ・認知症高齢者と地域住民の集いの場であるオレンジカフェや家族介護教室を実施した。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

【外部評価委員会】

介護保険給付事業がR4から毎年6%～7%上昇を続けている。理由は、そのほとんどが高齢者人口の増加によるものであるが、介護保険の報酬改定に伴い事業者への報酬単価が増加したことも要因となっている。

3 進捗状況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

高齢者の身近な地域で、たとえ介護が必要な状態であっても、その方にとって豊かな自立生活ができるよう支援し、地域包括ケアを推進するために、適切な介護保険サービスに結びつけるほか、介護保険サービス外の一般福祉サービスの提供や、地域包括支援センターにおける高齢者の総合相談などを実施している。

相談件数は、年々増加しているが、高齢者の世帯状況の変化から、高齢者の相談だけでなく遠方に住む家族からの相談が増加している傾向があった。

【外的要因】

4 必要性

1 2 3 ④ … 社会的ニーズは増加傾向にある

今後も75歳以上の後期高齢者の増加が続き、かつ、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加も予想され、介護サービスの必要性のみならず、地域における助け合いなど、様々な支援を必要とする高齢者の増加が見込まれる。

そのため、複雑多様化する生活課題を持ちながら、その方らしく、住み慣れた地域で、可能な限り暮らしていきたいと願う、多くの高齢者への対応が求められる。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	介護認定調査・審査事業	93,834	119,201	132,433	継続
2	介護保険制度趣旨普及事業	2,849	10,013	4,107	継続
3	介護保険特別会計運用事業	29,170	30,233	35,644	継続
4	介護保険賦課徴収事業	15,199	16,187	18,602	継続
5	介護保険料還付事業	6,926	6,799	6,884	継続
6	任意事業	11,577	38,229	32,187	継続
7	認知症総合支援事業	7,523	8,886	8,899	継続
8	介護予防・生活支援サービス事業【再掲】	-	-	-	継続
9	一般介護予防事業【再掲】	-	-	-	継続
10	介護給付費審査支払事業	9,111	6,915	7,175	継続
11	介護保険給付事業	7,468,343	7,671,856	8,398,709	継続
12	高額介護（予防）サービス費給付事業	252,590	270,722	279,477	継続
13	特定入所者介護（予防）サービス費給付事業	148,276	132,088	178,528	継続
14	介護人材確保事業	5,496	3,781	3,101	継続
15	在宅医療・介護連携推進事業【再掲】	-	-	-	継続
16	地域ケア会議運営事業【再掲】	-	-	-	継続
17	介護保険介護度軽快者居宅サービス利用料助成事業	298	373	444	継続
18	介護保険利用者負担軽減対策費補助事業	74,235	79,754	82,630	継続
19	高齢者家族介護支援事業	18,016	20,829	22,267	継続
20	高齢者自立生活支援事業	91,773	81,175	84,573	継続
21	特別養護老人ホーム管理運営事業	81,533	77,245	81,697	継続
22	安心見守り支援事業【再掲】	-	-	-	継続
23	養護老人ホーム等入所事業【再掲】	-	-	-	継続
24	特別養護老人ホーム施設改修事業	18,336	23,113	6,700	継続
25	高齢者福祉サービス提供事業者等支援事業	-	-	6,573	休止・廃止
26	光熱費等高騰対策高齢者支援事業	-	-	6,914	休止・廃止
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		8,335,085	8,597,399	9,397,544	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R5年度

8,335,085

R6年度

8,597,399

R7年度(見込み)

9,397,544

6 現状と課題の分析

高齢者人口の増加に伴い、市単独の高齢者サービス及び介護保険にかかる事業費は増加傾向を続けている。

高齢者のニーズも多様化しており、画一的な基準の介護サービスだけでなく、地域にある様々な資源（住民主体の活動など）への参加の他、助け合いによるサービスや実態に即した支援の提供が課題である。

8 行政と市民の役割分担

高齢者が介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、それらを支援する人材の育成や地域の社会資源の発掘を進める必要がある。

そのため、地域住民が主体となる第2層協議体と行政の連携や第1層協議体での検討は、ますます重要になる。

7 今後の展開

地域の実情に応じ、介護認定を受けている方も、受けていない方も、高齢者一人ひとりが、その方にとって自立した生活となるよう、介護サービスの効果的活用、地域における医療・介護の連携した支援のほか、住民主体の生活支援や介護予防など様々な地域資源の活用も含む、一体的な支援の提供体制を構築し、いつまでも安心して暮らしていくために、地域包括ケアシステムの確立を目指す。

その要となり推進する役割をもつ地域包括支援センターの機能強化を図っていく。

9 所管部の総括

介護保険制度の円滑な運用のために、情報提供や相談体制、認知症施策や介護者への支援の充実を図っていく。

また、介護サービスや介護サービスにはない生活支援を充実させ、高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り自立した生活を続けていくための支援を進めていく。

233 安全・安心な生活ができる環境整備



担当課 長寿はつらつ課
 関連課 福祉相談課

目指す姿

高齢者が住み慣れた地域で、安心して尊厳のある生活を送ることができるようになっている。

まち・ひと・しごと目標 —

《後期基本計画冊子 P68》



指標 1

認知症サポーターの数（人）

地域で認知症高齢者を見守り・支援する人である認知症サポーター養成講座を受講しサポーターとなった人の数

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
7,378	8,190	10,000	10,000

指標 2

—

—

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実施内容

【新規】

安心見守り事業では、一人暮らし高齢者等とその親族が安心して日常生活を送ることができるよう、見守りライト及び訪問見守りサービスを新たに開始した。

【継続】

- ・介護保険サービスの上乗せ支援として、高齢者の住環境改善のため、手すりの取付や段差改修を行う場合、改修費用の一部補助を実施。
- ・住宅に困窮している高齢者に対し、高齢者住宅の貸与を行った。
- ・ひとり暮らし等の高齢者に対し、安心見守り及び緊急通報システムを設置。
- ・認知機能の低下などにより判断能力が十分でなく、親族の支援が得られない方の権利を守るため、成年後見制度の市長申立てを行った。
- ・認知症サポーター養成講座を、地域包括支援センターと協力して実施（6圏域）
- ・認知症サポーター養成講座修了者に対して、ステップアップ講座を実施し、地域での見守りを促した。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

【外部評価委員会】

認知症を発症した状況だけでなく、認知症を発症していないが、今後が不安な方に対して、ご本人または周囲の人が早期に気付く為の取り組みが必要。

3 進捗状況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

コロナ禍以降、小・中学校における認知症サポーター養成講座の実施を見送っていたが、令和6年度は小・中学校と養成講座開催に向けての準備・調整を行い、実施に繋がった。

併せて、各圏域の地域包括支援センターにて認知症サポーター養成講座を実施した。

認知症サポーター養成講座修了者に対して、ステップアップ講座を実施し、地域での見守りを促すが、活躍の場が少ない状況である。

【外的要因】

4 必要性

1 2 3 ④ … 社会的なニーズは増加傾向にある

高齢者の増加、特にひとり暮らしや高齢者のみ世帯の増加もあり、見守り事業の需要は拡大すると思われる。

また、高齢者数の増加に伴い、認知症の高齢者が増加することや、閉じこもり傾向からくる、孤独死などの対策のため、地域で見守る体制づくりが、より一層必要となる。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	安心見守り支援事業	22,472	23,601	26,772	継続
2	民生委員児童委員活動事業【再掲】	-	-	-	継続
3	高齢者住宅支援事業	28,151	27,521	27,265	継続
4	養護老人ホーム等入所事業	3,781	746	1,268	継続
5	高齢者自立生活支援事業【再掲】	-	-	-	継続
6	包括的支援事業【再掲】	-	-	-	継続
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		54,404	51,868	55,305	

総コスト（事業費+人件費）の 経年変化 単位：千円	R5年度 54,404	R6年度 51,868	R7年度(見込み) 55,305
------------------------------	----------------	----------------	---------------------

6 現状と課題の分析

地域で、見守りが必要と思われる高齢者については、その方の状況により、見守りシステムを活用している方や、配食サービスなど訪問による見守り支援などの他、認知症サポーターや、見守り協定締結企業などの見守りと、様々なスタイルの見守り事業が活用されている。

これらの様々な見守り事業については、本市の高齢者の実態に即し、効果的・効率的な見守り事業となるよう今後も検討していく。

さらに、見守り支援などの必要性和併せて避難行動要支援者台帳の登録も推進していく。

7 今後の展開

緊急通報システムなどの機器を活用した見守りと、認知症サポーターや見守り協定締結企業など地域関係者による顔が見える関係での見守り支援など、行政や地域包括支援センター及び警察などの関係機関とも協議を重ね、効果的な高齢者の見守り支援のあり方を再構築していく。

また、重層的支援体制の整備を行うことにより、複雑化、複合化した事案に対応していく。

8 行政と市民の役割分担

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、地域の目としての見守り支援と、行政の機器等を活用した見守りシステムの展開が一体的な見守りネットワークとなるよう、今後も地域と行政が連動していくことが重要である。

9 所管部の総括

様々な見守り事業については、効果的な見守りシステムとなるよう、高齢者の実態に即した見直しを行っていく。

あわせて、支援の必要な方に対して、適切な支援が行き届くよう努めていくとともに、避難行動要支援者台帳の個別避難計画の整備もすすめていく。

234 地域包括ケアシステムの推進



担当課 長寿はつらつ課

関連課 —

目指す姿

医療・介護の連携や地域のつながり、助け合いの仕組みづくりなど地域包括ケアシステムの深化に取り組み、誰もが住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らせるまちになっている。

まち・ひと・しごと目標 —

《後期基本計画冊子 P69》



指標 1

高齢者の地域活動団体数（団体）

高齢者を中心とした、サロンや体操など、地域で様々な社会参加の活動を定期的実施している活動団体数

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
127	133	157	200

指標 2

—

—

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実施内容

【新規】

医療・介護職が入退院支援等における課題を相互に共有し、関係性を構築するための座談会を開催した。

【継続】

- ・各地域包括支援センターで総合相談支援等を実施。(6圏域)
- ・在宅医療・介護連携推進会議の実施。
- ・多職種合同研修会及び情報交換会の実施。
- ・ケアマネジャー向け研修会の実施は「232自立のためのサービスの確立」の施策の中で実施。
- ・ACP普及啓発座談会の実施。
- ・在宅医療連携拠点業務委託の実施。
- ・地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所を対象に、自立支援型地域ケア会議を毎月開催。
- ・地域ケア推進会議を開催。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

3 進捗状況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

高齢者の地域活動団体数については、着実に増えており、第2層生活支援コーディネーターを通じて、地域の活動を把握することができ、活動支援を行うことができています。

また、在宅医療・介護連携事業における会議・情報交換会等についても、関係者等の協力を得ながら、すすめることができています。

【外的要因】

4 必要性

1 2 3 ④ … 社会的なニーズは増加傾向にある

住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らし続けることを望む高齢者の増加が予想され、自立支援・重度化防止に向けた取り組みや在宅医療と介護の連携体制の整備の必要性が高まるが見込まれる。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	包括的支援事業	169,509	155,972	164,728	拡充
2	在宅医療・介護連携推進事業	11,545	14,063	16,833	継続
3	地域ケア会議運営事業	9,554	12,080	13,569	継続
4	生活支援体制整備事業【再掲】	—	—	—	継続
5	認知症総合支援事業【再掲】	—	—	—	継続
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		190,608	182,115	195,130	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R5年度

190,608

R6年度

182,115

R7年度(見込み)

195,130

6 現状と課題の分析

・地域包括支援センターの業務は、高齢化の進展を背景に増加の一途をたどっており、相談対応では、高齢者とその周りの人だけでなく、障害者や子どもなど問題の複雑化・多様化に対応することが求められるため、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」といった関係を超えて、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく地域共生社会の実現に向けた検討が必要である。

8 行政と市民の役割分担

在宅医療と介護の連携をすすめるにあたり、医療や介護の専門職等の関係者同士が連携を図れるよう、顔の見える関係づくりやスムーズな連携が行えるよう事業展開を行う必要がある。
また、市民一人ひとりが自分の望む暮らしを決定できるよう、意識を高めるための普及啓発を行う。

7 今後の展開

・相談内容の複雑化・多様化に対応するとともに地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアへの対応を推進するため、地域包括支援センターの機能強化に向けた検討を進める。
・医療職と介護職の連携のため、顔の見える関係づくり・話ができる関係づくりを目指し、研修会等を実施する。また、情報連携の活用のための支援に努める。
・高齢者が自分らしい暮らしを続けるため、ACPや看取り等に関する意識啓発を進めると共に、専門職に対して学習の機会を設ける。
・4つの場面（入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り）に応じた事業を実施し、在宅医療・介護連携推進事業の更なる強化を図る。

9 所管部の総括

地域共生社会の実現を視野に、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、高齢者支援の要である、地域包括支援センターの機能強化に向けた検討を進める。
また、介護保険の各種サービスと高齢者福祉サービスを併用し、効果的に高齢者の自立を支援できるよう各種施策を推進していく。

241 共に生きる社会の実現



担当課 障害福祉課

関連課 —

目指す姿

ノーマライゼーションの理念が普及し、障害及び障害のある人についての理解が促進されると共に、必要に応じて権利擁護に関する制度が活用され障害のある人が地域で安心して生活できるよう、障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちになっている。

まち・ひと・しごと目標 —

《後期基本計画冊子 P72》



指標 1

啓発・広報活動件数（件）

様々な媒体を活用して行う障害に関する啓発・広報活動件数

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
51	82	80	100

指標 2

—

—

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実施内容

【新規】

市内在住のデフリンピック2025東京大会出場選手に奨励金を交付したほか、デフリンピック応援隊としてPRカーの訪問やグリーンングに参加し、機運の醸成を図った。

【継続】

- ・障害者週間（12月3日～9日）に啓発事業を実施
- ・手話の日（9月23日）の啓発事業を実施
- ・市民ホールにて障害福祉施設自主製作品展示販売会を開催
- ・障害者プラン推進委員会、自立支援協議会、各種専門部会を開催
- ・成年後見制度市長申立ての実施
- ・職員（指定管理者を含む）を対象とした障害者差別解消法及び朝霞市日本手話言語条例に係る職員研修を実施
- ・障害者レクリエーション補助金の実施
- ・ふれあいスポーツ大会の開催
- ・障害者芸術体験教室の開催

2 審議会等第三者機関の評価・意見

- 【障害者プラン推進委員会】（プラン進行管理評価コメントより）
- ・成年後見制度の窓口設置など相談環境の整備は評価できる
 - ・地域コミュニティへのアプローチや、障害者やご家族へのサポート体制に課題がある
 - ・権利擁護や人権に関して、学ぶ機会の周知や充実が求められている

3 進捗状況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

- ・障害のある人が安全で安心した生活を送ることができる地域社会の実現に向け、ノーマライゼーションの理念や地域共生の普及として、広報あさかや市ホームページ、メール配信サービス、SNSを活用し、障害のある人への理解を深めるための周知啓発を行った。
- ・障害福祉サービスをはじめ、ヘルプマークや思いやり駐車場制度などに関する周知を実施した。
- ・精神障害者が住み慣れた地元で生活できるよう、あさかおかえりプロジェクトと題し、退院支援を実施した。

【外的要因】

4 必要性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

- ・障害のある人は年々増加傾向にあり、障害の特性もさまざまであることから、地域共生社会の実現に向けて、ノーマライゼーションの理念や障害の特性などの周知啓発を継続して行っていく必要がある。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	障害者プラン・障害福祉計画推進事業	22,052	20,865	24,063	継続
2	障害福祉助成事業	63,365	68,808	64,935	継続
3	障害福祉総務事務事業	39,403	47,202	56,855	継続
4	障害者スポーツ・レクリエーション事業	7,394	4,811	5,979	継続
5	障害者医療・手当給付事業	574,108	566,086	602,358	継続
6	障害者生活支援事業	3,429,384	3,975,491	4,039,856	継続
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		4,135,706	4,683,263	4,794,046	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R5年度

4,135,706

R6年度

4,683,263

R7年度(見込み)

4,794,046

6 現状と課題の分析

- ・ノーマライゼーションの理念は、地域共生とあわせて理解を深めるため、効果的な周知啓発を展開する必要がある。
- ・障害のある人とない人の相互交流を促進するため、各事業の内容検討、参加促進を図る必要がある。
- ・障害者虐待防止センター、障害者差別解消法に係る相談窓口、成年後見市長申立てなど、市が主体となって実施する支援について、更なる周知及び体制整備を行う必要がある。

7 今後の展開

- ・県や関係団体等の関係機関と連携を図り、障害のある人とない人が共に暮らすことのできる地域づくりを目指し、交流を深めることができるよう、さまざまなイベントや広報等を通して周知、啓発を実施していく。
- ・市独自の施策については、社会情勢や他自治体の動向を注視しながら限られた予算の中で実施していく。

8 行政と市民の役割分担

- （市）障害や障害のある人に関する理解を深めるためには、障害のある人とない人がふれあい、さまざまな場面で共に活動できることが効果的と考えられるところから、ふれあいの場数を数多く作っていくとともに、関係団体の諸活動の周知を行う。
- （市民）関係団体の諸活動を通して、障害のある人の理解が深まるよう活動を行う。

9 所管部の総括

- ・障害のある人に対する誤解や偏見等をなくしていくため、引き続き社会的障壁を取り除く啓発活動を行っていくこと。
- ・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の進捗管理や評価を適切に行うこと。
- ・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画を策定すること。

242 地域における自立生活支援



担当課 障害福祉課
 関連課 健康づくり課、教育指導課

目指す姿

障害のある人に対し、適切な障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供、各種補助などの経済的支援を行うほか、ライフステージの各段階に応じた相談や情報提供の充実を図ることにより、障害のある人が地域において自立した生活を営むことができるようになっていく。

まち・ひと・しごと目標 —

《後期基本計画冊子 P72》



指標 1

障害福祉サービス等の延べ利用件数（件）

障害福祉サービス等の延べ利用件数

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
29,178	31,204	22,000	24,000

指標 2

—

—

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実 施 内 容

【新規】

・地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、令和7年7月から障害者基幹相談支援センターを委託契約により開始。

【継続】

- ・特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所の指定
- ・障害支援区分認定の審査及び調査
- ・朝霞地区一部事務組合が運営する障害者支援施設の運営費の負担
- ・朝霞地区福祉会が運営する児童発達支援センター等の運営費の負担
- ・重度心身障害者医療費の給付
- ・特別障害者手当の支給
- ・障害福祉団体への各種補助金の交付
- ・自動車運転免許取得費補助、福祉タクシー利用券・バス鉄道共通カード・自動車燃料費の助成等
- ・障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の実施（手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付等）
- ・障害福祉サービス等の支給決定及び介護給付・訓練等給付費の支出

2 審議会等第三者機関の評価・意見

【障害者プラン推進委員会】（プラン進行管理評価コメントより）

- ・DXを推進し、現代的なアプローチで社会参画を推進してはどうか
- ・高齢化社会に対応するため、より分かりやすく、使いやすいサービスの整備、体制の構築が必要
- ・グループホーム、相談支援事業所や児童発達支援事業所など、人員の確保と質の向上が課題である。また、利用状況等の情報発信等や市のバックアップの拡充も必要と感じる

3 進 捗 状 況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

- ・障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等については、計画を大幅に上回る利用件数となっている。
- ・全体としては、必要な方に対し、障害福祉に関する各種サービスの提供などを遂行することができたと考えられるが、引き続き調査・分析を行い、必要な支援を検討していく必要がある。

【外的要因】

4 必 要 性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

- ・障害のある人は年々増加傾向にあり、かつ、障害の特性もさまざまである。また、障害のある人や家族の高齢化といった社会情勢の変化を注視しつつ、真に必要なサービスを検討する必要がある。
- ・適切な障害福祉サービスが提供されるよう、人材育成を含めた質の向上を図る必要がある。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	育み支援バーチャルセンター事業（幼稚園巡回相談事業等）【再掲】	-	-	-	継続
2	障害福祉総務事務事業【再掲】	-	-	-	継続
3	障害者生活支援事業【再掲】	-	-	-	継続
4	乳幼児健康診査事業【再掲】	-	-	-	継続
5	母子健康教育事業【再掲】	-	-	-	継続
6	母子訪問指導事業【再掲】	-	-	-	継続
7	障害者施設等運営支援事業	438,404	440,223	494,937	継続
8	朝霞地区一部事務組合負担事業（障害者支援施設）	23,101	24,402	33,926	継続
9	朝霞地区福祉会負担事業	16,129	16,398	16,544	継続
10	障害福祉助成事業【再掲】	-	-	-	継続
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		477,634	481,023	545,407	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R5年度

477,634

R6年度

481,023

R7年度(見込み)

545,407

6 現状と課題の分析

- ・指定特定相談支援事業所及び相談支援専門員の増加に向けて各法人に働きかけを行うとともに、連絡協議会の開催などにより、既存事業所の質の向上を図る必要がある。
- ・利用者及び市内の各種事業所が増加する中で、障害特性やライフステージに合わせた適正なサービスが提供されるよう、地域課題を検討する必要がある。

7 今後の展開

- ・障害者総合支援法の改正等に適切に対応していくとともに、障害のある人が、必要なサービスを適切に受けられるよう認定審査及びサービスの支給決定を実施する。同時に、増加傾向にある障害福祉サービスについて、適正な審査を行い、適正な利用に関して啓発を行っていく必要がある。

8 行政と市民の役割分担

- （市） 障害者支援施設の運営費を負担し、運営の安定を図る。医療費の給付や手当の支給により障害のある人の経済的負担の軽減を図る。自立を支援するため、福祉タクシー利用券・バス鉄道共通カード・自動車燃料費などを助成し、経済的負担の軽減を図る。障害福祉サービス等の実施に係る介護給付・訓練等給付費負担金などを支出し、必要な支援を行う。
- （市民） 各種補助金の交付を受けることにより障害福祉団体の運営を安定させ、障害者理解に対する講座・講演会の開催、障害者レクリエーション事業の開催を行う。

9 所管部の総括

- ・適切なサービス等利用計画に基づいた障害福祉サービス等の支給決定を行い、介護給付・訓練等給付の適正化を図ること。
- ・障害のある人の自己決定権を尊重し、その意思決定の支援を行っていきけるよう努め、本人の意思を尊重し、必要とする障害福祉サービス等を提供することで、その自立と社会参加を図っていくこと。

243 自立に向けた就労の支援



担当課 障害福祉課

関連課 教育指導課

目指す姿

朝霞市障害者就労支援センターやハローワークなどとの連携を密にし、障害のある人の就労を促進したり、一般就労が困難な人に対しては、福祉的就労施設（障害者多機能型施設）や日中活動施設（地域活動支援センター）等の充実、情報提供に努める。

まち・ひと・しごと目標 —

《後期基本計画冊子 P72》



指標 1

障害者就労支援センター利用による就職者数（人）

障害者就労支援センターの利用による年間就職者数

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
28	32	41	50

指標 2

—

—

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実施内容

【新規】

【継続】

- ・社会福祉協議会を指定管理者として、障害福祉サービス事業所2か所、特定相談支援事業所2か所、障害者就労支援センターを運営し、一般企業での就労が困難な障害のある方に対して就労や生産活動の機会を提供するとともに、常に介護を要する人に対して介護や創作的活動の機会などを提供し、障害福祉サービスの利用に必要なサービス等利用計画の作成を通じて就労支援と生活支援を総合的に行い、一般就労の促進を図りながら自立と社会参加を促進した。
- ・NPO法人が運営する地域活動支援センター2施設に対し運営費補助を行った。
- ・通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒に対し、支援員による支援を実施した。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

- 【障害者プラン推進委員会】(プラン進行管理評価コメントより)
- ・障害のある方の在宅ワークや知的ワーク・アート作品などを、ふるさと納税の返礼品にするなど、仕事を創出することも大事ではないか。
 - ・就労継続支援B型事業所連絡会の継続と事業所間の交流による今後の新たな活動に期待したい。
 - ・一般就労が増えてきており、就労支援の相談件数や職業訓練も増えており評価できる。しかしながら、地域での生活面や就労定着支援の難しさも課題として残る。

3 進捗状況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

- ・障害者就労支援センターの利用による就職者数は、民間事業所の就労移行支援事業の利用が進み、就労支援センターを利用せずに直接就労移行支援事業所から就職に至る方も増えている一方、特別支援学校卒業生をはじめ、法定サービスを必要としない方など一定数のニーズもあることから、順調にその役割を果たしているといえる。
- ・市が実施する障害福祉サービス事業所については定員割れが続いているが、各種民間事業所の充実や一般就労に対する社会情勢が変化してきていることを考慮し、サービス内容の見直しも必要と思われる。

【外的要因】

4 必要性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

- ・精神障害のある人が増加していることなどから、障害者就労支援センターによる支援は継続して求められているが、さまざまな就労支援サービスが創設される中で、その役割を検討する必要がある。
- ・市が実施する障害福祉サービス事業所については、重度の障害のある方が利用できる施設としてのニーズが高まっている。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	障害福祉助成事業【再掲】	-	-	-	継続
2	障害者生活支援事業【再掲】	-	-	-	継続
3	障害者施設等運営支援事業【再掲】	-	-	-	継続
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		0	0	0	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R5年度

0

R6年度

0

R7年度(見込み)

0

6 現状と課題の分析

- ・日中活動施設の確保の継続及びこれらの施設の情報配布物やホームページ等で情報提供するなど、就労支援を充実させる必要がある。
- ・市内に各種就労支援事業所が増加する中で、これらや関係機関と連携を行い、就労定着支援などの障害福祉サービスなどの周知とともに、適切な就労支援につなげるため、障害者就労支援センターの役割と各事業所の連携を改めて検討していく必要がある。

7 今後の展開

- ・障害のある人の自立を促すための取り組みとして、国は法令により法定雇用率を設定している。今後も法令改正等の動向を注視するとともに、障害者就労支援センターにおいては、ハローワークや就労移行支援事業所等の関係機関とさらなる連携を促進する必要がある。

8 行政と市民の役割分担

- ・障害のある人の自立を促すための取り組みとして、法定雇用率の引上げにも見られるように、共生社会の実現に向けて障害者雇用に変化が見られることから、変化するニーズを捉えた取り組みを実施していく。

9 所管部の総括

- ・障害のある人の雇用を促進するため、障害者就労支援センター等において関係機関と密な連携を図り、就労支援を行うこと。
- ・障害のある人が地域の中で安心して生活を送るために、日中活動の場の充実やコミュニケーション支援の充実に努めること。
- ・指定管理事業に関しては、適切なサービスが提供されるよう、指定管理者への指導に努めること。

313 質の高い教育を支える教育環境の整備充実



担当課 教育総務課
 関連課 教育管理課、教育指導課、学校給食課

目指す姿

学校施設の改修や教職員の資質・能力の向上を図ることなどにより、児童生徒が安全で安心して学びやすい環境で学校生活を送っている。

まち・ひと・しごと目標 —

《後期基本計画冊子 P85》

指標 1



「教科等指導員」を任命した教科等の数（教科）

指導のリーダーとなる知識や技能を持つ「教科等指導員」を任命する教科等の数

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
2	5	8	15

指標 2

—

—

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実施内容

【新規】

中学校少人数学級に対応するため普通教室への転用工事の実施（朝霞第三中学校）

防犯カメラ改修工事の実施（朝霞第六小学校、朝霞第九小学校）

【継続】

朝霞第十小学校大規模改修工事

学校施設長寿命化基本方針を計画に改訂

朝霞市教育委員会研究開発学校の指定（朝霞第七小学校、朝霞第八小学校、朝霞第三中学校）

中学校自由選択制の実施

3 進捗状況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

「教科等指導員」を任命したり、外部講師を招聘した研修を実施したりすることにより、教職員の資質向上を図った。学校の修繕等は校舎、体育施設、屋外環境の工事等を実施し、快適で安全・安心な教育環境の整備に努めた。中学校の少人数学級への対応のため、普通教室への転用改修工事を実施した。学校施設長寿命化計画に基づき、朝霞第十小学校の大規模改修工事を施工した。中学校自由選択制は164人の申請・許可を行い、うち第五中学校の特認校利用者は27人であった。引き続き、通学区域の弾力化並びに第五中学校の活性化に務めている。

【外的要因】

公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行（令和8年4月1日）に伴い、令和10年度までに中学校の学級編成を段階的に40人から35人に引き下げる。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

第六小学校、第九小学校の35人学級への対応については、遅滞なく増築工事、転用工事を実施することができた。また、校舎の改修については、学校施設長寿命化計画の策定に着手するとともに、第十小学校の大規模改修を開始した。今後も改修・改築については計画的に実施していく必要がある。

小学校において不登校児童が増加傾向を見せるなか、学校での居場所が確保できるように、施設面においても支援を行っていく必要がある。

4 必要性

1 2 3 ④ … 社会的なニーズは増加傾向にある

教職員の資質向上のためには教職員研修が不可欠であり、各種、研修を充実していく必要がある。学校施設は施設の長寿命化を図るため改修等を計画的に実施していく必要があるとともに、改築・改修等について計画を策定していく必要がある。また、過大規模となっている学校があり、対応策についても検討していく必要がある。特認校制度は第五中学校への就学を希望する児童・生徒のため、また当該校の活性化のために継続する必要がある。自由選択制度は就学指定校の変更を弾力的に運用することから引き続き必要となる。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費＋人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	教職員配置事業	28,485	31,620	37,495	継続
2	教職員研修事業	15,054	13,632	15,640	継続
3	教育指導支援事業【再掲】	-	-	-	継続
4	児童・生徒・教職員健康管理事業【再掲】	-	-	-	継続
5	特色ある学校づくり支援事業【再掲】	-	-	-	継続
6	交通指導員配置事業	66,076	73,379	74,801	継続
7	給食センター管理事業【再掲】	-	-	-	継続
8	自校給食室管理事業【再掲】	-	-	-	継続
9	学校環境衛生事業	4,368	4,379	4,819	継続
10	小学校コンピュータ整備事業	63,779	109,342	112,166	継続
11	小学校運営事業	112,322	111,546	94,078	継続
12	小学校教育振興事業	13,816	17,713	17,072	継続
13	小学校教材教具整備事業	19,079	54,753	23,056	継続
14	小学校施設改修事業	118,845	190,076	188,616	継続
15	小学校施設管理事業	240,617	253,992	276,623	継続
16	小学校図書整備事業	17,745	19,662	20,429	継続
17	中学校コンピュータ整備事業	28,760	55,346	135,264	継続
18	中学校運営事業	73,042	77,183	60,037	継続
19	中学校教育振興事業	32,341	29,719	35,494	継続
20	中学校教材教具整備事業	11,253	12,731	29,404	継続
21	中学校施設改修事業	186,390	42,678	55,426	継続
22	中学校施設管理事業	122,690	130,707	276,623	継続
23	中学校図書整備事業	10,747	11,788	11,882	継続
24	就学・学齢簿整備事業	4,910	5,231	5,447	継続
25	小学校教育扶助事業	42,777	54,083	60,694	継続
26	第五中学校活性化対策事業	24,536	29,517	29,791	継続
27	中学校教育扶助事業	48,253	52,114	56,956	継続
28	通学区域整備事業	1,116	1,119	1,145	継続
29	入学準備金・奨学金貸付事業	19,819	18,293	20,587	継続
30	小学校特別支援学級事業【再掲】	-	-	-	継続
31	中学校特別支援学級事業【再掲】	-	-	-	継続
32	学校運営協議会事業【再掲】	-	-	-	継続
33	第六小学校校舎増築事業	203,720	1,073,417	-	休止・廃止
34	第九小学校校舎増築事業	203,720	793,313	-	休止・廃止
35	小学校少人数学級整備事業	16,907	20,509	-	休止・廃止
36	学校施設長寿命化計画策定事業	0	11,548	12,303	休止・廃止
37					
38					
計（単位：千円）		1,731,167	3,299,390	1,655,848	

総コスト（事業費＋人件費）の
経年変化 単位：千円

R5年度

1,731,167

R6年度

3,299,390

R7年度(見込み)

1,655,848

6 現状と課題の分析

教育環境の充実のため、児童・生徒数の推移や施設の状況を的確に把握し、改修工事の必要性や緊急性を判断し、計画的に改修工事を実施していく必要がある。

また、過大規模となっている学校について、対応策を検討していく必要がある。

7 今後の展開

教職員研修は、教職員の資質向上のため内容を充実させて引き続き実施していく。学校施設の改修・改築等については、学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に実施していく。中学校における特認校制度及び中学校自由選択制度については今後も継続し、魅力ある学校づくりを目指していく。

8 行政と市民の役割分担

児童・生徒の意見を取り入れながら、教育環境の充実を推進していく。

9 所管部の総括

デジタル学習基盤を活用した学びを充実させるとともに、教職員の研修などを行い指導力向上を図る。学校施設の修繕は、緊急性などを判断し、計画的に実施することができた。中学校少人数学級対応については、朝霞第三中学校の教室転用工事が完了し、教育環境を整備することができた。中学校における特認校制度及び中学校自由選択制度については引き続き実施し、魅力ある学校づくりを行った。

321 生涯学習活動の推進

担当課 生涯学習・スポーツ課

関連課 —



目指す姿

市民の学習ニーズに応えた学習や学習情報の提供及び活動の充実が図られ、いつでも、どこでも、誰でもが学べる生涯学習環境が整っている。また、市民による自主的な活動が活発に行われるとともに、学習の中心となる人材の育成と活用が図られている。

まち・ひと・しごと目標 —

《後期基本計画冊子 P88》



指標 1

事業参加者満足度（％）

生涯学習各種事業における満足度

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
92.6	92.8	93.0	92.0

指標 2

—

—

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実 施 内 容

【新規】

- ・居場所提供型放課後子ども教室を朝霞第六小学校と朝霞第八小学校に設置した。
- ・第3次生涯学習計画の計画期間が令和8年度で終了することから、生涯学習の推進方策の検討に着手した。

【継続】

- ・社会教育委員会議を3回開催した。会議において、第3次生涯学習計画について、推進の方向性について建議いただいた。
- ・生涯学習ガイドブック「コンパス」を発行し、生涯学習情報の周知を図り、市民団体等が企画、開催する学習活動に対し、補助金を交付し活動の支援を行った。
- ・生涯学習体験教室、放課後子ども教室など、各種事業を実施し、事業の推進に努めた。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

- 【外部評価委員会】
- ・プログラムが提供型の放課後子ども教室は、体を動かしたり工作したり、バラエティ豊かでも楽しそうな印象を受けた。児童の反応も良いとのことなので、引き続き、児童や保護者のニーズを取り入れながら地域の人材を有効に活用してもらいたい。
 - ・プログラム提供型の放課後子ども教室は、学区によっては、参加したくてもできない子がいると思うので、地域差の内容な形にできないか検討する必要がある。
 - ・居場所提供型の放課後子ども教室を六小と八小において今年度は開始しているが、他の学区から見れば不公平感が出てくると思う。今後、全学区に広げるよう検討してもらいたい。
 - ・成人・高齢者向けの学習体制についても検討を進めてもらいたい。
 - ・趣味の延長に障害学習があると思うので、好きなこと、やりたいことを続けていける場を充実させてほしい。
 - ・成人式に新成人の方たちが成人式記念誌編集委員として関わっているのであれば、SNS等の活用についても議論ができるように投げかけてもよいのではないかと。

3 進 捗 状 況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

居場所提供型放課後子ども教室を市内2校に設置し、安全・安心な子どもの放課後の居場所の提供を行った。
社会教育委員会議を3回開催し、生涯学習計画の令和6年度事業評価と生涯学習部の事業報告についてご意見をいただき、令和7年度の事業計画、進捗管理等について建議いただき、方向性が示された。

【外的要因】

該当なし

4 必 要 性

1 2 3 ④ … 社会的なニーズは増加傾向にある

- ・居場所提供型放課後子ども教室の設置による子どもの安全・安心な居場所づくりについて、他校へ設置や放課後児童クラブとの一体化など、子どもの居場所づくり事業の拡充が期待されている。
- ・市民への自主的な学びの支援として、学習情報や機会の提供とICT等を活用し「どこでも」「いつでも」学べる環境の充実が期待されている。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	人権教育振興事業	8,837	5,458	5,487	継続
2	成人の日記念式典事業	12,347	6,668	4,905	継続
3	生涯学習啓発推進事業	21,212	19,334	18,009	継続
4	放課後子ども教室事業	11,963	10,533	38,559	継続
5	家庭教育推進事業【再掲】	—	—	—	継続
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		54,359	41,993	66,960	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R5年度	R6年度	R7年度(見込み)
54,359	41,993	66,960

6 現状と課題の分析

高齢者の学びの継続やデジタルデバイドの解消、障がい者の学びの場の提供などを担う役割が期待されている。

8 行政と市民の役割分担

第3次朝霞市生涯学習計画に則り、市は、市民が学び合い、教え合う「知の循環型社会」が構築されるよう、市民の学びを支援し、市と市民が「協働」で学習活動を推進できるような事業の展開に努める。

7 今後の展開

- ・放課後子ども教室のプログラム提供型については、ニーズの高い夏休み期間について、開催校数を6校から8校に、1校当たりの開催日数を最大10日間と拡充する。また、居場所提供型については、放課後児童クラブとの一体化について検討を進めていく。
- ・生涯学習事業については、市民ニーズを把握に努め、どなたでも参加いただけるよう様々なテーマの講座や参加しやすい教室を開催するとともに、障害者の生涯学習環境の整備に向けた検討を行う。
- ・ICT等のより有効な活用について検討を進める。

9 所管部の総括

令和7年度は生涯学習施策全般について、概ね事業を運営することができた。地域の大学や民間事業者との取組の充実が図られた。従前からの事業については、ニーズ等の反映、見直しを行うとともに、新規事業については、検証を行いながらより良いものとなるよう努め、生涯学習施策の推進を図る。

322 学びを支える環境の充実

担当課 中央公民館
 関連課 図書館、文化財課



目指す姿

「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」が学べる施設運営が図られ、市民ニーズに応じた学習、文化活動が充実することにより、市民は教養や健康の維持向上を図る機会を享受し、豊かな社会生活を営んでいる。

まち・ひと・しごと目標 —

《後期基本計画冊子 P88》

指標 1



事業参加者数（人）

公民館、図書館、文化財課が行う生涯学習事業の参加者総数

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
24,996	31,791	35,989	70,000

指標 2

—

—

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実 施 内 容

【新規】

- ・公民館では、南朝霞公民館空気調和設備改修工事、北朝霞公民館屋上防水改修工事を実施したほか、中央公民館長寿命化改修工事を開始した。（令和7年度及び令和8年度継続事業）
- ・図書館では、図書館総合情報システムのOS書き換え対応、キャビネット接地抵抗修繕、排煙窓修繕を行った。
- ・博物館では、随時必要箇所に修理・修繕を行った

【継続】

- ・公民館では、各種主催事業の実施、利用団体への部屋の貸出しを行った。また、施設の維持管理、必要な修繕を実施した。
- ・図書館では、資料の選定・収集・保存・提供を適切に行うとともに、各種事業を実施することで、市民の生涯学習活動の推進を図った。
- ・博物館では、展示、教育普及、資料調査、資料保存及び施設の維持管理を実施した。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

- ・外部評価委員会において、司書や学芸員等のスペシャリストの養成や図書館ホームページに担当の名前と専門を記載することについて御意見をいただいた。
- ・外部評価委員会において、司書や学芸員等、専門性が求められる職員のスキルアップの必要性について御意見をいただいた。

3 進 捗 状 況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

- ・公民館では、事業は当初の計画通り概ね実施することができた。また、施設改修も計画的に行われている。
- ・図書館では、利用者への資料提供を行うとともに、施設管理において必要な修繕を実施できた。
- ・博物館では、可能な限り定員や回数を増やして事業を展開した。

【外的要因】

4 必 要 性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

市民の様々な生涯学習活動を支えるため、中央公民館、文化財課、図書館ともに、今後もそれぞれの事業の継続が必要である。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	西朝霞公民館運営事業	11,815	13,071	13,648	継続
2	中央公民館運営事業	14,791	16,032	17,128	継続
3	東朝霞公民館運営事業	14,582	15,684	16,719	継続
4	内間木公民館運営事業	10,690	13,339	13,715	継続
5	南朝霞公民館運営事業	11,927	14,108	12,478	継続
6	北朝霞公民館運営事業	17,225	14,375	14,579	継続
7	図書館運営事業	150,668	149,355	149,600	継続
8	図書館北朝霞分館運営事業	67,117	70,995	73,175	継続
9	博物館運営事業	38,673	41,658	44,700	継続
10	西朝霞公民館管理事業	14,150	15,852	15,365	継続
11	中央公民館管理事業	32,603	31,960	23,665	継続
12	東朝霞公民館管理事業	15,491	13,079	17,492	継続
13	内間木公民館管理事業	15,761	15,697	17,787	継続
14	南朝霞公民館管理事業	15,407	15,207	11,797	継続
15	北朝霞公民館管理事業	13,080	10,900	13,842	継続
16	図書館管理事業	32,892	40,160	37,294	継続
17	図書館北朝霞分館管理事業	3,399	3,615	3,484	継続
18	博物館管理事業	41,405	38,048	37,648	継続
19	施設改修事業（公民館）	47,278	67,910	248,662	継続
20	施設改修事業（博物館）	7,028	152,686	12,066	継続
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		575,982	753,731	794,844	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R5年度

575,982

R6年度

753,731

R7年度(見込み)

794,844

6 現状と課題の分析

公民館、図書館、博物館いずれも、引き続き適切な施設の維持管理を行うとともに、情報ツールや学習方法が多様化している中、どの年齢層にも魅力ある事業の企画などにより、地域における生涯学習活動の拠点として努める必要がある。

8 行政と市民の役割分担

各施設の管理維持及び施設運営は、行政が主体となり実施する。各課の主催事業は、アンケートなどによる市民の声を反映させながら実施する。

7 今後の展開

施設の老朽化対策を計画的に実施し、より安全で快適に施設が利用できるように取り組む。

また、デジタル化の推進など、市民ニーズの適確な把握に努め、サービスのあり方を考えていく必要がある。

SNSの普及やネット環境の発達により、生涯学習活動が多様化している中、図書館では予算の範囲内において紙の本とともに電子書籍等の提供を行うことで、あらゆる世代の多くの方々に利用いただける図書館の利用環境の整備に取り組む。

9 所管部の総括

今後も適切な施設運営に努め、地域の生涯活動の拠点として、市民ニーズを的確に把握し、新たな取組を検討するなど、利用者数、来館者数等の増加を図れるよう、市民満足度の向上に努める必要がある。

331 スポーツ・レクリエーション活動の推進



担当課 生涯学習・スポーツ課

関連課 —

目指す姿

誰でも いつでも どこでも楽しめる生涯スポーツ社会の実現が図られ、市民が日々スポーツ・レクリエーションに親しんでいる。

まち・ひと・しごと目標 —

《後期基本計画冊子 P90》



指標 1

週1回以上スポーツを行っている人の割合（%）

週1回以上スポーツを行っている人の割合

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
—	51.2	—	60.0

指標 2

—

—

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実施内容

【新規】

- ・デフリンピックの出場者・メダル獲得者の懸垂幕を産業文化センターへ掲出し、ゆめばれすで報告会を実施した。
- ・デフリンピックの配信競技について、体育館で放映し、利用者にてスポーツに親しむ機会を提供した。
- ・第70回記念大会として市民スポーツ大会を開催した。
- ・ねんりんピック空手リハーサル大会を総合体育館で実施した。

【継続】

- ・多くの市民に対しスポーツの機会を提供するため、市民スポーツ大会やロードレース大会等のイベントを開催した。※ウォークラリーは雨天中止
- ・スポーツ推進審議会、スポーツ推進委員会議を開催し、スポーツ・レクリエーション関係者や専門家の知見を得て、今後の各種スポーツ施策の方向性等について検討を行った。
- ・スポーツ協会、市民総合スポーツ大会実行委員会に対し補助金を交付し、運営を側面から支援するとともに、各団体と連携して事業を展開した。
- ・市民体育振興奨励補助金、青少年スポーツ振興補助金を交付し、市民・団体のスポーツ活動を支援するとともに、市民スポーツの振興に繋げた。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

【外部評価委員会】

- ・市民スポーツ大会に参加したことがあるが、自治会・町内会のためのスポーツ大会という印象が強い。多くの市民が参加できるようなスポーツ大会に変えてもらいたい。
- ・民間スポーツジムフィットネスクラブには、スポーツに興味がある方が集まると思う。そういったところに市民スポーツ大会やロードレース大会の周知を依頼してもよいのではないかと。

3 進捗状況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

市民スポーツ大会、ロードレース大会など大規模なイベントのほか、市民スポーツ教室及び小学生スポーツ教室等をおおむね事業計画どおりに実施することができた。

また、スポーツ推進審議会、スポーツ推進委員会議を例年通り開催し、各委員からご意見をいただくとともに、施策や事業に反映できるものについては、取り入れるよう努めた。各補助金についても、交付を継続できた。

【外的要因】

該当なし

4 必要性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

・スポーツをする理由として、「健康・体力づくりのため」、「運動不足を解消するため」を挙げる方が5割を超えており、継続して行うための場が期待されている。

・あらゆる世代が地域のスポーツ活動に参加し、地域の人とスポーツを通して交流する機会を提供が求められている。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	スポーツ振興事業	18,440	20,700	20,935	継続
2	スポーツ団体等補助事業	12,135	15,005	16,604	継続
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		30,575	35,705	37,539	

総コスト（事業費+人件費）の 経年変化 単位：千円	R5年度 30,575	R6年度 35,705	R7年度(見込み) 37,539
------------------------------	----------------	----------------	---------------------

6 現状と課題の分析

・令和7年度に実施したアンケートでは、「市スポーツ事業（市民スポーツ大会、ロードレース大会・市民スポーツ教室）に参加したことはありますか。」という問いに82.2%の方が「参加したことはない」と回答があった。

・スポーツ・レクリエーション活動は、市民の健康づくりや交流の場として重要な役割を果たしており、スポーツに親しむきっかけ作りとしての事業内容や周知方法の見直しが必要である。

7 今後の展開

・第2期スポーツ推進計画において目標として掲げている「20歳以上の市民のうち、60%が週1回スポーツを行うこと」を目指し、各種施策により、市民がスポーツに触れる機会を提供し「みる・ささえる・つながる」スポーツから「する」スポーツに繋げていく。

・体育施設の指定管理者である文化スポーツ振興公社との連携を深め、事業内容を充実させるとともに、市民への啓発を活性化する。

8 行政と市民の役割分担

・スポーツ協会やスポーツ関係団体などと連携を図るとともに、市民の意見を取り入れながら、効果的に事業を展開していく。

9 所管部の総括

主要事業である市民スポーツ大会、ロードレース大会のほか、各種教室などを予定どおりに開催できた。

スポーツ・レクリエーションの振興を図る上で、各種大会、事業等は市民へのスポーツの普及、市民の交流と健康づくりにつながる重要なものである。参加者アンケート等により寄せられた意見・要望を踏まえ、関係団体等と連携を図り、生涯スポーツ施策の推進を図りたい。

332 利用しやすい施設の提供



担当課 生涯学習・スポーツ課

関連課 —

目指す姿

スポーツ施設の修繕や大規模改修を計画的に実施することにより、ユニバーサルデザイン等を考慮した、安心して利用できる施設・設備が整っている。また、利用者の声を反映した施設の良好な管理・運営がされている。

まち・ひと・しごと目標 —

《後期基本計画冊子 P90》



指標 1

体育施設（14施設）の利用率（%）

体育施設（14施設）の利用率

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
61.8	59.9	59.8	62.0

指標 2

—

—

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実施内容

【新規】

- 施設予約システムにキャッシュレス決済を導入。

【継続】

- 社会体育施設（総合体育館、武道館、滝の根テニスコート）及び公園体育施設について、指定管理による管理運営を実施した。
- 溝沼子どもプールの維持管理を実施し、開場した。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

【外部評価委員会】

- 住民が利用するシステムの改修は、操作する現場の方の意見や利用者の意見が重要なので、改修を実施する際は、そういった方々の意見も聞きながら進める必要がある。

【スポーツ推進審議会】

- 市の施設の整備など財政的な面もあると思いますので、市民からは、施設が中々近くにないという意見もありますが、施設については、民間などと連携する必要がある。

3 進捗状況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

- 溝沼子どもプールは、2部制として開場。
- 社会体育施設及び公園体育施設は通常の貸し出しを行い、利用状況については、増加傾向である。

【外的要因】

4 必要性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

- 施設の経年劣化は進行しており、適切に維持管理を行う必要がある。また、老朽化が指摘されている施設については、朝霞市建物系公共施設マネジメント計画において、長寿命化などの大規模改修が計画されている。
- 健康志向の高まりからスポーツへの市民の関心は高く、社会体育施設に対するニーズは、今後も増加していくものと考えられる。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	公園体育施設改修事業	17,140	80,674	763	継続
2	溝沼子どもプール施設改修事業	595	448	153	継続
3	総合体育館施設改修事業	149	149	153	継続
4	滝の根テニスコート施設改修事業	149	149	153	継続
5	武道館施設改修事業	127,151	455,539	19,839	継続
6	公園体育施設管理運営事業	89,077	86,801	92,369	継続
7	溝沼子どもプール管理運営事業	39,795	41,289	40,648	継続
8	総合体育館管理運営事業	64,807	64,385	63,868	継続
9	滝の根テニスコート管理運営事業	18,871	19,505	20,811	継続
10	武道館管理運営事業	11,035	10,837	14,966	継続
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		368,769	759,776	253,723	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R5年度

368,769

R6年度

759,776

R7年度(見込み)

253,723

6 現状と課題の分析

- ・限りある財源を最大限活用できるよう、関係部署と調整しながら、必要な改修・修繕を行っていく必要がある。
- ・既存施設の効率的な利用の推進を図る必要がある。
- ・誰でも気軽に利用しやすいスポーツ施設となるよう、利用者の声を反映した運営や予約システムの適切な運用を行うなどにより、サービスの向上と効率的な管理運営が必要である。

7 今後の展開

- ・朝霞市建物系公共施設マネジメント実施計画に基づき、令和8年度に中央公園野球場劣化状況調査を行い、今後実施する改修工事内容の検討する。併せて、関係部署との調整を図り、必要な改修・修繕を適切に実施していく。

8 行政と市民の役割分担

市民アンケート調査の結果やスポーツ協会やスポーツ推進審議会等の意見のほか、施設利用者や市民の意見を広く集め、施設の運営に活かしていく。

9 所管部の総括

朝霞市建物系公共施設マネジメント実施計画に対象施設として位置づけられた、中央公園野球場及び陸上競技場の長寿命化に向けた検討を進めるとともに、他の体育施設についても、必要な修繕・改修工事等を計画的に行っていくための検討を進める。

342 芸術文化の振興

担当課 生涯学習・スポーツ課

関連課 —



目指す姿

市民が芸術文化活動の成果を発表できる場と機会を得るとともに、より身近で優れた芸術文化に親しめる機会が提供されている。

各種団体やグループをネットワーク化し、市民の自主的な活動の充実と活性化をはかり、芸術文化に感心を持つ市民の活動が促進されている。

まち・ひと・しごと目標 —

《後期基本計画冊子 P92》



指標 1

文化祭入場者数（人）

朝霞市文化祭の入場者数

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
8,766	8,496	4,298	14,500

指標 2

—

—

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実施内容

【新規】

芸術文化事業として、団体や市民の方と協力し、作品の展示、囲碁・将棋の大会等、成果を発表する場を提供し、地域固有の文化や芸術文化に親しむ機会を提供し、芸術文化への意識の高揚を図ることができた。

【継続】

令和7年度は「芸術文化展」、「市民芸能まつり」、「文化祭」のほか、夏休み親子陶芸教室といった芸術文化事業をすべて実施することができた。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

3 進捗状況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

朝霞市文化協会と共催で「芸術文化展」、「文化祭」、「夏休み親子陶芸教室」など芸術文化事業を実施することができた。文化祭の展示部門が中央公民館の改修工事に伴う休館により中止となったため、参加者が減少したが、芸術文化展において、公募作品を展示するなど、活動の成果を発表する機会の提供に努め、芸術文化に親しむ機運を醸成した。

【外的要因】

・中央公民館改修工事に伴う休館により、文化祭の展示部門については中止した。

4 必要性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

暮らしや生活の中に、芸術や文化に親しむ機会が身近にあることは、心の豊かさやゆとりにつながる。芸術文化を通じて、市民が交流し、コミュニティの活性化にも繋がることから、必要性は大きいと考える。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	芸術文化振興事業	13,557	8,933	6,805	継続
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		13,557	8,933	6,805	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R5年度	R6年度	R7年度(見込み)
13,557	8,933	6,805

6 現状と課題の分析

「朝霞ストリートテラス」や「冬のあかりテラス」など、季節ごとに様々なイベントを通じて、音楽や芸術を楽しみ、参加発表する機会が増えており、芸術文化への関心は高いが、文化協会を中心とした、芸術文化事業への参加者が減少している。

8 行政と市民の役割分担

市は、文化協会と協働し、「文化祭」や「芸術文化展」、「市民芸能まつり」を開催する。

7 今後の展開

文化協会と連携し、魅力的なイベントとなるよう事業内容を協議しながら事業に取り組む。子どもから高齢の方や障がいのある方などなたでも、芸術文化に親しみ、参加いただく機会を提供し、芸術文化の振興と地域文化の継承に努めていく。

9 所管部の総括

文化祭事業、夏休み親子陶芸教室などを開催し、体験や活動の成果発表の場と芸術文化に親しむ機会を提供し、多くの市民の参加いただいた。芸術文化に親しむ市民は多く、市の活性化につながるものであることから、芸術文化施策をより推進していく。

521 やさしさに配慮した道づくり



担当課 道路整備課

関連課 政策企画課、まちづくり推進課

目指す姿

歩道整備や道路改良等に加え、橋梁や舗装などの適切な維持管理を行うことにより、子どもや高齢者など誰もが安全に、安心して快適に道路を利用できるまちを目指す。

まち・ひと・しごと目標 基本目標2 地域の特色を生かし魅力にあふれた選ばれるまちをつくる
(ア) 暮らしやすさが実感できる都市機能の充実

《後期基本計画冊子 P114》

指標 1 | 【まち・ひと・しごと】



歩道整備延長（累計）（m）

歩道の整備延長（右側・左側の合計）

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
79,862	80,063	80,208	80,277

指標 2 |

-

-

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実 施 内 容

【新規】

- ・市道2168号線（浜崎1丁目地内）擁壁改修工事の修正設計等を実施した。
- ・市道2号線（岡3丁目地内）擁壁改修工事に着手した。
- ・市道5号線（溝沼3丁目地内）道路改良工事の設計を実施した。
- ・浜崎陸橋の改修工事を実施した。（令和6年度から継続。東武鉄道へ委託）
- ・東橋側道橋（大字根岸地内）の改修工事を実施した。
- ・花の木橋他2橋の塗膜調査を実施した。
- ・三原隧道（三原1丁目地内）の制御盤移設の工事を実施した。

【継続】

- ・老朽化した道路の改修工事や用地取得ができた箇所の歩道整備を実施した。
- ・内間木地区の浸水対策として水路の浚渫工事を継続して実施した。
- ・浸水対策として水路の清掃、排水機場の施設点検を適正に実施した。
- ・街路樹等の剪定、道路側溝の清掃・除草を適切に実施した。
- ・朝霞駅東口・南口駅前広場及び北朝霞駅東口駅前広場の清掃等により適切な維持管理を実施した。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

該当なし

3 進 捗 状 況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

- ・歩道整備は、地権者の協力により用地取得ができた市道18号線（根岸台4丁目地内）他3路線において、合計約145mを整備した。
- ・道路舗装は、市道3号線（大字溝沼地内）他5路線において、合計約2,429㎡の舗装改修を実施した。
- ・交通安全施設は、道路区画線（外側線等表示）を約4211m、グリーンベルト等のカラー表紙を約107㎡、道路反射鏡5基を設置した。また、市道2号線の一部区間に自転車通行領域を示す矢羽根型表示を設置した。
- ・橋梁は、橋梁長寿命化修繕計画に基づき浜崎陸橋や東橋側道橋の改修工事を実施した。また、第五小学校前歩道橋の改修工事を実施した。

【外的要因】

- ・用地取得では、道路整備基本計画に基づく交渉のほか、相続発生や生産緑地解除による買取申出、開発行為等の突発的な対応が多い。

4 必 要 性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

- ・歩行者が安全に安心して通行できる道路環境を整備するため、引き続き歩行空間の確保のための歩道設置、道路改良を進めていく必要がある。また、災害に強いまちづくりとして、集中豪雨時の雨水排水対策を下水道施設課と連携して実施し、浸水被害の抑制と低減を図る。さらに橋梁や舗装の老朽化対策を計画的に進めていく必要がある。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	都市計画総務事務事業【再掲】	-	-	-	継続
2	道路用地取得事業【再掲】	-	-	-	継続
3	道路改良事業【再掲】	-	-	-	継続
4	交通安全施設事業【再掲】	-	-	-	継続
5	交通施策推進事業【再掲】	-	-	-	継続
6	交通安全啓発推進事業	8,258	7,602	7,911	継続
7	放置自転車対策事業	6,881	6,588	6,742	縮小
8	駅前広場管理事業	30,760	36,266	35,608	継続
9	道路施設維持管理事業	35,854	50,440	37,217	継続
10	道路施設修繕事業	104,235	109,274	85,466	継続
11	道路台帳整備事業	14,997	11,419	12,654	継続
12	歩道整備事業	9,537	28,257	22,374	継続
13	都市計画マスタープラン策定事業【再掲】	-	-	-	継続
14	駅西口富士見通線整備事業	2,976	22,979	1,145	継続
15	駅前広場改修事業	1,116	26,857	763	継続
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		214,614	299,682	209,880	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R5年度	R6年度	R7年度(見込み)
214,614	299,682	209,880

6 現状と課題の分析

- ・歩道整備、道路拡幅を進めるための用地確保には地権者の協力が必要不可欠であるが、沿道では既に宅地化が進行している地域が多数あり、用地取得が容易ではない状況である。
- ・厳しい財政状況の中、財源の確保が重要であり、引き続き国庫補助金等も有効活用しながら施策推進に取り組む必要がある。

8 行政と市民の役割分担

- ・道路の整備は、道路管理者である行政の責務であり、地権者の協力を得ながら市が主体となって実施していく。また、歩行者などに配慮したソフト面での施設やバリアフリー化を推進する際には、対象となる現場の状況に応じて地域の方々や障害者団体等と施策の内容・方法等について連携・調整を図る。また、街路樹や植樹の管理についても、市民との協働など連携を深める。

7 今後の展開

- ・道路の整備は、限られた財源の中で効率的かつ効果的に進めるため、朝霞市道路整備基本計画に基づき、真に必要な歩道整備や道路のバリアフリー化に優先して取り組み、その他の生活道路等の安全対策については、歩行者等に配慮した安全施設の充実を図るなど、ハード整備のみならず、ソフト面を強化する取組も必要である。

9 所管部の総括

- ・市では、誰もが安全・安心で歩きやすい道路の整備を行うため、関係地権者のご理解、ご協力をいただきながら、朝霞市道路整備基本計画に基づき着実に整備を推進し、さらに市民が憩い、集える空間の整備を行うため、道路上のまちなかベンチやミニパークの設置や、グリーンインフラの考え方を取り入れた整備を推進していく。
- ・近年多発する集中豪雨や台風による大雨のほか、大規模地震などによる被害を最小限に抑えられるよう、緊急輸送道路となる幹線道路の整備に加え、雨水排水の改善対策について、下水道施設課と連携し着実に推進していく。さらに、朝霞市橋梁長寿命化修繕計画等に基づき定期的な点検を実施するとともに、点検結果に応じて改修工事等を実施していく。

522 まちの骨格となる道路づくり



担当課 まちづくり推進課

関連課 道路整備課

目指す姿

まちの骨格となる幹線道路網が整備され、本市と主要都市をつなぐ広域交通軸、市内の各地域をつなぐ地域交通軸の交通が円滑になり、人・物・情報の交流、隣接都市との連携強化や市街地の土地利用の促進が図られている。

まち・ひと・しごと目標 —

《後期基本計画冊子 P114》

指標 1

都市計画道路の整備率（%）

都市計画道路の整備率 = 都市計画道路整備済み延長 / 都市計画決定されている総延長

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
54	54	54	56

指標 2

—

—

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実施内容

【新規】

- ・駅東通線については、事業用地すべての土地売買契約が完了した。
- ・駅東通線及び岡通線について、事業施行期間を5年間延伸した。
- ・埼玉県において、国道254号バイパス事業に関する説明会が開催された。

【継続】

- ・駅西口富士見通線沿道広場の公共空間の活用推進（黑板アート）を実施した。
- ・都市計画道路駅東通線及び岡通線の整備を推進した。
- ・市道の改良工事・舗装改修工事・舗装修繕工事を行った。
- ・埼玉県が施行する街路事業に負担金を支出した。
- ・街路用地の用地買収を行った。また、買収を推進するため、不動産鑑定、建物補償積算、測量業務などを行った。
- ・先行取得した街路用地に仮歩道や木柵設置の整備を行い、維持管理を実施した。
- ・国道254号バイパスの事業推進に向け、国や県に対して要望活動を行った。
- ・歩道築造工事、道路修繕工事、道路改良工事等を行った。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

【市民意見交換会】

- ・朝霞は歩道が整備されておらず歩きづらいところが多い（片側しかない歩道が交差点で急に反対側に移るなど）点を改善してほしい。

3 進捗状況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

- ・国道254号バイパスの整備促進のため、国、県へ要望を行った。
- ・市道の改良、舗装改修、道路修繕、歩道築造工事を実施した。
- ・埼玉県が整備する道路事業費の一部を負担金として交付した。
- ・街路用地の用地買収を行った。また、買収を推進するため、不動産鑑定、建物補償積算、測量業務などを行った。

【外的要因】

4 必要性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

- ・道路は市民生活に最も身近な公共インフラであるため、バリアフリー化や歩道整備など、安心安全な歩行空間の確保に取り組む必要がある。
- ・都市計画道路は、交通処理機能の増強だけでなく、都市内で連続した公共空間を提供し、火災の延焼を防止する等の防災空間、緑地等による景観・環境空間、土地利用の誘導といった多様な機能を担うことから、整備の推進が求められている。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	駅東通線整備事業	5,624	255,246	199,540	継続
2	岡通線整備事業	332,672	7,071	12,165	継続
3	志木和光線整備事業	2,956	2,984	2,289	継続
4	事業用地維持管理事業	5,002	2,342	3,885	継続
5	私道整備助成事業	2,417	4,313	10,141	継続
6	道路改良事業	60,557	87,660	81,434	継続
7	道路橋梁総務事務事業	13,842	11,501	11,199	継続
8	道路舗装事業	-	-	-	継続
9	都市計画総務事務事業【再掲】	-	-	-	継続
10	道路施設修繕事業【再掲】	-	-	-	継続
11	歩道整備事業【再掲】	-	-	-	継続
12	都市計画マスタープラン策定事業【再掲】	-	-	-	休止・廃止
13	駅西口富士見通線整備事業【再掲】	-	-	-	継続
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		423,070	371,117	320,653	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R5年度

423,070

R6年度

371,117

R7年度(見込み)

320,653

6 現状と課題の分析

- ・厳しい財政制約の中、道路整備基本計画に基づき効率的に道路整備や歩道整備を推進する必要がある。
- ・橋梁や歩道橋などのインフラは一斉に老朽化しつつあるため、補修・補強・改修により長寿命化を計画的に進め、維持管理費などのコストを縮減する必要がある。
- ・道路利用者や市民の方の道路に対する様々な期待に応えられるよう、道路の持つ多様な機能や役割を確認し、これらの十分な発揮を目指す必要がある。

7 今後の展開

- ・道路整備全般では、道路整備基本計画などに基づき、効率的に整備を推進していく。都市計画道路は、事業認可を取得している駅東通線及び岡通線を優先して整備を行う。
- ・国道254号バイパスは、早期の全線開通に向けて、引き続き国、県に要望を行う。
- ・厳しい財政制約の中、選択と集中の観点から真に必要な歩道整備やバリアフリー化に集中し、その他の生活道路は歩行者に配慮した交通安全施設の充実を図るなどソフト面の対策を強化する。

8 行政と市民の役割分担

- ・市が都市計画道路や市内幹線道路の整備を主体的に行う。なお、道路幅員を拡幅する場合などは、それぞれの路線の整備計画が明らかになった段階で、地域住民や関係地権者等に適切な周知を図り、合意形成に努めていく。

9 所管部の総括

- 都市計画道路及び補助幹線となる市道は、道路交通ネットワークを形成する重要な役割を担っており、整備効果などを踏まえ、計画的に整備を進め、自転車通行空間や歩行者も安全に安心して通行できる道路空間の整備を推進していく必要がある。また、道路整備基本計画に基づき、必要な交通安全対策を講じていく必要がある。ウォークアブル推進都市として、ベンチや休憩施設の設置など、人中心の街路空間の形成について検討し、整備に当たってはグリーンインフラの考え方を取り入れていく必要がある。

523 良好な交通環境づくり



担当課 まちづくり推進課

関連課 政策企画課、環境推進課、道路整備課

目指す姿

道路に交通安全施設や歩道が整備されているとともに、自動車の速度抑制等の交通規制が適切に行われ、放置自転車がなく、子どもから高齢者までの誰もが安全、快適に道路を利用できるようになっている。また、公共交通空白地区の解消を進め、市内のバスなどの公共交通を多くの市民が快適に利用できるようになっている。

まち・ひと・しごと目標 基本目標2 地域の特色を生かし魅力にあふれた選ばれるまちをつくる
(ア) 暮らしやすさが実感できる都市機能の充実

《後期基本計画冊子 P114》

指標 1 | 【まち・ひと・しごと】



市内循環バス（コミュニティバス）の年間利用者数（人）

市内循環バス（コミュニティバス）を1年間に利用した延べ人数

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
386,520	374,399	395,124	359,000

指標 2 |

-

-

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実 施 内 容

【新規】

- ・西武バスの朝24系統の令和8年度からの廃止に伴い、代替手段として、市内循環バス膝折・溝沼線のルートの一部変更し対応する計画を取りまとめた。
- ・現計画の計画期間が令和7年度末で終了することから、令和8年度からを計画期間とする「第2次朝霞市地域公共交通計画」の策定が完了した。
- ・バス停までの移動が困難な高齢者等の移動支援として、デマンド交通（タクシー補助）を計画に位置付け、制度設計を完成させた。

【継続】

- ・朝霞警察署等の関係機関と連携して、優先度の高い場所から交通安全対策工事を実施した。
- ・地域公共交通協議会を開催するとともに、市民や関係機関と協働で地域公共交通計画の各種施策を推進した。
- ・市内循環バス運行事業者に対し、運行に係る経費のうち、運賃を除いた経費を助成した。
- ・公共交通の補完と市民の移動の利便性向上のため、本格事業化に移行した、シェアサイクルについて、継続して実施した。
- ・運転免許自主返納促進と公共交通利用向上のため、免許返納者に交通系ICカードのほか、循環バス回数券やタクシー利用券を配布した。
- ・

2 審議会等第三者機関の評価・意見

【外部評価委員会】

- ・市内循環バスの利用者が少ない中で、維持していくことは大変だと思うが、今後も維持していけるような方策を検討する必要がある。
- ・市内循環バスは、T M Gあさか医療センターに行くために利用する人が多いと思うので、全体的に満遍なく運行するよりも、診療時間に合わせて重点的な運行時間を設けてもよいのではないかと。

3 進 捗 状 況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

- ・公共交通関係では、公共交通空白地区を改善し、市内の面的な交通ネットワーク構築のため、地域住民と一体となってガイドラインに基づき、新たな公共交通の導入に向け検討を進め、令和6年12月から開始した1年間の実証運行をさらに1年間延長しており、引き続き、本格運行に向け検討を進める。
- ・路線バスや市内循環バスを維持していくため、利用促進に向けた意識の醸成や取組を進める。
- ・交通事故防止のため、市民や警察と連携し、交通安全対策や交通ルール順守の徹底など、活動に取り組む。

【外的要因】

4 必 要 性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

- ・交通環境を改善するために歩道の整備や道路のバリアフリー化といった良好な歩行空間の確保が求められている。
- ・路線バスが通らない公共交通空白地区の住民の足としての新たな公共交通の導入について、引き続き検討を進める必要がある。
- ・朝霞台駅のエレベーター設置が完了し、駅のバリアフリー化が進んだ。今後は新たな協定に基づき、駅舎改修と合わせた駅前広場等、駅周辺のバリアフリー化や利便性の向上に向け検討を進める必要がある。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	交通安全施設事業	154,246	30,074	58,299	継続
2	花と緑のまちづくり事業	76,506	106,287	65,124	継続
3	橋梁改修事業	351,446	149,842	397,515	継続
4	都市計画総務事務事業【再掲】	—	—	—	継続
5	交通安全啓発推進事業【再掲】	—	—	—	継続
6	道路施設修繕事業【再掲】	—	—	—	継続
7	歩道整備事業【再掲】	—	—	—	継続
8	駅東通線整備事業【再掲】	—	—	—	継続
9	岡通線整備事業【再掲】	—	—	—	継続
10	志木和光線整備事業【再掲】	—	—	—	継続
11	事業用地維持管理事業【再掲】	—	—	—	継続
12	私道整備助成事業【再掲】	—	—	—	継続
13	道路改良事業【再掲】	—	—	—	継続
14	道路橋梁総務事務事業【再掲】	—	—	—	継続
15	交通施策推進事業	24,417	22,961	33,164	継続
16	市内循環バス運営事業	93,951	81,114	81,057	継続
17	自転車駐車場管理運営事業	280,051	262,909	265,650	継続
18	地球温暖化対策推進事業【再掲】	—	—	—	継続
19	都市計画マスタープラン策定事業【再掲】	—	—	—	休止・廃止
20	駅西口富士見通線整備事業【再掲】	—	—	—	継続
21	自転車駐車場改修事業	6,383	3,453	5,354	継続
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		987,000	656,640	906,163	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R5年度	R6年度	R7年度(見込み)
987,000	656,640	906,163

6 現状と課題の分析

- ・バス事業者においては、運転手不足が深刻化し、現にある路線の維持ですら極めて困難な中、まずは既存路線の維持に向けて注力していくことが重要となっている。
- ・橋梁、歩道橋等のインフラ施設の老朽化が進んでおり、厳しい財政制約の中、適切な維持管理や施設更新が課題となっている。

7 今後の展開

- ・地域公共交通計画に基づき、市内の面的な公共交通のネットワークの構築を目指し公共交通空白地区の改善に取り組むとともに、利用実態に応じた市内循環バスの運行計画を検討するなど、持続可能な交通体系の構築について検討していく。
- ・交通安全対策については、道路整備基本計画に基づき、予算の範囲内で優先度に応じた対策を実施する。
- ・朝霞台駅のエレベーター設置が完了し、駅のバリアフリー化が進んだ。今後は、新たな協定に基づき、東武鉄道と連携・協力し、駅舎改修と合わせた駅前広場等、駅周辺のバリアフリー化や利便性の向上に向け検討を進めていく。

8 行政と市民の役割分担

- ・公共交通関係では、公共交通空白地区を改善し、市内の面的な交通ネットワーク構築のため、地域住民と一体となってガイドラインの更新も視野に入れ、新たな公共交通の導入に向け検討を進める。
- ・路線バスや市内循環バスを維持していくため、利用促進に向けた意識の醸成や取組を進める。
- ・交通事故防止のため、市民や警察と連携し、交通安全対策や交通ルール順守の徹底など活動に取り組む。

9 所管部の総括

- ・公共交通空白地区の改善については、地域組織等と連携し、本格運行に向け利用実態に応じた持続可能な交通体系の構築について検討していく必要がある。
- ・朝霞台駅へのエレベーターの設置が完了しバリアフリー化の進展が見られた。今後は東武鉄道と連携し、駅舎改修と合わせた駅前広場等の改修も視野に入れ検討を進める。
- ・シェアサイクルは、近隣市と情報を共有し連携して進めていく。

541 特性に応じた市街地づくり



担当課 まちづくり推進課

関連課 —

目指す姿

適正な宅地利用がなされ、防災、健康、衛生環境面などに配慮した、バランスのとれた住環境のあるまちが形成されている。

まち・ひと・しごと目標 —

《後期基本計画冊子 P122》

指標 1



（仮称）あずま南地区土地区画整理事業整備進捗率（%）

同地区整理事業における事業費ベースの整備進捗率

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
10	30	64	66

指標 2

—

—

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実施内容

【新規】

【継続】

- ・あずま南地区土地区画整理準備組合が行っている区画整理事業に対して、定期総会や理事会等に適宜出席するとともに、補助金の交付や土地区画整理法に基づく技術支援を行った。
- ・都市計画法第29条等に基づく届出、審査、許認可、確認、証明書の交付及び検査を行った。
- ・建築基準法等に基づく相談、審査、許認可、現場確認等を行った。
- ・市道の改良工事を行い、側溝清掃や違反広告物の撤去を行った。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

【市民意見交換会】

- ・あずま南土地区画整理事業はどんな土地利用を想定しているのか。

3 進捗状況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

- ・都市計画法、開発手続条例、建築基準法、屋外広告物条例、景観条例等に基づく適正な運用により、基準に適した良好な住環境が整備・確保された。
- ・組合施行の区画整理事業に対し援助を行い、良好な市街地形成に寄与することができた。
- ・生活道路の安全と道路環境の改善を図るため、歩道整備や自転車通行帯などの整備を実施した。

【外的要因】

4 必要性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

- ・あずま南地区土地区画整理事業については、交通の利便性を活かした工業系の土地活用を目指し、引き続き技術支援を行う必要がある。
- ・公園が不足している地域や住宅が密集している地区での公園整備など、今後の公園整備のあり方を検討する必要がある。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	あずま南地区土地区画整理推進事業	3,695	754,477	54,579	継続
2	都市計画総務事務事業【再掲】	-	-	-	継続
3	道路施設維持管理事業【再掲】	-	-	-	継続
4	開発許可等指導事業	19,442	21,507	21,667	継続
5	道路改良事業【再掲】	-	-	-	継続
6	建築行政事業	25,998	36,711	26,182	継続
7	住宅政策事業【再掲】	-	-	-	継続
8	都市計画マスタープラン策定事業【再掲】	-	-	-	休止・廃止
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		49,135	812,695	102,428	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R5年度	R6年度	R7年度(見込み)
49,135	812,695	102,428

6 現状と課題の分析

- ・防災機能を向上させるため、挟あい道路の拡幅やオープンスペースの確保が必要である。
- ・あずま南地区土地区画整理事業は、令和4年9月に都市計画変更及び組合認可の告示をし、土地区画整理事業に着手、引き続き技術支援を行うなど、市も一体となり取り組む必要がある。
- ・公園が不足している地域の公園整備については、機会を捉えて公園用地の確保に努める必要がある。

7 今後の展開

- ・あずま南地区土地区画整理事業の推進を図るために、組合に対して必要な技術的援助を引き続き行う。
- ・都市計画法や建築基準法等の関係法令に基づく、審査、許認可、指導、相談などを適正に行う。
- ・道路整備基本計画に基づき、効率的な道路整備を推進する必要がある。

8 行政と市民の役割分担

- ・街路や公園、シンボルロードなど公共空間をにぎわいとコミュニティの場所として有効活用するなど、官民連携による魅力あるまちなづくりを推進する必要がある。

9 所管部の総括

- ・あずま南地区土地区画整理事業組合と連携を図り、円滑に事業を推進していくため適切な技術援助を行う。
- ・道路整備基本計画に基づき、効率的に市民にとって身近なインフラである道路整備を推進するとともに、交通安全施設の充実に努めていく。
- ・法改正を的確に捉えるとともに、審査の質の向上や事務の効率化を図る必要がある。

551 上水道の整備・充実



担当課 水道施設課
 関連課 上下水道総務課

目指す姿

水道事業の経営が安定し、適正な水道料金で安全・安心な水が安定的に供給され、また、水道施設の耐震化を計画的に進めることにより、災害に強い水道施設になっている。

まち・ひと・しごと目標 —

《後期基本計画冊子 P124》



指標 1

基幹管路の耐震化率（上水道）（%）

市内給水の幹線となる重要管路の耐震化の割合

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
56.3	58.8	63.7	62.7

指標 2

—

—

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実施内容

【新規】

令和3年度に廃止した第8号取水井の代わりとなる第14号取水井を増設し、令和7年4月から稼働開始した。

【継続】

基幹管路の耐震化事業と老朽管更新事業など、管路工事を年間5キロメートルの整備を目標とする。また、令和7年1月に策定した上下水道耐震化計画に基づき、重要施設に接続する管路の耐震化も合わせて行う。

浄水場維持管理については、定期点検などメンテナンスを踏まえ更新工事を実施する。

水質検査計画に基づく検査の実施

市内全域の漏水調査の実施

上水道台帳の整備

応急給水訓練の実施（5回実施）

2 審議会等第三者機関の評価・意見

3 進捗状況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

- ・今年度予定していた管路工事では、老朽管更新2か所、設計委託業務2件が繰越となったが、耐震化事業5か所、朽管更新事業4か所、その他3か所のほか、舗装復旧工事や陸橋の添架管設計委託など実施することができた。また、浄水場更新工事についても予定していた事業を行うことができた。
- ・水道管路の整備延長は、約4.1キロメートル実施した。（老朽管更新の繰越2か所を含むと、約5.2キロメートル）
- ・水質検査の結果をホームページで公表した。（異常なし）
- ・物価高騰対策として、水道料金の減免を行った。
- ・総収支比率は100%を上回っており健全な経営が行えている。

【外的要因】

4 必要性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

- ・安心・安全な水道水の安定供給は水道事業者の責務である。
- ・水道は電気、ガス、通信等と同様に市民生活や社会経済活動を支える重要インフラである。また、水道は生命の維持に資するため、地震等の非常時に水道施設が被災しても速やかに復旧できる体制を確保することが求められている。このため、耐震化事業や老朽管更新事業、浄水場更新事業は計画的に進める必要がある。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	水道施設耐震化・老朽管更新事業	711,172	941,457	1,006,273	継続
2	浄水場維持管理更新事業	1,888,957	1,529,893	1,193,409	継続
3	導水管・配水管・給水管維持管理事業	141,393	168,892	201,998	継続
4	水道庁舎維持管理事業	21,572	17,004	24,041	継続
5	水道事業健全運営事業	179,564	186,515	198,532	継続
6	都市計画総務事務事業【再掲】	-	-	-	継続
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		2,942,658	2,843,761	2,624,253	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R5年度

2,942,658

R6年度

2,843,761

R7年度(見込み)

2,624,253

6 現状と課題の分析

・浄水場や管路など水道施設の老朽化が年々増加する中、重要インフラである施設の更新は先延ばしすることはできない状況にある。しかし、更新工事のボリュームに対して担当職員が不足していても、技術を継承することが大きな課題である。

・水道利用過入金や他会計補助金が増加したことなどにより、収入で人件費や維持管理費を賄っているが、今後は施設の更新費用の増大や県水受水費の値上げなど経営を悪化させる懸念がある。

7 今後の展開

・コスト削減を意識して、管路工事では、現在の管種より軽量で耐震性もある管種を新に採用する。浄水場は、更新費用が多額となることから、定期点検やメンテナンスの結果を踏まえ、継続事業を2か年から3か年にすることで、工事費の平準化を含め、コスト削減を検討する。

8 行政と市民の役割分担

・安全で安心な水道水の供給のため、工事の進捗により車両通行止めや断水などが生じるため、市民の理解と協力が必要となる。

・水道事業は、必要な経費を料金で賄っているため、行政は適正な料金水準を検討し、水道利用者は水道メーター検針や料金収納に協力する。

9 所管部の総括

・管路更新率は2%を超え、全国平均の0.57%を上回っていることで、有形固定資産減価償却率や管路の経年化率は類氏団体の平均を下回っている水準を維持できている。

一方では、工事を多く行っていることから、企業債残高が増加しているため、今後の企業債の活用は経営の影響も考慮しながら活用していく必要がある。

552 公共下水道の整備



担当課 下水道施設課
 関連課 上下水道総務課、環境推進課、道路整備課

目指す姿

- ・公共用水域の水質が保全され、清潔で快適な環境づくりを推進するとともに、雨水管の整備や雨水の流出を抑制することなどにより、豪雨時においても浸水被害が少ないまちを目指す。
- ・下水道施設の更新を計画的に進めることにより、下水道事業の持続的な運営が図る。

まち・ひと・しごと目標 —

《後期基本計画冊子 P124》



指標 1

老朽化管渠の修繕改築工事延長（下水道）（km）

朝霞市下水道ストックマネジメント計画に基づき、修繕や改築を実施する管渠延長

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
0.09	0.68	0.13	1.05

指標 2

—

—

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実施内容

【新規】

【継続】

既設下水道管の維持管理 マンホール交換 50か所
 ポンプ場、排水機場の維持管理
 開発事業等における指導検査件数 28件
 雨水流出抑制施設設置状況 浸透トレンチ約554.82㎡
 浸透枳約15.16㎡
 朝霞市雨水管理総合計画の促進
 水害時対応訓練の実施
 内間木地区浸水被害軽減対策検討業務の実施

2 審議会等第三者機関の評価・意見

3 進捗状況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

朝霞市下水道ストックマネジメント計画に基づき、人孔内点検274箇所、地上点検298箇所を実施したほか、修繕工事を行った。

旧暫定逆線引き地区内にある下水道未整備区域に、汚水管を整備した。

朝霞市雨水管理総合計画に、重点対策地区として位置づけられている溝沼地区において、ポンプ場建設工事が完成した。また、膝折町1丁目地区において、貯留管設置工事に向けた調査、地権者交渉等を行った。

【外的要因】

気候変動の影響等により、局地的かつ短時間での豪雨等が頻発し、内水被害が発生した。

4 必要性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

下水道施設の老朽化に対応するため、計画的かつ経済的に修繕、改築を行う必要がある。

局地的かつ短時間での豪雨等が頻発する傾向にあり、内水被害が発生していることから、今後とも引き続き浸水対策を行う必要がある。

生活環境の改善や水質保全のため、引き続き下水道整備を実施する必要がある。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	汚水整備事業	216,465	211,001	17,471	継続
2	下水道維持管理事業	197,119	172,525	371,477	継続
3	朝霞市下水道ストックマネジメント計画推進事業	62,410	84,932	81,938	継続
4	排水機場維持管理事業	200,731	160,172	30,030	継続
5	雨水整備事業	585,211	542,260	1,098,562	継続
6	地球温暖化対策推進事業【再掲】	-	-	-	継続
7	水路改修事業【再掲】	-	-	-	継続
8	下水道事業健全運営事業	961,619	1,070,279	1,333,399	継続
9	合併処理浄化槽設置促進事業【再掲】	-	-	-	継続
10	内間木地区浸水被害軽減対策検討事業	-	4,477	2,984	継続
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		2,223,555	2,245,646	2,935,861	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R5年度

2,223,555

R6年度

2,245,646

R7年度(見込み)

2,935,861

6 現状と課題の分析

下水道施設の整備、再構築、改修工事には、多額の費用を要することから、引き続き国庫補助金など、財源の確保に努める必要がある。

旧暫定逆線引き地区内の汚水管整備については、未整備道路の幅員が狭いことから、埋設に必要な用地確保が必要なため、道路拡幅に併せて工事を実施する必要がある。

7 今後の展開

朝霞市下水道ストックマネジメント計画に基づき、修繕・改築を計画的に推進する。

朝霞市雨水管理総合計画に基づき、台風や局地的な豪雨等による浸水被害を軽減するための対策を推進する。

旧暫定逆線引き地区の市街化区域編入に伴い、公共下水道の整備を引き続き行う。

下水道施設更新の投資費用と、更新に必要な財源が均衡する健全な経営に努める。

8 行政と市民の役割分担

雨水管の排水能力を上回る、台風や局地的な豪雨等による冠水については、行政は防災無線やSNS等による情報発信を速やかに行い、それらの情報をもとに、市民は自宅からの避難について判断を行っていただく。

また、未然の対策として、行政は止水板の設置等に関する情報発信を行い、市民は事前に自宅の周りに止水板等の設置について判断を行っていただく。

宅地等の雨水を敷地内で浸透させるなど、雨水流出を抑制する対策も重要であることから、引き続き市民への周知、啓発に努める。

9 所管部の総括

下水道施設の更新事業については、朝霞市下水道ストックマネジメント計画に基づき、更新事業を進めていく。

浸水被害軽減のため、朝霞市雨水管理総合計画等に基づき、浸水対策を進めていく。

下水道施設の整備、再構築、改修等には、多額の費用を要することから、財政収支のバランスを踏まえた経営に努める。

561 災害や犯罪に強いまちづくり



担当課 まちづくり推進課

関連課 危機管理室、水道施設課、下水道施設課、開発建築課、みどり公園課、道路整備課

目指す姿

地域における防災対策が進み、地震・火災・水害の被害を最小限に抑えられるまちになっている。また、防犯環境づくりが進み、犯罪が起きにくいまちになっている。

まち・ひと・しごと目標 —

《後期基本計画冊子 P126》



指標 1

防火地域・準防火地域の指定地区数（地区）

目標年度において指定している防火地域・準防火地域の地区数

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
10	10	10	12

指標 2

—

—

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実 施 内 容

【新規】

【継続】

- ・立地適正化計画の防災指針に位置付けた施策を推進していく。
- ・耐震診断や耐震改修、危険ブロック塀等撤去工事に対し補助金を交付した。（耐震診断1件、耐震改修0件、危険ブロック等撤去3件）
- ・市内の在住在勤の応急危険度判定士で民間の有資格者を対象に、新たに導入されたマッチングシステムによる参集連絡訓練を実施し、19名（12.6%）の返信があった。
- ・道路照明灯の包括維持管理業務委託を実施し、定期的な情報共有を行い、適切な維持管理を行っている。
- ・大字浜崎地内の水路浚渫工事を実施した。
- ・道路整備基本計画に基づき用地買収を進め、歩道等を整備した。
- ・青色防犯パトロールカーの運行を実施し、防犯灯LED化促進事業費などの事業に補助金を交付した。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

【外部評価委員会】

- ・防犯パトロールカーを午後2時から午後10時まで運行しているとのことだが、犯罪が起きやすい深夜の時間帯の運行についても検討する必要があるのではないかと。
- ・朝霞市がベッドタウン化していることで人口が増加し、宅地化が進んでいるが、照明がない場所が見受けられる。道路照明灯を年10箇所程度増やしているとのことだが、もう少し増やすことはできないか。予算の制約がある中でも、優先順位を見極めながら、安全・安心なまちづくりを推進してもらいたい。

3 進 捗 状 況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

- ・あずま南土地区画整理事業の推進を図るため、技術的援助を実施した。
- ・建築物の地震対策として、耐震診断等に係る補助金申請があり、危険ブロック塀等の撤去に対しても補助金を交付した。
- ・道路照明灯の全灯LED化を実現し、維持管理費の削減を図っている。

【外的要因】

4 必 要 性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

- ・近年、多発するゲリラ豪雨や台風など、自然災害に対する危機意識が高まっている。
- ・地震被害軽減のため、建築物の耐震化や危険ブロック塀の撤去が求められている。
- ・犯罪などが起こりにくい地域環境のため、自治会や町内会等による防犯活動や地域防犯パトロール等の推進など、地域と行政が連携して対処していく必要がある。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	安全なまちづくり推進検討事業	1,116	1,119	1,145	継続
2	建築物耐震化促進事業	29,145	14,450	15,392	継続
3	水路改修事業	59,711	29,844	6,528	継続
4	落橋防止対策事業	744	373	382	継続
5	都市計画総務事務事業【再掲】	-	-	-	継続
6	シンボルロード管理事業【再掲】	-	-	-	継続
7	建築行政事業【再掲】	-	-	-	継続
8	道路用地取得事業【再掲】	-	-	-	継続
9	道路改良事業【再掲】	-	-	-	継続
10	道路照明灯整備事業	84,611	88,926	88,077	継続
11	防犯対策推進事業【再掲】	-	-	-	継続
12	公園施設改修事業【再掲】	-	-	-	継続
13	児童遊園改修事業【再掲】	-	-	-	継続
14	空き家対策事業	8,358	10,396	11,346	継続
15	都市計画マスタープラン策定事業【再掲】	-	-	-	休止・廃止
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		183,685	145,108	122,870	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R5年度	R6年度	R7年度(見込み)
183,685	145,108	122,870

6 現状と課題の分析

- ・橋梁や歩道橋は一斉に老朽化しつつあり、計画的な補修補強により長寿命化を進め、維持管理費を縮減する必要がある。
- ・都市計画道路は、交通処理機能の増強だけでなく、都市内で連続した公共空間を提供し、延焼を防止する等の防災空間、緑地等による環境空間といった多様な機能を担うことから、それらの機能の早期発現が求められている。
- ・防災や防犯をより一層進めるためには、関係行政機関との連携を推進するとともに、自助、共助の意識高揚が必要である。

7 今後の展開

- ・建築物の耐震化や危険ブロック塀等の撤去に関する補助金の活用について、効果的な周知・啓発を進め、更なる耐震化を促進していく。
- ・応急危険度判定士のマッチングシステムの登録を県と連携しながら周知に努めていく。
- ・落橋防止対策については、対策が完了していない橋梁に対し検討を進めていく。
- ・空き家対策については、空家等対策計画に基づき着実に進める。

8 行政と市民の役割分担

- ・災害時には、自助、共助、公助が互いに連携し一体となることで、被害を最小限にできるとともに、早期の復旧につながることから、それぞれの役割と取り組むべき内容について周知・啓発することが重要となる。
- ・地域の犯罪の予防を図るため、行政機関、自治会、PTA、市民団体等の地域団体と相互に連携し、長期的な視点に立って、安心・安全なまちづくりを一体となって進める必要がある。

9 所管部の総括

- ・都市計画マスタープランの方針や立地適正化計画に基づき、災害に強いまちづくりを推進していく。
- ・防災減災に関連する道路整備は、道路整備基本計画に基づき、効果的な整備を推進していく。
- ・建築物の耐震化や危険ブロック塀等の撤去に関する補助金の活用について、効果的な周知・啓発を進めていく。
- ・災害時には、自助、共助、公助が互いに連携し一体となることで、被害を最小限にできるとともに、早期の復旧につながることから、それぞれの役割と取り組むべき内容について周知・啓発に努めていく。

562 全ての人にやさしいまちづくり



担当課 まちづくり推進課

関連課 財産管理課、長寿はつらつ課、開発建築課

目指す姿

全ての人にやさしく、安心して、安全・快適に暮らせる、配慮が行き届いたまちとなっている。

まち・ひと・しごと目標 —

《後期基本計画冊子 P126》



指標 1

「障害のある人に配慮した道路・建物・駅などの整備」の不満足度（%）

第5次朝霞市障害者プラン及び第5期朝霞市障害福祉計画の策定時に、障害福祉課で実施したアンケート結果による不満

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
—	—	26	17

指標 2

—

—

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実施内容

【新規】

・「居住支援相談業務」、「居住サポート住宅」（令和7年10月開始）や「居住支援に関する意見交換会」（令和8年2月開始）を実施した。

【継続】

・地域公共交通協議会を開催し、市民や関係機関と協働で地域公共交通計画の施策を推進した。
 ・高齢者住宅の提供や住宅改善費の補助、住替え家賃の補助を行った。
 ・認知機能、身体機能の低下等により、安全運転に不安のある市民に対して、運転免許自主返納啓発事業を実施し、市内循環バス回数券等を交付した。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

【外部評価委員会】

・市内循環バスは、T M Gあさか医療センターに行くために利用する人が多いと思うので、全体的に満遍なく運行するよりも、診療時間に合わせて重点的な運行時間を設けてもよいのではないかと。

3 進捗状況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

・UR都市機構と市営住宅の賃貸借契約（令和6年から令和16年）により、仲町・膝折・浜崎住宅50戸を供給しており、仲町住宅に空き室が発生したため、仲町住宅から膝折住宅への借替えを行った。（膝折住宅1件）
 ・利用者が、安心安全に、そして快適に利用できるように、公共施設の新築工事や改修工事においては、地域の景観やユニバーサルデザイン、グリーンインフラ等に配慮し設計を行った。

【外的要因】

4 必要性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

・住宅に困窮する低所得者や高齢者などに対して、市営住宅や高齢者住宅の確保が必要である。
 ・高齢化の進展など、誰でも移動しやすい環境や公共交通をはじめとする移動手段確保のニーズが高まることが予想される。
 ・高齢者や障がい者などが暮らしやすい住環境となるよう、今後住宅のリフォーム補助の需要は高まる。
 ・公共交通を補完する新たな交通体系の需要が高まる。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	都市計画総務事務事業【再掲】	-	-	-	継続
2	交通施策推進事業【再掲】	-	-	-	継続
3	市内循環バス運営事業【再掲】	-	-	-	継続
4	歩道整備事業【再掲】	-	-	-	継続
5	営繕行政事業【再掲】	-	-	-	継続
6	住宅政策事業	69,814	78,590	74,533	継続
7	高齢者住宅支援事業【再掲】	-	-	-	継続
8	都市計画マスタープラン策定事業【再掲】	-	-	-	休止・廃止
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		69,814	78,590	74,533	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R5年度	R6年度	R7年度(見込み)
69,814	78,590	74,533

6 現状と課題の分析

- ・公共交通利用者が減少している中、持続可能な公共交通の確保のため、効率性や収益性が課題となっている。
- ・バス事業者においては、運転手不足が深刻化し、現にある路線の維持ですら極めて困難な中、まずは既存路線の維持に向けて注力していくことが重要となっている。
- ・公共交通空白地区を改善し、面的な交通ネットワーク構築のため、地域住民と一体となって本格運行に向けて検討を進める必要がある。

7 今後の展開

- ・高齢化社会に対応するため、継続的に市営住宅を確保し、低所得者向け公営住宅の提供を継続するとともに、建築物のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の普及啓発に努める。
- ・公共交通空白地区の改善に取り組むとともに、利用実態に応じた市内循環バスの運行計画や弾力的な運行体制の見直しを検討し、快適に利用できる都市交通システムの構築や、まちづくりと一体となった持続可能な交通体系の構築について検討していく。
- ・第2次地域公共交通計画に基づき、高齢者等の移動支援として新たに位置づけたデマンド交通（タクシー補助）など、各種施策を推進する。

8 行政と市民の役割分担

- ・改正セーフティーネット法の趣旨をふまえ、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に入居しやすくなるよう、制度、仕組み等について情報提供する。
- ・公共交通関係では、公共交通空白地区を改善し、市内の面的な交通ネットワーク構築のため、導入ガイドラインの見直しも視野に入れ、地域住民と一体となって本格運行に向け検討を進める必要がある。

9 所管部の総括

- ・コンフォール東朝霞団地の一部を市営住宅として借り上げているが、今後空き室が生じた場合は、新たに借り上げるUR浜崎団地、UR膝折団地に振り替え手続きを進めていく。
- ・地域公共交通計画に基づく、公共交通空白地区の改善や市内循環バスの運行計画の見直しについて、地域公共交通協議会と協議し、利用実態に応じた形になるよう検討していく。
- ・朝霞台駅のエレベーター設置が完了し、駅のバリアフリー化が進展した。今後は、新たな協定に基づき、東武鉄道と連携・協力し、駅舎改修と合わせた駅周辺等のバリアフリー化や利便性の向上に向け検討を進めていく。

611 人権教育・啓発活動



担当課 人権庶務課

関連課 教育指導課、生涯学習・スポーツ課

目指す姿

朝霞市人権・同和行政実施計画に則った事業の実践により、市民一人ひとりの人権意識・人権感覚が高まり、憲法で保障された基本的人権を互いに尊重し、認め合う、差別のない明るい社会になっている。

まち・ひと・しごと目標 —

《後期基本計画冊子 P142》



指標 1

人権に関する研修会・講演会参加者数（人）

人権研修会などの年間参加者数

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
323	303	277	630

指標 2

—

—

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実 施 内 容

【新規】

- ・人権教室について、人権擁護委員と連携し、令和7年度は公設公営保育園9園、公設民営保育園1園に加え、放課後児童クラブ9施設と市内中学校の支援級1校で実施し、合計20回実施した。
- ・戦後80年を迎えた令和7年10月18日（土）に朝霞市民会館で朝霞市戦没者追悼式を開催し、来賓の方を含め63人が参列された。

【継続】

- ・人権施策庁内連絡会を1回、庁内人権問題研修推進員研修会を2回開催。
- ・職員の人権意識の醸成を図ることを目的に、階層別職員研修において講師を務めた。
- ・平和の大切さを伝えるため、なつやすみ親子ピースチャレンジや平和パネル展、終戦の日等の黙とう及び半旗の掲揚を実施。
- ・企業人権教育研修会や公民館人権教育講座を開催。
- ・成人式の出席者に対して人権啓発冊子を配布。
- ・広報あさかやホームページを活用して啓発記事を掲載。
- ・小中学生に人権作文への応募の呼びかけを行い、人権作文集「たいよう」を作成。
- ・朝霞市人権教育推進協議会へ補助金を交付し、人権教育・啓発事業の支援を実施。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

- ・該当なし

3 進 捗 状 況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

指標1については、テーマに避難所での人権問題や昨今のSNS問題など、だれもが当事者となりえるテーマを取上げ研修会を実施し参加者からは好評をいただいた。目標を下回ったが、研修会等を周知することで多様な人権課題があることを伝える機会と捉えている。

また、「人権教室」を公設公営保育園9園、公設民営保育園1園、放課後児童クラブ9施設と市内中学校の支援級1校の合計20施設で実施できたこと、また、市内小学校2校で「人権の花運動」を実施したことによりめざす姿に近づいている。

市民一人一人の人権意識や人権感覚が高まり、差別のない社会を実現するために、今後も複雑、多様化する人権問題に関して、市民や企業に対し講演会や研修会などの学習機会を提供するとともに、啓発・周知の取組を進めていく。

【外的要因】

- ・該当なし

4 必 要 性

1 2 3 ④ … 社会的なニーズは増加傾向にある

・すべての人々の人権が尊重され、平和で豊かな社会を実現するためには、市民一人一人の人権尊重意識の醸成を図ることは必要不可欠であり、人権尊重社会を望む市民の願いは変わる事はなく、様々な人権問題が生じている状況からもニーズは高まっていくものと考えられる。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	教育指導支援事業【再掲】	-	-	-	継続
2	特別支援教育事業【再掲】	-	-	-	継続
3	人権教育振興事業【再掲】	-	-	-	継続
4	人権啓発推進事業	6,527	7,935	10,937	継続
5	戦没者追悼事業	-	-	7,241	休止・廃止
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		6,527	7,935	18,178	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R5年度	R6年度	R7年度(見込み)
6,527	7,935	18,178

6 現状と課題の分析

- ・大規模な災害の発生や感染症の拡大など様々な要因による社会状況等の変化により、人々の意識が大きく変わるような状況があり、インターネットやSNSによる人権侵害事案の増加をはじめとして、人権問題は複雑化、多様化する傾向にある。
- ・課題としては、市民や職員の人権意識を高めるため、複雑化、多様化する人権問題に対して、創意工夫した人権教育、啓発活動を継続的に行っていく必要がある。

7 今後の展開

- ・人権教育については、児童、生徒、教職員の人権意識を向上させるとともに、人権問題の正しい認識と理解を深めるよう取組を充実させる。また、講演会や研修会を実施し、市民への学習機会の提供を行い、より効果的な実施手法の中で、多くの市民に人権に関する関心と正しい知識が得られるよう人権教育を推進する。
- ・人権啓発活動については、人権施策を実施する関係部署との連携を図るとともに、新たな人権問題に対する正しい認識と理解を深めるため、市職員への研修等の充実を図る。また、市民に対しては、より身近な人権課題についての情報提供や啓発活動を工夫し、推進を図る必要がある。

8 行政と市民の役割分担

（市）人権教育については、学校の教育活動を通じて、豊かな人権感覚を育成できる教育活動を推進する。また、人権啓発事業については、市民や職員の人権意識を高めるための事業等を実施する。

（市民）人権啓発活動において人権擁護委員との協働を行う。

9 所管部の総括

- ・市民一人一人の人権意識を高め、差別のない社会の実現に近づけるために、既存の事業を着実に実施していく。
- ・複雑かつ多様化する人権問題については、職員への研修を充実させるとともに、市民に対して正しい認識と理解を深めるための情報提供や啓発活動の推進を図る。



612 問題解決に向けた支援体制の充実

担当課 人権庶務課

関連課 地域づくり支援課、生涯学習・スポーツ課

目指す姿

複雑、多様化する人権問題の解決のために、個々のケースごとのきめ細やかな支援を実現する庁内関係各課の横断的な対応と、国や県をはじめとする関係機関や民間団体等との緊密な連携が確立されている。

まち・ひと・しごと目標 —

《後期基本計画冊子 P142》



指標 1

人権施策や人権問題に関する関係機関との連携件数（件）

人権施策庁内連絡会、庁内人権問題研修推進員研修会の開催や国、県などの関係機関の会議等に参加した件数

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
9	12	14	13

指標 2

—

—

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実 施 内 容

【新規】

【継続】

- ・子ども・ほっとそだんを実施した。（年度内100日の開催見込）
- ・人権相談を実施した。（年度内12回開催の開催見込）
- ・法律相談を実施した。（年度内100日の開催見込）
- ・行政相談を実施した。（年度内19日の開催見込）
- ・人権施策庁内連絡会を実施した。（年度内1回開催）
- ・庁内人権問題研修推進員研修会を実施した。（年度内2回開催）
- ・国、県などの関係機関の会議等に参加した。（年度内10回参加）

2 審議会等第三者機関の評価・意見

- ・該当なし

3 進 捗 状 況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

- ・指標1について、国、県などの関係機関の会議や研修会等に参加し、情報共有を図るとともに、資質向上に努めている。
- また、昨年度に引き続き「子ども・ほっとそだん」を実施し、身近な人にも相談できずにいる子どもたちやその保護者等の悩みごと等に対し、解決に向けた支援を行った。
- 引き続き、関係機関の会議等へ参加し、職員や相談員のスキルアップの向上に努めていく。

【外的要因】

- ・令和7年度は、さいたま人権擁護委員協議会西部部会の研修会が例年よりも多く開催されたことにより、連携件数が増加した。

4 必 要 性

1 2 3 ④ … 社会的なニーズは増加傾向にある

- ・人権に関する相談は、法的な問題に発展することも想定される。また、大規模な災害の発生や感染症の拡大など様々な要因による社会状況等の変化により、インターネットやSNSによる人権侵害事案の増加をはじめとして、複雑化、多様化する人権問題に対して行政への支援を求めるケースが多くなっていくものと考えられる。今後も問題の解決に向け、相談者に寄り添った対応に努めていく必要がある。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	人権啓発推進事業【再掲】	-	-	-	継続
2	人権教育振興事業【再掲】	-	-	-	継続
3	市民相談事業	7,365	7,559	7,598	継続
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		7,365	7,559	7,598	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R5年度	R6年度	R7年度(見込み)
7,365	7,559	7,598

6 現状と課題の分析

- ・人権に関わる相談については、内容が複雑化しているケースが想定され、担当課だけの対応では困難な状況も考えられるため、人権施策の課題について共有している。
- ・人権相談の相談員や担当職員については、国、県などが開催する会議や研修会に参加し、人権問題の現状を情報収集することで相談業務に活かすことができるよう取り組んでいる。
- ・複雑化、多様化する相談に対し、適切な対応を行うことができるような支援体制の構築が課題と考える。

7 今後の展開

- ・問題解決に向けた支援体制を充実させるため、人権施策庁内連絡会の構成部署間で各部署における人権施策の課題を把握し、効果的な支援体制の方法を検討していく必要がある。
- ・複雑化、多様化する相談に対し、相談者の主訴を理解し、解決へ導くことができるようにするために職員や相談員のスキルアップのほか、関係する民間団体との連携を視野に入れることも必要と考える。

8 行政と市民の役割分担

- ・人権相談日以外に市民からの相談があった場合には、まずは、相談内容を傾聴し、さいたま地方法務局での常設人権相談への案内や他部署へ繋ぐ等、適切に対応を行う。

9 所管部の総括

- ・市民が抱える日常生活における問題やトラブルの解決支援を確実にするため、人権相談や法律相談などの窓口の周知に努める。
- ・複雑化、多様化する人権問題の解決のために、引き続き、庁内関係各課の連携強化を行うとともに、職員や相談員のスキルアップに努める。

622 男女平等が実感できる生活の実現



担当課 人権庶務課
 関連課 —

目指す姿

市民1人1人が、性別に関わりなく、その個性と能力を発揮することができ、男女平等が実感できる生活が実現している。

まち・ひと・しごと目標 —

《後期基本計画冊子 P144》



指標 1

配偶者等から暴力を受けた場合に誰かに相談する割合（％）

配偶者等から暴力を受けた場合に誰かに相談する割合

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
—	—	65.8	80

指標 2

—

—

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実 施 内 容

【新規】

「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発イベントとして、児童虐待担当部署と連携して次のとおり事業を実施。

- ・パープル・オレンジリボン共同開催セミナーを実施（開催日：11月8日、開催場所：ゆめばれす・201会議室、参加者延べ47人）
- ・パープル・オレンジライトアップを実施（開催期間：11月12日～28日、開催場所：市役所花の池テラス大ケヤキ）

【継続】

- ・男女平等推進審議会にて関連施策を評価し、年次報告書を作成・公表
- ・女性総合相談及びDV相談の実施・周知
- ・女性に対する暴力をなくす運動期間などでの暴力防止に向けた情報提供や啓発事業の実施
- ・女性が活躍できる環境整備に向けた取組の周知・啓発

2 審議会等第三者機関の評価・意見

【男女平等推進審議会】DV相談においては、特に警察との連携が重要となると考えられる。また、DVは今後、高齢化に伴う認知機能の低下による事例の増加が想定される。

今後、AIなどのテクノロジーを悪用したDV被害等が増加するのではないかと懸念している。

3 進 捗 状 況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

- ・指標については、5年ごとの市民意識調査で進捗状況を把握しているが、令和元年度調査（58.3％）と令和7年度調査（65.8％）を比較すると改善が見られた。
- ・配偶者やパートナー等からの暴力の根絶などを図るため、DV相談及び女性総合相談を実施するとともに、国や県の研修等に参加し相談体制の充実を図っている。また、市内公共施設にポスターを掲示するなどして、様々な相談窓口について、広く周知を行っている。
- ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に伴い、様々な相談に対応できるよう関係機関との連携を図りながら相談体制の整備を図っている。

【外的要因】

4 必 要 性

1 2 3 ④ … 社会的なニーズは増加傾向にある

- ・ジェンダー・ギャップ指数（GGI）の現状（118位／148カ国）などから、今後も男女平等を推進していく必要がある。
- また、DV相談、女性総合相談において、相談者が抱える複雑化・複合化する問題の解決に向けて、関係機関と連携していく必要が高まっている。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	男女平等相談事業	14,214	14,348	9,996	継続
2	女性センター管理事業【再掲】	-	-	-	継続
3	男女平等推進事業【再掲】	-	-	-	継続
4	男女平等推進行動計画策定事業【再掲】	-	-	-	継続
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		14,214	14,348	9,996	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R5年度

14,214

R6年度

14,348

R7年度(見込み)

9,996

6 現状と課題の分析

・前年度と比較すると、DV相談、女性総合相談ともに件数は増加傾向だが、増減理由の詳細な分析は難しいため、潜在的な相談ニーズも考慮し、相談窓口を広く周知し、認知度を高めることが重要である。

・市民意識調査や事業所アンケートなどの集計結果（就業状況、女性の管理職の数など）から、女性の活躍推進と合わせて、男女平等を推進していく必要がある。

7 今後の展開

・相談者からの相談内容は複雑化・複合化しているため、相談者が抱える問題の解決に向けて、相談内容に応じた関係機関等との適切かつ緊密に連携するとともに、相談員のスキルアップを図っていく。

・男女平等を推進するため、市が率先してポジティブ・アクションに取り組むとともに、関連する情報の提供、周知・啓発等を行っていく。

8 行政と市民の役割分担

（市）DV相談及び女性総合相談の実施。相談窓口の周知や、ポジティブ・アクションなど女性の社会的地位向上のための推進や情報発信など、男女平等が実感できる生活の実現に向けた取組を実施

（市民）男女平等推進事業企画運営協力員、男女平等推進情報企画編集協力員、あさか女と男セミナー企画運営協力員への参加や、女性センター登録団体での活動のほか、広報掲載記事やセミナーなどの企画運営

9 所管部の総括

・男女平等の意識が一人ひとりに浸透し、誰もがその個性と能力を十分に発揮することができるよう、相談体制の充実を図る。また、女性の職業生活における活躍の推進等、様々な周知・啓発を行い、男女平等が実感できる生活の実現に向けた取組を推進していく。

653 公共施設の効果的・効率的な管理運営



担当課 財産管理課

関連課 政策企画課、内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所、保育課

目指す姿

市の公共施設が安全に利用でき、必要とされるサービスが必要なだけ提供できている。

まち・ひと・しごと目標 —

《後期基本計画冊子 P150》



指標 1

維持管理費の削減率（％）

公共施設の維持管理費について、令和2年度の実績値に対し、新手法等の導入により削減した割合

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
37	39	40	-5

指標 2

—

—

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実施内容

【新規】

- 公共施設等マネジメント実施計画に基づく本庁舎長寿命化改修工事の実設計を行った。
- 令和7年度は当初予算で5千万円、9月補正で1億5千万円を基金へ積み立てた。
- 未利用地(猪苗代湖自然の家敷地)の活用について、関係者と協議を行った。
- 基金の充当について、令和7年度は、中央公民館長寿命化改修工事等、5事業を対象として実施した。

【継続】

- 令和8年度からの10年間を計画期間とした、建物系公共施設マネジメント実施計画（第2期）を策定した。
- 公有財産台帳、固定資産台帳、施設カルテを更新した。
- 施設管理者向けに建物維持管理マニュアル説明会の実施、管理者が実施した施設点検結果の取りまとめを行った。
- 電気の適切な使用、電気料金の削減に取り組んだ。
- 公共施設の管理運営を行う公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社に補助金を交付し、市民のニーズにあったサービスが提供されるよう、必要な支援を行った。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

- 市役所内のトイレが狭くて暗いので、利用しづらい。洗面所として利用する方もいるので、誰もが利用しやすく改善してもらいたい。
- 図書館や公民館をはじめ、公共施設の照明が暗く感じる。省エネの必要性はわかるが、もう少し利用しやすく改善してもらいたい。（令和7年度外部評価委員会所見に関する検討結果）

3 進捗状況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

- 公共施設等マネジメント実施計画の進捗状況や課題を踏まえ、実現可能な改修スケジュールとなるように建物系公共施設マネジメント実施計画(第2期)の策定に取り組んだ。
- 電力料金等が高騰していることなどを踏まえ、適宜設定温度を見直し、電気料金の削減に努めた。
- 改修工事を実施する際、ユニバーサルデザインや長寿命化を意識した整備を行い、環境に配慮した省エネルギーな施設の整備に努めた。

【外的要因】

該当なし

4 必要性

1 2 3 ④ … 社会的なニーズは増加傾向にある

- 社会保障費の増加や、公共施設に充てる費用が減少する中、持続可能な公共施設とするために、維持管理費の縮減を進める必要がある。
- 光熱水費の負担軽減のため、安定かつ安価な契約手法や使用方法の見直し等について今後も検討が必要である。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	営繕行政事業	38,703	745,333	739,528	継続
2	公有財産管理事業	8,457	10,341	8,794	継続
3	公用車管理事業	24,042	24,323	18,601	継続
4	庁舎管理事業	112,897	111,811	93,535	継続
5	庁舎施設改修事業	78,850	144,073	19,216	継続
6	庁用備品管理事業	4,851	6,026	4,154	継続
7	内間木支所管理事業	12,769	8,529	9,489	継続
8	朝霞台出張所管理事業	25,609	24,666	25,557	継続
9	朝霞駅前出張所管理事業	22,363	23,074	27,041	継続
10	政策総務事務事業【再掲】	—	—	—	継続
11	文化・スポーツ振興公社運営支援事業	166,561	172,183	184,768	継続
12	公共施設マネジメント基金積立事業	700,862	154,538	204,417	継続
13	保育園施設管理事業【再掲】	—	—	—	継続
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		1,195,964	1,424,897	1,335,100	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R5年度

1,195,964

R6年度

1,424,897

R7年度(見込み)

1,335,100

6 現状と課題の分析

- ・市民が安全に公共施設を利用できるよう、朝霞市建物系公共施設マネジメント実施計画に基づき、施設の保全・更新、経費の縮減に取り組む必要がある。
- ・計画の実施には、財政的な裏づけが必要であり、公共施設マネジメント基金の運用状況や、市全体の財政状況と整合を図りながら施策を進める必要がある。
- ・令和9年末の蛍光灯等の製造・輸出入の禁止に伴い、各公共施設照明の計画的なLED化が必要である。

7 今後の展開

- ・建物系公共施設マネジメント実施計画に沿って、公共施設の安全性を確保しながら計画的な管理を行うために、施設の長寿命化、維持管理費の縮減、改修時期の平準化などに努めていく必要がある。
- ・業務委託や指定管理者制度の活用にあたっては、より効果的かつ効率的に施設の設置目的を達成できる方法を検討していく。
- ・公共施設のLED化について計画的に取り組む必要がある。

8 行政と市民の役割分担

- (市)
- ・公共施設の管理運営についての適切な取組
 - ・取組状況、課題等の市民への周知
 - ・施設を効果的・効率的に維持管理するための手法の検討
- (市民)
- ・公共施設の管理運営についての問題意識の共有

9 所管部の総括

- ・公共施設の効果的な管理運営には、市民の理解が欠かせないことから、事業内容の丁寧な周知が必要である。
- ・建物系公共施設マネジメント実施計画に基づいた改修等を推進するために、庁内の横断的な調整と併せて、公共施設マネジメント基金の有効な運用が必要である。
- ・各施設の劣化状況や築年数、利用状況等を踏まえ、建物系公共施設等マネジメント実施計画(第2期)に基づき、計画的かつ着実な改修を行う必要がある。

質問番号	総合計画コード 項目等	委員からの質問	担当課	担当課からの回答	資料請求	請求する資料の内容	委員名
1	111 防災対策の推進	評価指標である市の食糧備蓄1.5日分を100%満たしているのに、内部評価が4ではなく3である理由を教えてください。	危機管理室	この施策において指標としている備蓄食料確保率については、適切に在庫管理を行い、毎年度入れ替えを行ったことにより、最終年度目標どおり達成することができました。 また、備蓄食料の確保以外にも、防災設備等の維持管理など、ハード面での取組を行ったほか、気象警報発令時における警戒体制の施行や、マニュアルの点検等のソフト面においても取組を行いました。 それらの取組も含め、当室としては計画どおりに進捗していると考えていますが、一方で、計画以上の大きな成果をあげるまでは至っていないとも考えたため、最高評価である「4 極めて順調」ではなく、「3 おおむね順調」の評価をすることとしました。	—		村上委員
2	111 防災対策の推進	上記の理由が、仮に食糧備蓄以外の施策の中に、不十分な結果のものがあつたのであれば、市の食糧備蓄を評価指標とすることはおかしいと思いますが、いかがでしょうか。	危機管理室	上記のとおり、食料備蓄以外の取組が原因となり、今回の内部評価となったわけではありませんが、こちらの評価指標が、施策の一部を切り取った限定的なものになっていると考え、第6次朝霞市総合計画前期基本計画においては、評価指標を「防災施策に対する市民の満足度」へ変更しました。	—		村上委員
3	111 防災対策の推進	災害時の食糧確保が目標の場合、市の備蓄だけでなく、家庭での備蓄、コンビニなど協定先企業での備蓄、近隣自治体や市外企業、NPOなどからの救援物資見込みなど、すべてを併せて必要量が確保できているかを確認する必要があると思いますが、このような検討はされているでしょうか。されている場合、その資料を拝見したいと思います。	危機管理室	【該当資料なし】 「朝霞市地域防災計画」において、避難所避難者の食料備蓄については、市と県で1.5日分ずつ、計3日分を確保し、以降は協定や救援等によるものとしており、家庭内の食料備蓄については、3日分を基本とし、7日分を推奨しています。 また、令和7年度末現在、飲食料品の提供等に係る災害協定として、4つの県外自治体、9つの民間事業者と協定を締結しています。 協定や救援等の物資は、近隣自治体の被災状況や交通網の被害状況によって、供給量が大幅に増減すると想定されることもあり、これらによって、長期的な必要量が確保できているかという検討までできていないのが実情ですが、今後も、新たな災害協定を締結するなど、食料の調達手段を多方面化することにより、必要量を確保できるように努めていきます。	あり	・災害時における食糧確保に関する検討資料	村上委員
4	111 防災対策の推進	災害時の水（飲料水）の確保は、どのような計画になっているのでしょうか。上水道の耐震化、浄水場の災害対策、集合住宅における給水ポンプの停電対策など、飲料水全体の被災見込みと、それに対する住民に水を届ける様々な手段（備蓄や給水車の確保などを含む）が、どのように想定・計画されているか、教えてください。	上下水道総務課 水道施設課	水道は市民生活や社会経済活動を支える重要なライフラインであるため、災害時においても浄水場や基幹管路、重要施設への供給を持続可能とする耐震化計画を策定して整備を推進しています。 災害時の飲料水供給については、発災後、水道施設の被害状況、断水箇所や避難状況等を収集し、給水需要を把握した上で、輸送ルートや人員配置などを検討し、応急給水実施計画を定めた上で応急給水所、給水車による応急給水を開始します。また、応急給水活動を補完する取組として、ペットボトル飲料水を常時2万本備蓄しています。	あり	・災害時における住民の飲料水確保に関する検討資料	村上委員
5	121 防犯のまちづくりの推進	埼玉県警が公表した犯罪認知件数の内容や、近隣市町村の（川口市や戸田市）状況も併せて列挙してください。	危機管理室	埼玉県警察が公表している刑法犯認知件数の内容は、路上強盗、不同意わいせつ、ひったくり、住宅対象侵入窃盗（空き巣、忍込み、居空き）、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、自販機ねらいとなっており、市町村別の認知件数は別添資料のとおりです。 全刑法犯数は昨年の1,012件から43件減の969件となっており、川口市の4,417件や戸田市の1,143件に比べ、犯罪が少なくなっています。	—		柴野委員
6	241 共に生きる社会の実現	障害のある人が増加傾向とありますが、理由や原因などは調査されているのでしょうか。原因を改善するために出来る活動等されているのでしょうか。	障害福祉課	障害についての社会的な認知が進んだ結果、障害者手帳を取得される方が増加していると判断しています。障害福祉課としましては、障害者差別解消法等の関係法令に基づき、引き続き理解促進に取り組むとともに、障害者支援に努めていきます。	あり	年々増加していると判断した資料	柴野委員

質問番号	総合計画コード項目等	委員からの質問	担当課	担当課からの回答	資料請求	請求する資料の内容	委員名
7	521 やさしさに配慮した道づくり	朝霞駅から市役所の道路（県道）の安全向上のために、電柱の地下化が県の予定に決まったとお聞きしましたが、着工年度は決まっているのでしょうか。	道路整備課	埼玉県に確認したところ、今年度から試掘や埋設管などの支障物の移設を行うため、現在占有者等の関係機関との協議を進めているとのことです。	—		小島委員
8	523 良好な交通環境づくり	「交通事故防止のため、市民や警察と連携し、交通安全対策や交通ルール順守の徹底」とありますが、自転車と自動車どちらに対する活動なのでしょうか。	まちづくり推進課	本取組は、自転車と自動車の双方に対して行っており、主な取組は速度超過を抑制するための路面標示施工や見通しの悪い場所へのカーブミラー設置などを実施しています。また、朝霞警察署や関係団体と連携して交通ルール順守の周知を行うほか、広報や市SNSを活用して啓発をしています。	—		柴野委員
9	541 特性に応じた市街地づくり	「生活道路の安全と道路環境の改善を図るため、歩道整備や自動車通行帯の整備を実施した」とありますが、優先順位と場所を教えてください。	道路整備課 まちづくり推進課	【道路整備課】 歩道整備については、朝霞市道路整備基本計画に位置付けた優先順位に基づき、土地所有者と用地交渉を行い、御協力を得られた箇所から順次整備を進めています。 令和7年度については、市道18号線他3路線において、合計約145mの歩道整備を実施しました。令和8年度については、市道1号線他2路線において、合計約56mの歩道整備を予定しています。 【まちづくり推進課】 令和7年度は市道2号線の一部区間に自転車通行領域を示す矢羽根型表示を設置しました。今後については、警察と協議しながら検討を進めていきます。	あり	道路整備が終わった箇所と整備できていない箇所の一覧がわかる資料	柴野委員
10	642 情報提供の充実と市民ニーズの把握	「こどもモニター」のこどもはどのような年齢層を対象としているのでしょうか。また、どのように選出されていますか。 「市政モニターアンケート」の市民はどのように選出されていますか。	市政情報課	こどもモニターの対象は、募集年度の4月1日現在、小学4年生から満18歳未満の方です。選出については、公募（毎年度募集）で行っています。 市政モニターの選出については、無作為に抽出した、市内に住所を有し満18歳以上の方（市議会議員、市職員は除く）に郵送（令和7年度は2,000通）し、市政モニターの登録に同意していただいた方を登録しています。定員は400人としていますが、希望者に対して、随時登録を行っています。	—		小島委員
11	全体	他の項目に関しても、必ずしも施策の目標を評価する指標になっていないものが多いように思われます。このような評価の仕組みでは、施策の評価方法として不十分ではないかと思いますが、いかがでしょうか。	政策企画課	第5次総合計画後期基本計画で設定した指標については、アウトプットからアウトカムの流れを踏まえていないものがあることから、第6次総合計画の策定に際しては、総合計画審議会でご頂いたご意見を踏まえ、アウトカムを適切に測定できる指標の設定に努めました。 今後は、第6次総合計画前期基本計画に定めた指標を踏まえ、その評価方法について、外部評価委員会の皆様からご意見を頂戴しながら検討したいと考えています。	—		村上委員

委員の関心・興味があるテーマやキーワード ※ 会議の中で話題として取り上げる可能性があります。

テーマ・キーワード	委員名
評価の仕組み	村上委員
インフラの整備について	柴野委員
歩道の整備	

朝霞市地域防災計画

令和7年2月

朝霞市防災会議

以上のような女性や多様な人々に配慮した支援策を市民に周知するため、広報に努める。

(2) 学校との連携体制の確保

教育指導課は、避難所となる小学校等と避難所施設担当職員が平時から子どもの避難生活支援等について協議を行っておくとともに、学校が管理する在籍児童・生徒の要配慮データ（アレルギー等の状態等）を個人情報に配慮しつつ災害時の避難所運営等に利用できる仕組みを整備する。

(3) 民間企業との連携

産業振興課は、災害直後の子どもの安全確保等について、市内の商店・企業の支援を受けられる仕組みを検討していく。

(4) 避難所の見守り体制の確保

危機管理室及び人権庶務課は、朝霞消防署、朝霞市消防団等と連携し、市の女性職員、地域の女性リーダー、女性消防団員、女性防災士等を中心とした避難所の見守り・巡回体制の整備を推進する。

教育班、福祉班、市民班は、災害時の巡回の受入れについて配慮する。

第5 給水、食料・生活必需品・資機材・医薬品の供給体制の整備

- 【資料編】 4 災害応援協定一覧
 - 6-1 応急給水所開設場所一覧
 - 6-2 小中学校受水槽施設一覧
 - 6-3 防災備蓄倉庫一覧

1 給水体制の整備

(1) 給水計画の策定

上下水道部は、災害時に浄水場・配水池等から飲料水等を供給するために、他の水道事業者等と応援方法、供給要員、必要資機材、給水拠点等について協議をして、給水計画を策定する。

■1日あたりの目標給水量

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	3リットル/人・日	生命維持に必要な最低限の水量
4日から10日	20リットル/人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量
11日から20日	100リットル/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
21日以降	250リットル/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

(2) 応急給水設備の整備

上下水道部は、地震等に伴う上水道施設の被害による水供給の停止に備え、応急給水設備を整備する。また、指定避難場所等の施設を管理する関係各課は、施設の改修時等に応急給水設備の整備に努める。

各公共施設の管理者と協力し、非常時の飲料水を確保するため受水槽に緊急遮断装置の設置に努める。

(3) 給水体制の整備

上下水道部は、被災者に給水活動が行えるよう給水車、給水タンク、給水袋、ポリタンク、応急給水栓を整備するとともに、資機材の定期的なメンテナンスを行う。

また、販売業者等から給水用資機材の供給が受けられるように協力体制を整備する。

(4) 災害時用井戸の整備

上下水道部は、既設の水道事業用の井戸に応急給水設備を整備する。

また、危機管理室は、地下水を使用している民間事業者等と、災害時における井戸水の供給に関する協力が得られるよう協定等の締結に努める。

その他、施設管理者等に、災害時用井戸の設置、協力について推奨していく。

(5) 検水体制の整備

上下水道部及び環境推進課は、災害時における水源について、飲用の適否を調べるため、保健所等の検査機関等との協力体制を確立する。

2 食料・物資等の供給体制の整備

(1) 食料備蓄計画の策定

危機管理室は、次のような食料等備蓄計画を策定する。

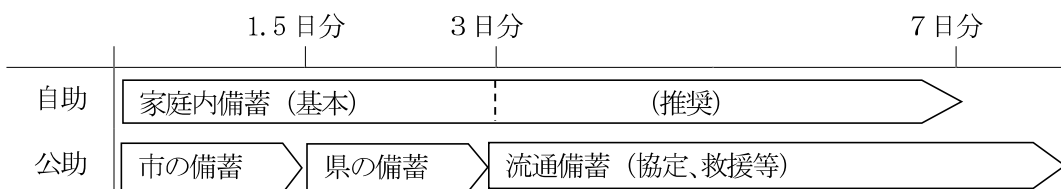
- ① 食料の備蓄は、県、市、市民がそれぞれ行うものとし、地震被害想定調査で想定した避難者数を基準とした目標とする。

■備蓄の目標

	県	市	市民	計
避難住民	1.5日分	1.5日分	3日分 (推奨1週間)	6日分
災害救助従事者	3日分	3日分	—	—

(注) 県の備蓄量は県が想定した東京湾北部地震の避難者数が基準となり、市及び市民の備蓄量は、市が想定した朝霞市直下の地震の予測避難者数を基準とする。

■物資確保の役割区分



- ② 備蓄品目は、保存期間が長く、かつ調理不要のものとし、避難住民の多様なニーズに対応したものとし、例示すると以下のとおりである。

■食料の備蓄品目の例示

主食品：アルファ米、乾パン、クラッカー等 乳児食：粉ミルク、離乳食等 その他：保存水、缶詰、レトルト食品、カップ麺等
--

- ③ 乳児や高齢者、障害のある人等の要配慮者に配慮して、口に入れやすい食品、アレルギー対応食品の供給にも留意する。

第12節 給水、食料・生活必需品の供給

〔方針・目標〕

- 発災から24時間以内に給水資機材、車両を確保し、応急給水を開始する。その後、全国からの応援を受け給水活動の充実を図る。
- 災害発生当初の食料、生活必需品は、①市民等の家庭内備蓄、②市の備蓄、③県の備蓄の順に充当することを基本とし、その後は食料販売業者、自衛隊の炊き出し等で供給する。
- 発災後、全国に救援物資の要請を行うが、原則として、自治体、企業、団体からの物資のみを受け入れる。

項目	担当
第1 飲料水の供給	上下水道班
第2 食料の供給	本部班、職員班、市民班、教育班
第3 生活必需品の供給	本部班、市民班、教育班
第4 救援物資の受入れ・管理	市民班

第1 飲料水の供給

【資料編】 6-1 応急給水所開設場所一覧

6-2 小中学校受水槽施設一覧

1 被災状況等の把握

上下水道班は、水道施設の被災状況、断水の状況、避難所、病院等の情報を収集し、給水需要を把握する。

2 応急給水実施計画等の作成

(1) 応急給水実施計画等の作成

上下水道班は、被災状況等の情報に基づき次のような応急給水実施計画を作成する。

■ 応急給水実施計画等の事項

給水方法	○給水拠点への運搬給水（給水車） ○泉水浄水場及び岡浄水場での応急給水 ○第5号及び第10号取水井での応急給水 ○県水送水管からの応急給水 ○東京都水道局朝霞浄水場での応急給水
給水拠点	○地域防災拠点（各小学校） ○避難所等
応急給水 配備表	○輸送ルート ○給水実施期間 ○給水場所の人員配置
応援要請	○朝霞市指定給水装置工事業者 ○東京都水道局朝霞浄水場 ○自衛隊 ○日本水道協会埼玉県支部 ○埼玉県災害対策本部給水部 ○災害応援協定締結先 等

(2) 資機材、車両の確保

上下水道班は、応急給水用資機材及び給水車等の車両を日本水道協会埼玉県支部、朝霞市指定給水装置工事事業者、災害応援協定締結先等に要請し確保する。

(3) 給水所（拠点）の周知・広報

給水所を開設したときは、市民に対する周知事項をとりまとめ、財務・情報班に広報を依頼する。

3 応急給水

(1) 優先給水

上下水道班は、医療施設、避難所、福祉施設、老人施設等の重要施設に対し、優先給水を行う。

(2) 給水活動

上下水道班は、浄水場から給水拠点まで給水車等で運搬するとともに、浄水場及び第5号及び第10号取水井に応急給水所を設置する。

給水拠点では、市民自らが持参したプラスチック製タンク、バケツ等に給水する。また、給水拠点は、原則として地域防災拠点である小学校の校庭とする。復旧に長期を要するときは、応急仮設配管などの措置をとる。

■給水量の基準

項目	経過日数			
	災害発生～3日	4日～10日	11日～20日	21日～復旧まで
目標応急給水量	3リットル/人・日	20リットル/人・日	100リットル/人・日	250リットル/人・日
用途	生命維持に必要最低限の水	調理、洗面など最低生活に必要な水	調理、洗面及び最低の浴用、洗濯に必要な水	被災前と同様の生活に必要な水
給水方法	備蓄飲料水の配布、給水拠点への運搬給水、浄水場及び第5号及び第10号取水井での応急給水	給水拠点への運搬給水、浄水場、第5号及び第10号取水井、県水送水管での応急給水	一部は復旧した水道管での給水、その他は左記の給水の継続	順次本給水に移行

4 給水施設等の応急復旧

上下水道班は、給水施設等の応急復旧を概ね以下のとおり行う。

(1) 給水活動被害箇所の調査と応急復旧

朝霞市指定給水装置工事事業者、日本水道協会埼玉県支部及び災害応援協定締結先との連携により、給水施設等の被害状況の調査及び応急復旧工事を行う。

(2) 技術者、資材の調達要請

応急、復旧工事の技術者、復旧資材が不足する場合は、知事及び日本水道協会埼玉県支部に対して調達あっせんを要請する。

第12節 給水、食料・生活必需品の供給

〔方針・目標〕

- 速やかに給水資機材、車両を確保し、応急給水を開始する。その後、全国からの応援を受け給水活動の充実を図る。
- 災害発生当初の食料、生活必需品は、①市民等の家庭内備蓄、②市の備蓄、③県の備蓄の順に充当することを基本とし、その後は食料販売業者、自衛隊の炊き出し等で供給する。
- 発災後、全国に救援物資の要請を行うが、原則として、自治体、企業、団体からの物資のみを受け入れる。

項目	担当
第1 飲料水の供給	上下水道班
第2 食料の供給	本部班、職員班、市民班、教育班
第3 生活必需品の供給	本部班、市民班、教育班
第4 救援物資の受入れ・管理	市民班

第1 飲料水の供給

【資料編】 6-1 応急給水所開設場所一覧

6-2 小中学校受水槽施設一覧

1 被災状況等の把握

上下水道班は、水道施設の被災状況、断水の状況、避難所、病院等の情報を収集し、給水需要を把握する。

2 応急給水実施計画等の作成

(1) 応急給水実施計画等の作成

上下水道班は、被災状況等の情報に基づき次のような応急給水実施計画を作成する。

■ 応急給水実施計画等の事項

給水方法	<input type="checkbox"/> 給水拠点への運搬給水（給水車） <input type="checkbox"/> 泉水浄水場及び岡浄水場での応急給水 <input type="checkbox"/> 第5号及び第10号取水井での応急給水 <input type="checkbox"/> 県水送水管からの応急給水 <input type="checkbox"/> 東京都水道局朝霞浄水場での応急給水	
給水拠点	<input type="checkbox"/> 地域防災拠点（各小学校）	<input type="checkbox"/> 避難所等
応急給水 配備表	<input type="checkbox"/> 輸送ルート <input type="checkbox"/> 給水場所の人員配置	<input type="checkbox"/> 給水実施期間
応援要請	<input type="checkbox"/> 朝霞市指定給水装置工事事業者 <input type="checkbox"/> 東京都水道局朝霞浄水場 <input type="checkbox"/> 自衛隊	<input type="checkbox"/> 日本水道協会埼玉県支部 <input type="checkbox"/> 埼玉県災害対策本部給水部 <input type="checkbox"/> 災害応援協定締結先 等

(2) 資機材、車両の確保

上下水道班は、応急給水用資機材及び給水車等の車両を日本水道協会埼玉県支部、朝霞市指定給水装置工事事業者、災害応援協定締結先等に要請し確保する。

(3) 給水所（拠点）の周知・広報

給水所を開設したときは、市民に対する周知事項をとりまとめ、財務・情報班に広報を依頼する。

3 応急給水

(1) 優先給水

上下水道班は、医療施設、避難所、福祉施設、老人施設等の重要施設に対し、優先給水を行う。

(2) 給水活動

上下水道班は、浄水場から給水拠点まで給水車等で運搬するとともに、浄水場及び第5号及び第10号取水井に応急給水所を設置する。

給水拠点では、市民自らが持参したプラスチック製タンク、バケツ等に給水する。また、給水拠点は、原則として地域防災拠点である小学校の校庭とする。復旧に長期を要するときは、応急仮設配管などの措置をとる。

■給水量の基準

項目	経過日数			
	災害発生～3日	4日～10日	11日～20日	21日～復旧まで
目標応急給水水量	3リットル/人・日	20リットル/人・日	100リットル/人・日	250リットル/人・日
用途	生命維持に必要最低限の水	調理、洗面など最低生活に必要な水	調理、洗面及び最低の浴用、洗濯に必要な水	被災前と同様の生活に必要な水
給水方法	備蓄飲料水の配布、給水拠点への運搬給水、浄水場及び第5号及び第10号取水井での応急給水	給水拠点への運搬給水、浄水場、第5号及び第10号取水井、県水送水管での応急給水	一部は復旧した水道管での給水、その他は左記の給水の継続	順次本給水に移行

4 給水施設等の応急復旧

上下水道班は、給水施設等の応急復旧を概ね以下のとおり行う。

(1) 給水活動被害箇所の調査と応急復旧

朝霞市指定給水装置工事事業者、日本水道協会埼玉県支部及び災害応援協定締結先との連携により、給水施設等の被害状況の調査及び応急復旧工事を行う。

(2) 技術者、資材の調達要請

応急、復旧工事の技術者、復旧資材が不足する場合は、知事及び日本水道協会埼玉県支部に対し調達あつせんを要請する。

第2 食料の供給

- 【資料編】 3-3 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）
- 4 災害協定・覚書一覧
- 6-3 防災備蓄倉庫一覧
- 9-6 物資食料管理表

6 施設・設備

6-1 応急給水所開設場所一覧

NO	名称	所在地
1	泉水浄水場	泉水2-13-1 (水道庁舎)
2	岡浄水場	岡2-2-43 (東円寺付近)
3	第5号取水井	岡2丁目地内 (博物館付近)
4	第10号取水井	幸町3丁目地内 (旧朝霞第四小学校付近)
5	東京都水道局朝霞浄水場	宮戸1-3-1 (正門付近)

6-2 小中学校受水槽施設一覧

学校名	基数	容量 (m ³)
朝霞第一小学校	1	18
朝霞第二小学校	2	(20、9)
朝霞第三小学校	1	23
朝霞第四小学校	1	50.5
朝霞第五小学校	1	38.5
朝霞第六小学校	1	15
朝霞第七小学校	1	20
朝霞第八小学校	1	38
朝霞第九小学校	1	20
朝霞第十小学校	1	17.3
小計	11	269.3
朝霞第一中学校	1	8.0
朝霞第二中学校	1	28
朝霞第三中学校	2	(21、2.6)
朝霞第四中学校	1	16
朝霞第五中学校	1	12
小計	6	87.6
合計	17	356.9

※記載容量は有効容量

刑法犯認知件数（令和7年・確定値）警察署別

	全刑法犯		路上強盗		不同意わいせつ		ひったくり		住宅対象侵入窃盗						自動車盗		オートバイ盗		自転車盗		車上ねらい		自販機ねらい	
	R7	R6	R7	R6	R7	R6	R7	R6	空き巣		忍込み		居空き		R7	R6	R7	R6	R7	R6	R7	R6	R7	R6
									R7	R6	R7	R6	R7	R6										
浦和	1,861	1,899	1		45	46	3	4	24	14	4	2			14	28	33	30	576	602	59	41	1	2
浦和東	872	785			6	9			17	10	2	3	1	1	19	15	29	11	209	238	34	28	1	3
浦和西	1,260	1,223			7	24			3	18	22	6	3		16	17	48	23	400	425	47	28	2	11
大宮	2,681	2,551	2	2	39	42	3	10	20	24	9	2			19	20	26	42	653	626	76	78	4	6
大宮東	1,122	1,035	1		15	13	3	4	25	26	12	10		1	13	17	37	53	280	256	42	34	3	6
大宮西	652	695		1	8	7			12	11	11	4			14	14	9	17	124	173	30	31	1	3
蕨	1,839	1,655	3		22	15	2	4	20	27	5	4	1	2	27	27	26	29	586	529	67	68	3	20
川口	2,842	2,939		6	27	32	3	5	23	60	9	8			35	34	97	76	978	992	91	71	6	11
武南	1,612	1,621	1		37	26	4	2	23	33	27	12			47	54	100	58	370	455	70	56		10
朝霞	1,869	1,952	2	1	37	39	2	4	16	20	6	5	1		12	17	101	88	569	614	66	51	3	6
新座	1,000	1,052			8	23			16	13	2	3		1	3	5	28	24	297	349	34	33	7	
草加	2,831	2,670			35	30	5	2	55	50	54	15	1	6	59	48	94	51	951	939	141	103	9	15
上尾	2,522	2,414			28	46		1	48	36	34	9	1	2	24	20	61	47	706	652	100	63	5	13
鴻巣	1,303	1,180	2		5	10			39	16	29	13	2		18	11	8	15	262	248	54	41	4	10
川越	2,732	2,510	2	2	27	40	5	2	43	34	40	15	4	1	27	15	58	46	737	736	86	74	23	35
東入間	2,025	1,750			10	18	2	1	42	38	29	6	1	4	20	3	20	22	515	484	76	55	7	3
所沢	1,979	1,972	3		25	37			31	28	19	16	2		15	15	26	38	459	659	96	82	2	2
狭山	1,894	1,568			17	20	2		31	36	30	36	1	2	15	20	25	22	378	395	107	68	7	5
西入間	1,566	1,553	1		21	34			45	34	43	14	1		10	11	27	28	393	433	31	87	5	4
飯能	898	851			7	7			26	16	6	8	4		1	7	47	31	218	297	49	25	3	6
東松山	1,309	1,263			13	9			79	40	28	4	2	1	10	15	10	24	280	217	32	37	9	7
小川	398	326			4	7			25	14	13	3			3	4	6	1	43	32	7	3	1	2
秩父	363	386		1	4				11	15	1	3		1	3	4	1		23	23	7	13	1	
小鹿野	43	34			1					1									1	2			1	
本庄	740	861		1	5	3	1		22	94	7	11		4	18	14	9		153	109	32	68	33	22
児玉	240	253			2	3			7	4	7	3			2	4	2		30	29	15	11	6	4
熊谷	1,530	1,372		1	29	31			41	28	30	15	1		39	23	19	14	267	273	45	32	11	4
深谷	728	743	1	1	5	4			11	19	4	18			16	17	17	8	186	175	37	29	14	7
寄居	303	244			4	3			13	5	14	5	1		2	6	1	3	33	44	10	11	2	4
行田	583	595			4	4		1	21	20	8	8	4		6	6	3	2	84	83	24	10	6	1
羽生	511	598			4	7			19	28	7	3			7	9	10	3	66	94	8	15	13	7
加須	719	713			1	7			24	34	8	13	1		11	8	16	16	91	120	31	25	18	8
岩槻	1,392	1,301	2		14	3	1		24	32	25	14		1	20	40	38	23	271	242	48	40	12	13
春日部	1,601	1,774	2	3	19	14	1	2	45	37	23	7	1	2	31	37	36	27	407	554	45	44	5	13
越谷	3,283	3,197			31	42	7	3	48	26	29	20	1		93	74	60	27	938	1,083	99	104	18	13
久喜	1,138	1,061		1	12	8	3	1	33	33	26	20	3	1	17	19	21	13	200	176	62	24	8	4
幸手	662	536			2	4	1		29	6	16	7			9	12	16	10	136	151	18	13	5	4
杉戸	597	548	2		4	1			13	13	10	7			9	6	6	12	136	109	17	15		3
吉川	1,971	1,987	2		15	11	1	1	24	35	19	11	1	4	52	85	66	70	580	602	83	72	23	15
合計	53,471	51,667	27	20	599	679	49	50	1,063	1,032	652	360	35	35	756	781	1,237	1,004	13,586	14,220	1,976	1,683	282	302

刑法犯認知件数（令和7年・確定値）市町村別

	全刑法犯		路上強盗		不同意わいせつ		ひったくり		住宅対象侵入窃盗						自動車盗		オートバイ盗		自転車盗		車上ねらい		自販機ねらい			
	R7	R6	R7	R6	R7	R6	R7	R6	空き巣		忍込み		居空き		R7	R6	R7	R6	R7	R6	R7	R6	R7	R6		
さいたま市	西区	468	534			1	8	6			11	10	10	2			7	9	5	14	84	122	21	27	1	3
	北区	1,003	1,005			2	4	12	1	5	14	17	4	2			12	10	19	14	273	272	39	46	1	6
	大宮区	1,793	1,642	2			30	33	2	5	7	8	6	2			14	15	11	31	413	402	45	37	3	
	見沼区	1,113	1,038	1			15	15	3	4	25	26	12	10		1	13	17	37	53	282	256	43	33	3	6
	中央区	617	610				3	12			3	9	8				8	7	12	12	191	206	22	13		
	桜区	662	628				4	11			9	14	6	3			8	10	35	10	208	209	25	15	2	11
	浦和区	924	911				19	12	1	3	13	9	2	1			5	9	8	7	242	268	23	17	1	
	南区	958	1,017	1			29	30	2	1	11	5	2	1		1	9	19	25	24	340	346	36	24		2
	緑区	862	779				5	8			17	10	2	3	1	1	19	15	29	11	209	238	34	28	1	3
	岩槻区	911	885	2			8		1		11	17	17	8		1	15	25	32	18	174	161	30	30	11	10
川越市	2,722	2,498	2	2	26	39	5	2	43	34	40	15	4	1	27	15	58	46	738	736	86	74	23	35		
熊谷市	1,519	1,369		1	26	30			41	28	30	15	1		39	23	19	14	267	273	45	32	11	4		
川口市	4,417	4,529	1	6	62	54	7	7	46	93	36	20			82	88	197	134	1,348	1,446	161	126	6	21		
行田市	582	584			4	3		1	21	20	8	8	4		6	5	3	2	84	83	24	10	6	1		
秩父市	299	282		1	4				9	8		2		1	3		1		23	19	6	7	1			
所沢市	1,981	1,952	3		24	36	1		31	27	19	16	2		15	15	26	38	459	659	96	82	2	2		
飯能市	514	511			4	6			9	5	2	6	1		1	3	12	19	132	224	37	11		3		
加須市	717	707			1	7			24	34	8	13	1		11	8	16	16	91	120	31	24	18	8		
本庄市	601	732		1	3	1	1		19	84	11	6		2	17	11	9		124	110	18	54	21	20		
東松山市	830	827			9	6			33	32	22	3	2	1	9	10	4	19	218	159	24	25	1	4		
春日部市	1,591	1,762	2	3	18	13	1	2	45	37	23	7	1	2	31	37	36	27	409	554	47	44	5	13		
狭山市	919	776			7	10	1		23	20	16	19		1	6	5	8	10	145	154	55	34	1	2		
羽生市	508	597			3	6			19	28	7	3			7	9	10	3	66	94	8	15	13	7		
鴻巣市	821	786	2		5	9			18	10	17	9	2		13	9	5	11	181	185	32	18	4	7		
深谷市	885	875	1	1	10	5			15	22	9	20			18	23	17	9	197	194	42	40	14	7		
上尾市	1,670	1,642			17	33		1	18	24	16	5			1	15	9	44	31	519	455	74	41	2	9	
草加市	1,906	1,864			28	25	5	1	44	28	42	11	1	4	34	38	51	30	639	606	91	64	6	11		
越谷市	3,256	3,193			30	41	7	3	48	26	29	20	1		93	74	58	27	936	1,083	99	104	18	13		
蕨市	686	614			11	3	2	2	13	13	2	1			10	9	11	5	242	226	22	27	1	2		
戸田市	1,143	1,034	3		9	13		2	7	14	3	3	1	2	17	18	15	24	343	303	45	41	2	18		
入間市	944	789			7	10			8	16	14	17	1	1	9	15	17	12	233	241	52	34	6	3		
朝霞市	969	1,012			22	16	1	2	8	11	2	3	1		6	8	68	57	316	342	34	29	1			
志木市	434	392	2	1	4	11	1	1	5	5	3	1			3	3	8	15	133	116	22	11	1	3		
和光市	445	529			9	7			3	4	1	1			3	6	24	16	119	156	9	11	1	3		
新座市	1,000	1,053			9	22		1	16	14	2	3			1	3	5	28	24	299	349	34	33	7		
桶川市	494	471			8	7			25	6	9	1	1	1	3	7	6	11	112	124	10	13		4		
久喜市	1,086	1,052		1	13	5	3	1	40	26	25	17	3	1	13	15	29	15	213	208	54	19	7	3		
北本市	472	401			2	2			21	6	12	4			5	2	3	4	80	63	22	23		3		
八潮市	883	788			6	6		1	11	22	12	4		1	25	10	44	20	313	330	50	39	3	4		
富士見市	945	794			6	8	2	1	33	11	9	2		2	10	1	12	12	277	241	38	19		1		
三郷市	1,214	1,245	1		7	4	1	1	10	17	6	4		3	25	49	40	41	395	392	40	55	11	13		
蓮田市	472	412			6	2			13	15	8	6			5	15	5	5	98	81	19	10	1	3		
坂戸市	682	751			10	21			22	20	19	13			1	6	12	16	199	213	15	52				
幸手市	441	318			1	2	1		20	5	8	4			7	8	6	4	83	77	16	12	5	4		
鶴ヶ島市	470	470			7	10			11	6	1		1		7	2	6	8	113	134	8	24	2	2		
日高市	373	336			3	1			17	11	4	2	3			4	35	12	86	72	12	14	3	3		
吉川市	564	542			5	6			9	7	8	2	1		20	29	16	22	169	184	33	14	8			
ふじみ野市	831	758			2	10			4	22	15	4		2	6	1	5	8	204	212	25	28	1			
白岡市	283	233			1	2			2	8	9	6			6	8	2	4	41	42	10	6	1	1		
伊奈町	358	261			2	2			5	6	9	3			6	4	11	5	75	74	16	9	3			
三芳町	240	189			3	2			5	5	5		1		4	1	3	2	31	31	13	8	6	2		
毛呂山町	274	221	1		4	1			7	3	8				2	3	8	3	74	73	5	9	3	2		
越生町	64	59							1	2						1	1	6	12	1	1					
滑川町	167	145			2	2			5	4						3	4	4	46	34	5	1	4	1		
嵐山町	135	120			2	1			9	4	8	1				2			16	12	5	2	1			
小川町	187	155				3			9	9	4	1			2	2	5	1	21	17				1		
川島町	199	174			1	1			23	2	5	1			1	1	1	1	12	17	2	6	2	2		
吉見町	100	120			1	1			18	2	1				2	1	1		4	7	1	5	2			
鳩山町	73	45				4			4	3	15	1							1	1	1	1				
ときがわ町	57	33			2	1			7	1	1	1						1	6	2	2					
横瀬町	17	25							1	1						2					3					
皆野町	30	43								2						1						5				
長瀬町	27	39							1	4	1	1				1					1	1	1	1		

警察署別特殊詐欺認知件数（令和7年12月末累計）

	件数	前年 同期比	被害額 (万円)	分類別						
				オレオレ	預貯金	架空料金	融資保証	運付金	詐欺盗	その他
浦和	43	-2	14,235	18	7	3	0	1	13	1
浦和東	19	-16	14,957	10	1	1	0	6	1	0
浦和西	59	+26	21,240	27	3	6	0	16	7	0
大宮	127	+52	65,803	62	9	13	0	31	9	3
大宮東	30	+5	5,846	8	8	4	0	1	9	0
大宮西	67	+42	30,819	37	5	6	0	16	1	2
蕨	32	+2	18,786	18	3	2	0	4	5	0
川口	62	-30	24,167	39	3	8	2	6	4	0
武南	30	-2	15,842	17	4	3	0	2	4	0
朝霞	72	+12	37,849	40	4	11	0	10	6	1
新座	44	-1	24,582	23	7	6	0	3	5	0
草加	40	-38	10,027	22	3	8	0	4	3	0
上尾	79	-14	29,173	33	5	6	1	8	26	0
鴻巣	59	+24	35,206	23	3	15	0	3	12	3
川越	94	+35	26,673	44	7	2	0	26	15	0
東入間	121	+34	29,112	52	16	9	0	23	20	1
所沢	93	-5	60,843	55	8	7	0	21	0	2
狭山	105	+44	59,101	52	10	14	0	25	2	2
西入間	72	+24	24,839	28	3	7	0	15	18	1
飯能	36	+22	30,847	21	5	5	0	2	3	0
東松山	41	+4	19,203	20	1	3	0	13	1	3
小川	15	+3	8,754	7	0	3	0	4	0	1
秩父	13	+2	11,245	7	0	1	0	3	2	0
小鹿野	2	-1	185	0	0	2	0	0	0	0
本庄	6	-4	1,190	5	0	1	0	0	0	0
児玉	2	-1	347	1	0	0	0	1	0	0
熊谷	49	+3	25,067	21	4	11	2	6	5	0
深谷	20	-2	7,018	7	1	4	0	3	3	2
寄居	4	0	1,216	2	0	1	0	0	1	0
行田	12	0	1,468	9	1	1	0	1	0	0
羽生	7	+1	6,338	3	0	3	0	1	0	0
加須	12	+3	2,481	6	3	2	0	1	0	0
岩槻	67	+15	22,955	30	10	8	1	7	11	0
春日部	54	-5	27,804	27	1	8	0	8	10	0
越谷	79	-21	26,962	39	2	14	0	20	1	3
久喜	39	+7	14,571	9	6	3	1	7	13	0
幸手	26	+4	5,721	7	3	2	0	13	1	0
杉戸	13	-8	8,894	6	2	2	0	2	0	1
吉川	54	-1	17,627	25	3	4	0	10	12	0
合計	1,799	+213	789,013	860	151	209	7	323	223	26

※暫定値

12 埼玉県の影響者の現状について

12 埼玉県の影響者の現状について

(1) 身体影響者 ---*---*---*---*---*---*---*---*---*---*

身体影響者手帳所持者数は、令和7年3月末現在で195,415人です。

【内訳】

影響種別	手帳所持者数	割合
視覚影響	14,172人	7.3%
聴覚・平衡機能影響	17,215人	8.8%
音声・言語・そしゃく機能影響	2,735人	1.4%
肢体不自由	88,579人	45.3%
内部影響	72,714人	37.2%
心臓機能影響	34,751人	17.8%
じん臓機能影響	21,881人	11.2%
呼吸器機能影響	2,060人	1.1%
ぼうこう・直腸機能影響	11,460人	5.9%
小腸機能影響	152人	0.1%
免疫機能影響	1,831人	0.9%
肝臓機能影響	579人	0.3%

これまでの推移は107ページの「身体影響者手帳所持者数の推移」のとおりです。

(2) 知的影響者 ---*---*---*---*---*---*---*---*---*---*

療育手帳所持者数は、令和7年3月末現在で60,703人です。

【内訳】

程度	表示	手帳所持者数	割合
重度	㊤	11,211人	18.5%
	A	12,477人	20.6%
中度	B	16,848人	27.8%
軽度	C	20,167人	33.2%

これまでの推移は109ページの「療育手帳所持者数の推移」のとおりです。

(3) 精神影響者 ---*---*---*---*---*---*---*---*---*---*

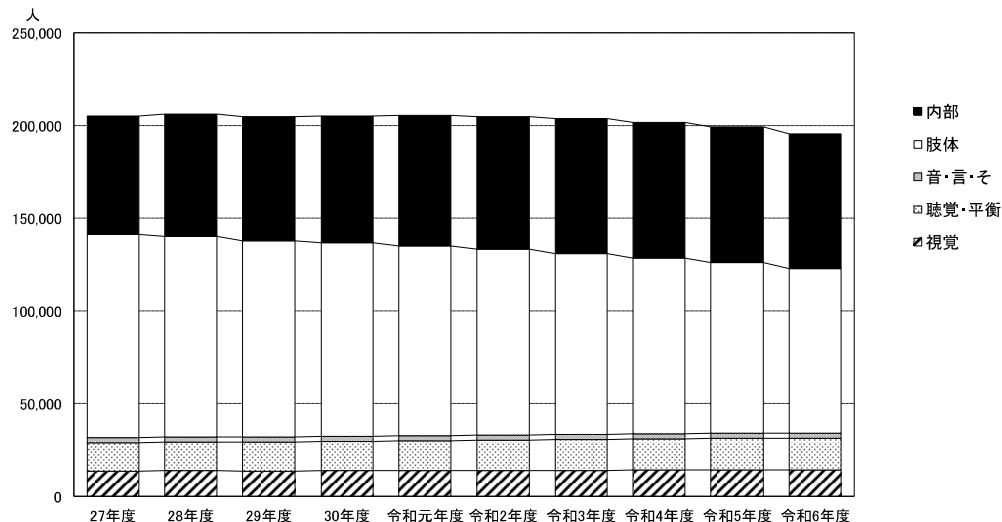
精神影響者保健福祉手帳の所持者数は、令和7年3月末現在で88,420人です。

【内訳】

程度	手帳所持者数	割合
1級	6,331人	7.2%
2級	51,310人	58.0%
3級	30,779人	34.8%

これまでの推移は110ページの「精神影響者保健福祉手帳所持者数の推移」のとおりです。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移(障害種類別)



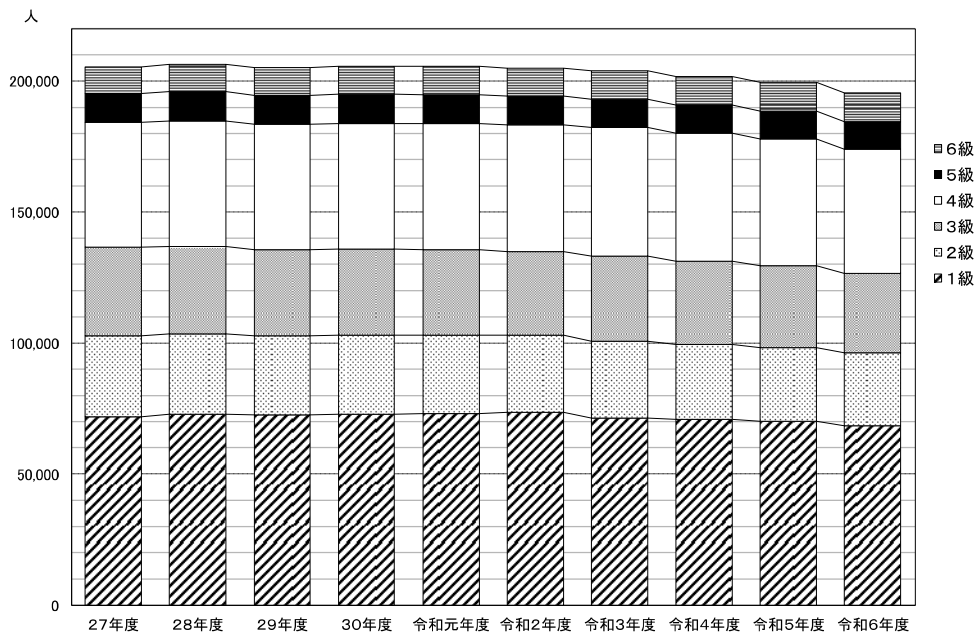
障害種類	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
視覚障害	13,566 6.6%	13,669 6.6%	13,586 6.6%	13,684 6.7%	13,801 6.7%	13,860 6.8%	13,920 6.8%	14,060 7.0%	14,191 7.1%	14,172 7.3%
聴覚・平衡機能障害	15,087 7.4%	15,467 7.5%	15,627 7.6%	15,858 7.7%	16,102 7.8%	16,350 8.0%	16,571 8.1%	16,774 8.3%	17,062 8.6%	17,215 8.8%
音声・言語・そしゃく機能障害	2,771 1.4%	2,801 1.4%	2,787 1.4%	2,817 1.4%	2,798 1.4%	2,834 1.4%	2,815 1.4%	2,796 1.4%	2,790 1.4%	2,735 1.4%
肢体不自由	109,881 53.5%	108,477 52.6%	106,013 51.7%	104,324 50.8%	102,388 49.8%	100,114 48.8%	97,632 47.9%	94,883 47.0%	91,882 46.1%	88,579 45.3%
内部障害	63,945 31.2%	65,816 31.9%	66,960 32.7%	68,791 33.5%	70,453 34.3%	71,796 35.0%	72,945 35.8%	73,174 36.3%	73,523 36.9%	72,714 37.2%
合計	205,250	206,230	204,973	205,474	205,542	204,954	203,883	201,687	199,448	195,415

注 1 上段:実数(人)

下段:構成比(%)※(小数点以下を四捨五入しているため100%とならない場合がある。)

2 手帳所持者数は各年度末

■ 身体障害者手帳所持者数の推移(障害程度別)



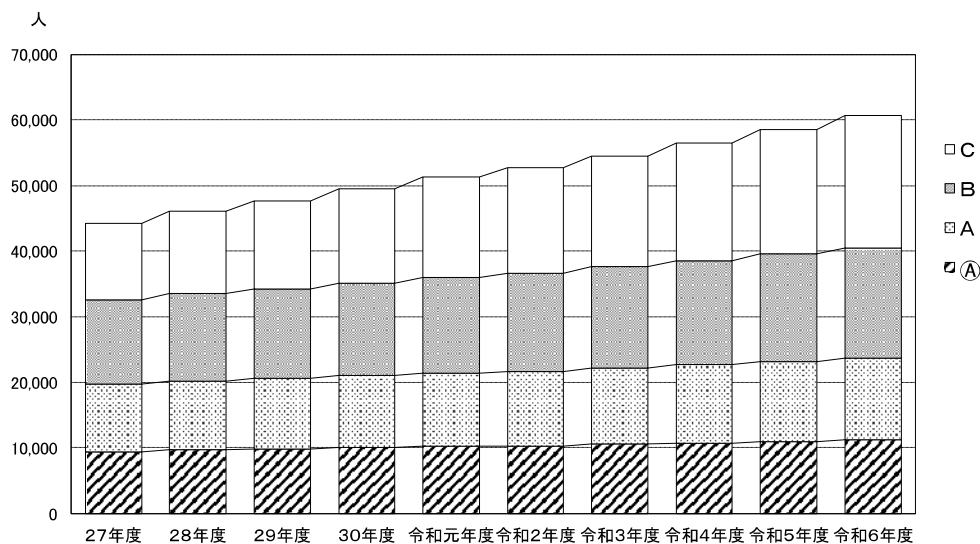
等級	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1級	71,877 35.0%	72,808 35.3%	72,545 35.4%	72,953 35.5%	73,158 35.6%	73,501 35.9%	71,441 35.0%	70,849 35.1%	70,073 35.1%	68,483 35.0%
2級	30,858 15.0%	30,634 14.9%	30,242 14.8%	30,055 14.6%	29,823 14.5%	29,495 14.4%	29,450 14.4%	28,762 14.3%	28,350 14.2%	27,816 14.2%
3級	33,826 16.5%	33,417 16.2%	32,950 16.1%	32,811 16.0%	32,591 15.9%	32,000 15.6%	32,285 15.8%	31,659 15.7%	31,033 15.6%	30,205 15.5%
4級	47,709 23.2%	47,912 23.2%	47,749 23.3%	48,089 23.4%	48,262 23.5%	48,270 23.6%	49,101 24.1%	48,809 24.2%	48,405 24.3%	47,537 24.3%
5級	10,978 5.4%	11,154 5.4%	11,086 5.4%	10,986 5.3%	10,935 5.3%	10,899 5.3%	10,774 5.3%	10,701 5.3%	10,624 5.3%	10,442 5.3%
6級	10,002 4.9%	10,305 5.0%	10,401 5.1%	10,580 5.1%	10,773 5.2%	10,789 5.3%	10,832 5.3%	10,907 5.4%	10,963 5.5%	10,932 5.6%
総数	205,250	206,230	204,973	205,474	205,542	204,954	203,883	201,687	199,448	195,415

注 1 上段:実数(人)

下段:構成比(%)※(小数点以下を四捨五入しているため100%とならない場合がある。)

2 手帳所持者数は各年度末

療育手帳所持者数の推移



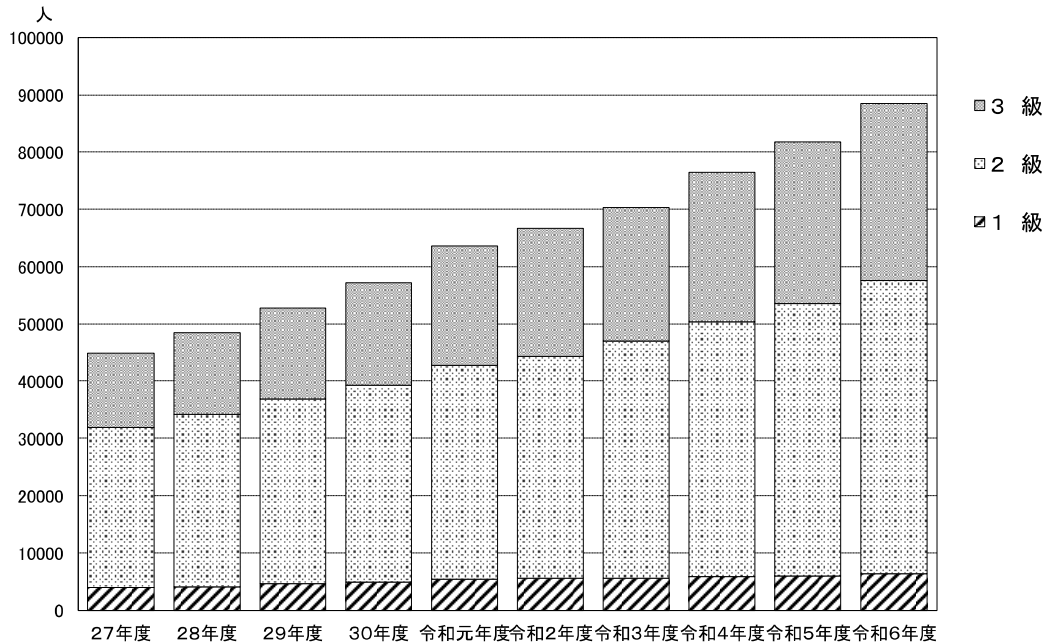
	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
Ⓐ	9,412 21.3%	9,676 21.0%	9,863 20.7%	10,085 20.3%	10,225 19.9%	10,286 19.5%	10,583 19.4%	10,740 19.0%	10,962 18.7%	11,211 18.5%
A	10,291 23.3%	10,533 22.8%	10,736 22.5%	10,939 22.1%	11,124 21.7%	11,286 21.4%	11,602 21.3%	11,948 21.1%	12,247 20.9%	12,477 20.6%
B	12,848 29.0%	13,286 28.8%	13,584 28.5%	14,097 28.4%	14,587 28.5%	15,004 28.5%	15,391 28.2%	15,846 28.0%	16,401 28.0%	16,848 27.8%
C	11,692 26.4%	12,629 27.4%	13,528 28.4%	14,437 29.1%	15,335 29.9%	16,152 30.6%	16,944 31.1%	17,962 31.8%	18,992 32.4%	20,167 33.2%
合計	44,243	46,124	47,711	49,558	51,271	52,728	54,520	56,496	58,602	60,703

注 1 上段:実数(人)

下段:構成比(%)※(小数点以下を四捨五入しているため100%とならない場合がある。)

2 手帳所持者数は各年度末

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1 級	3,952 8.8%	4,128 8.5%	4,614 8.7%	4,938 8.6%	5,369 8.4%	5,493 8.2%	5,579 7.9%	5,865 7.7%	6,000 7.3%	6,331 7.2%
2 級	27,988 62.4%	30,047 61.9%	32,283 61.1%	34,299 60.0%	37,335 58.7%	38,897 58.3%	41,382 58.9%	44,507 58.3%	47,591 58.2%	51,310 58.0%
3 級	12,921 28.8%	14,361 29.6%	15,918 30.1%	17,927 31.4%	20,874 32.8%	22,341 33.5%	23,349 33.2%	26,011 34.1%	28,211 34.5%	30,779 34.8%
合計	44,861	48,536	52,815	57,164	63,578	66,731	70,310	76,383	81,802	88,420

注 1 上段:実数(人)

下段:構成比(%)※(小数点以下を四捨五入しているため100%とならない場合がある。)

2 手帳所持者数は各年度末

3 精神障害者保健福祉手帳制度は平成7年10月に創設された。

4 手帳の有効期限は2年間で、2年ごとに障害の状態を再認定し、更新することになる。

■歩道整備の実績と予定に関する資料

道路整備課

○歩道整備の実績（過去3年度）

年度		路線名	所在地	歩道整備延長
令和7年度 (2025年度)	1	市道18号線	根岸台4丁目地内	約27m
	2	市道2002号線	宮戸4丁目地内	約33m
	3	市道15号線	根岸台4丁目地内	約75m
	4	市道11号線	膝折町2丁目地内	約10m
	計			約145m
令和6年度 (2024年度)	1	市道90号線	根岸台5丁目地内	約116m
	2	市道18号線	根岸台4丁目地内	約30m
	3	市道19号線	根岸台2丁目地内	約31m
	4	市道1号線・市道10号線	溝沼6丁目地内	約24m
	計			約201m
令和5年度 (2023年度)	1	市道20号線	根岸台2丁目地内	約38m
	計			約38m

○歩道整備の予定（令和8年度）

年度		路線名	所在地	歩道整備延長
令和8年度 (2026年度)	1	市道1号線	三原3丁目地内	約4m
	2	市道20号線	岡1丁目地内	約14m
	3	市道90号線	根岸台4丁目地内	約38m
	計			約56m